

## 平成 18 年旭市議会第 2 回定例会会議録目次

### 第 1 号（6月8日）

議事日程.....	1
本日の会議に付した事件.....	1
出席議員.....	1
欠席議員.....	2
説明のため出席した者.....	2
事務局職員出席者.....	3
開 会.....	4
人事の紹介.....	4
議長報告事項.....	5
会議録署名議員の指名.....	5
会期の決定.....	6
議案上程.....	6
議案第 1 号 旭市障害者介護給付費等審査会の委員の定数等を定める条例の制定 について	
議案第 2 号 旭市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定に ついて	
議案第 3 号 旭市農業研修施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制 定について	
議案第 4 号 旭市青年館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定につ いて	
議案第 5 号 財産の取得について	
議案第 6 号 財産の取得について	
議案第 7 号 市道路線の変更について	
議案第 8 号 市道路線の認定について	
議案第 9 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	
議案第 10 号 専決処分の承認について	
議案第 11 号 専決処分の承認について	

議案第 1 2 号 専決処分の承認について	
議案第 1 3 号 専決処分の承認について	
報告第 1 号 旭市土地開発公社の事業経営状況について	
報告第 2 号 財団法人旭市福祉協会の事業経営状況について	
報告第 3 号 専決処分の報告について	
提案理由の説明並びに政務報告.....	7
議案の補足説明及び報告の説明.....	1 5
散 会.....	3 3

## 第 2 号 ( 6 月 1 2 日 )

議事日程.....	3 5
本日の会議に付した事件.....	3 5
出席議員.....	3 5
欠席議員.....	3 6
説明のため出席した者.....	3 6
事務局職員出席者.....	3 6
開 議.....	3 7
議案質疑.....	3 7
議案上程.....	4 5
議案第 1 4 号 旭市国民健康保険直営診療所使用料及び手数料条例の一部を改正する 条例の制定について	
提案理由の説明.....	4 5
議案の補足説明.....	4 5
議案質疑.....	4 6
常任委員会議案付託.....	4 7
常任委員会請願付託.....	4 7
常任委員会陳情付託.....	4 7
散 会.....	4 8

## 第 3 号 ( 6 月 1 4 日 )

議事日程.....	4 9
本日の会議に付した事件.....	4 9
出席議員.....	4 9
欠席議員.....	4 9
説明のため出席した者.....	4 9
事務局職員出席者.....	5 0
開 議.....	5 1
一般質問.....	5 1
8 番 滑 川 公 英.....	5 2
5 番 林 七 巳.....	5 7
1 3 番 日 下 昭 治.....	6 3
4 番 伊 藤 房 代.....	8 1
散 会.....	8 7

#### 第 4 号 (6月15日)

議事日程.....	8 9
本日の会議に付した事件.....	8 9
出席議員.....	8 9
欠席議員.....	8 9
説明のため出席した者.....	8 9
事務局職員出席者.....	9 0
開 議.....	9 1
一般質問.....	9 1
2 1 番 高 橋 利 彦.....	9 1
2 5 番 伊 藤 鐵.....	9 9
1 1 番 木 内 欽 市.....	1 0 1
散 会.....	1 2 5

#### 第 5 号 (6月26日)

議事日程.....	1 2 7
-----------	-------

本日の会議に付した事件.....	1 2 7
出席議員.....	1 2 8
欠席議員.....	1 2 8
説明のため出席した者.....	1 2 8
事務局職員出席者.....	1 2 9
開 議.....	1 3 0
常任委員長報告.....	1 3 0
質疑、討論、採決.....	1 3 5
常任委員長請願報告.....	1 4 0
質疑、討論、採決.....	1 4 1
常任委員長陳情報告.....	1 4 1
質疑、討論、採決.....	1 4 3
議案上程.....	1 4 5
議案第 1 5 号 旭市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	
提案理由の説明.....	1 4 6
議案の補足説明.....	1 4 6
質疑、討論、採決.....	1 4 7
発議案上程.....	1 4 7
発議第 1 号 義務教育費国庫負担制度堅持に関する意見書の提出について	
発議第 2 号 国における平成 1 9 ( 2007 ) 年度教育予算拡充に関する意見書の提出 について	
発議第 3 号 地域手当の県内格差支給の是正に関する意見書の提出について	
発議第 4 号 米国産牛肉の拙速な輸入再々開は行わず、 B S E ( 牛海綿状脳症 ) の 万全な対策を求める意見書の提出について	
発議第 5 号 合併に伴う県議会議員選挙区見直しを求める決議の提出について	
提案理由の説明.....	1 4 8
質疑、討論、採決.....	1 5 3
事務報告.....	1 5 5
閉 会.....	1 5 6

## 平成18年旭市議会第2回定例会会議録

### 議事日程（第1号）

平成18年6月8日（木曜日）午前10時開会

- 第 1 開 会
- 第 2 人事の紹介
- 第 3 議長報告事項
- 第 4 会議録署名議員の指名
- 第 5 会期の決定
- 第 6 議案上程
- 第 7 提案理由の説明並びに政務報告
- 第 8 議案の補足説明及び報告の説明

#### 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 開 会
- 日程第 2 人事の紹介
- 日程第 3 議長報告事項
- 日程第 4 会議録署名議員の指名
- 日程第 5 会期の決定
- 日程第 6 議案上程
- 日程第 7 提案理由の説明並びに政務報告
- 日程第 8 議案の補足説明及び報告の説明

#### 出席議員（26名）

- |    |         |     |         |
|----|---------|-----|---------|
| 1番 | 伊 藤 保   | 2番  | 島 田 和 雄 |
| 3番 | 平 野 忠 作 | 4番  | 伊 藤 房 代 |
| 5番 | 林 七 巳   | 6番  | 向 後 悦 世 |
| 7番 | 景 山 岩三郎 | 8番  | 滑 川 公 英 |
| 9番 | 嶋 田 哲 純 | 10番 | 柴 田 徹 也 |

11番 木内 欽市  
 13番 日下 昭治  
 15番 林 俊介  
 17番 林 一雄  
 19番 嶋田 茂樹  
 21番 高橋 利彦  
 23番 鈴木 正道  
 25番 伊藤 鐵

12番 佐久間 茂樹  
 14番 平野 浩  
 16番 明智 忠直  
 18番 高木 武雄  
 20番 向後 和夫  
 22番 林 正一郎  
 24番 神子 功  
 26番 林 一哉

欠席議員(なし)

説明のため出席した者

市長	伊藤 忠良	助役	重田 雅行
教育長	米本 弥栄子	病院事業者 管理	吉田 象二
病院事務部長	今井 和夫	総務課長	増田 雅男
秘書広報課長	野口 徳和	企画課長	加瀬 正彦
財政課長	高埜 英俊	税務課長	江ヶ崎 純敏
市民課長	林 久男	環境課長	小長谷 博
保険年金課長	増田 富雄	健康管理課長	浪川 敏夫
社会福祉課長	遠藤 純夫	高齢者 福祉課長	横山 秀喜
商工観光課長	神原 房雄	農水産課長	堀江 隆夫
建設課長	米本 壽一	都市整備課長	島田 和幸
下水道課長	山崎 健次	海上支所長	木内 孫兵衛
飯岡支所長	佐久間 俊雄	干潟支所長	木内 國利
会計課長	宮本 英一	消防長	佐藤 眞一
水道課長	堀川 茂博	庶務課長	在田 豊
学校教育課長	多田 清司	生涯学習課長	花香 寛源
監査委員 事務局 局長	平野 哲也	農業委員会 事務局 局長	小田 雄治
飯岡支 配 人	野口 國男	病院事務次長	伊東 一直

事務局職員出席者

事務局長 来栖 昭一

事務局次長 石毛 健一

開会 午前10時13分

#### 日程第1 開 会

議長（鈴木正道） おはようございます。

ただいまの出席議員は26名、議会は成立いたしました。

これより平成18年旭市議会第2回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

#### 日程第2 人事の紹介

議長（鈴木正道） 日程第2、人事の紹介をいたします。

初めに、去る4月1日の人事異動において、病院事業管理者に就任されました吉田象二さんをご紹介します。

吉田象二病院事業管理者からごあいさつの申し出がございますので、これを許可いたします。

吉田象二病院事業管理者、ご登壇願います。

（病院事業管理者 吉田象二 登壇）

病院事業管理者（吉田象二） このたび、旭中央病院病院事業管理者兼病院長に就任いたしました吉田でございます。

1980年10月に内科医長で赴任して以来、26年間、診療に従事してまいりました。また、13年前からは副院長を兼務しておりまして、病院の運営管理の仕事もしてまいりました。

そういうわけで病院のことにつきましては熟知しているつもりでございましたが、いざ病院長に就任してみますと、その責任の重大性を痛感しております。まさに身の引き締まる思いでございます。

旭中央病院は、昭和28年に住民の皆様方の健康を守るという目的で設立されたわけですが、以来50年たってみますと、現在では、全国自治体病院1,008のうち常にトップ3の地位を占めるような病院に発展してまいりました。これは、ひとえに住民の皆様方のご支援によるものだと、こういうふうに思っております。

今後は、この地域の医療、健康、そして福祉、保健、これらの分野におきまして、私、大変微力ではありますが、誠心誠意皆様のご指導をいただいで頑張っていくつもりでございますので、よろしくお願ひいたします。

最後に皆様方の温かいご支援とご協力をお願いして、私のごあいさつといたします。どうもありがとうございました。（拍手）

議長（鈴木正道） ありがとうございました。

続いて、課長職についてご紹介いたします。

秘書広報課長に、野口徳和課長。

社会福祉課長に、遠藤純夫課長。

市民課長に、林久男課長。

監査委員事務局長に、平野哲也局長。

会計課長に、宮本英一課長。

水道課長に、堀川茂博課長。

生涯学習課長に、花香寛源課長。

環境課長に、小長谷博課長。

商工観光課長に、神原房雄課長。

農業委員会事務局長に、小田雄治局長。

なお、このほかの異動並びに昇格につきましては、過日お配りいたしました人事異動の文書によりご了承願ひたいと思います。

### 日程第3 議長報告事項

議長（鈴木正道） 日程第3、議長の報告事項を申し上げます。

お配りいたしました印刷物によりご了承いただきたいと思ひます。

### 日程第4 会議録署名議員の指名

議長（鈴木正道） 日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第81条の規定により議長が指名いたします。5番、林七巳議員、6番、向後悦世議員、以上の2議員を指名いたします。

#### 日程第5 会期の決定

議長（鈴木正道） 日程第5、会期の決定を議題といたします。

おはかりいたします。第2回定例会の会期は、本日から6月26日までの19日間といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（鈴木正道） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から6月26日までの19日間と決しました。

なお、お配りいたしました日程表により会議の運営を図りたいと思えますので、ご協力をお願いいたします。

議長（鈴木正道） 市長より送付を受けております議案は議案第1号から議案第13号までの13議案と、報告第1号から報告第3号までの報告3件であります。

配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（鈴木正道） 配付漏れないものと認めます。

議案等説明のため、市長、助役、教育長、病院事業管理者ほか関係課長等の出席を求めました。

#### 日程第6 議案上程

議長（鈴木正道） 日程第6、議案第1号から議案第13号までの13議案と、報告第1号から報告第3号までの報告3件を一括上程いたします。

- 議案第 1 号 旭市障害者介護給付費等審査会の委員の定数等を定める条例の制定について
- 議案第 2 号 旭市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3 号 旭市農業研修施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について
- 議案第 4 号 旭市青年館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について
- 議案第 5 号 財産の取得について
- 議案第 6 号 財産の取得について
- 議案第 7 号 市道路線の変更について
- 議案第 8 号 市道路線の認定について
- 議案第 9 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 議案第 10 号 専決処分の承認について
- 議案第 11 号 専決処分の承認について
- 議案第 12 号 専決処分の承認について
- 議案第 13 号 専決処分の承認について
- 報告第 1 号 旭市土地開発公社の事業経営状況について
- 報告第 2 号 財団法人旭市福祉協会の事業経営状況について
- 報告第 3 号 専決処分の報告について

#### 日程第 7 提案理由の説明並びに政務報告

議長（鈴木正道） 日程第 7、提案理由の説明並びに政務報告を求めます。

伊藤市長、ご登壇願います。

（市長 伊藤忠良 登壇）

市長（伊藤忠良） 本日、ここに平成18年旭市議会第 2 回定例会を招集し、当面する諸案件についてご審議を願うことといたしました。

開会にあたり、今回提案いたしました各議案の提案理由について申し上げます。

議案第 1 号は、旭市障害者介護給付費等審査会の委員の定数等を定める条例の制定についてでありまして、障害者自立支援法が施行されたことに伴い、同法第15条の規定による審査会を設置するにあたり、委員の定数等を定めるものであります。

議案第2号は、旭市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、病院で死亡された方の死後の処置に係る手数料を改正するものであります。

議案第3号は、旭市農業研修施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定についてでありまして、地元区からの要望により、農業研修施設を区へ無償譲渡するにあたり、条例を廃止するものであります。

議案第4号は、旭市青年館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定についてでありまして、地元区からの要望により、青年館を区へ無償譲渡するにあたり、条例を廃止するものであります。

議案第5号及び議案第6号は、財産の取得についてでありまして、議案第5号は救急業務高度化設備として高規格救急自動車1台を購入することについて、議案第6号は消防防災設備として水槽付消防ポンプ自動車1台を購入することについて、それぞれ仮契約を締結いたしましたので、この契約について議会の議決を求めるものであります。

議案第7号は、市道路線の変更についてでありまして、中央病院アクセス道の整備に伴い、市道2路線の起点を変更するにあたり、議会の議決を求めるものであります。

議案第8号は、市道路線の認定についてでありまして、市道2路線の変更に伴い、新たに1路線を認定するにあたり、議会の議決を求めるものであります。

議案第9号は、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてでありまして、現委員のうち1名が6月30日をもって任期満了となるため、後任の委員候補者を法務大臣に推薦するにあたり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

私は、関本良正氏が適任であり再度お願いしたいと考え、提案するものであります。

なにとぞご賛同くださいますようお願い申し上げます。

議案第10号から議案第13号までは、専決処分の承認についてでありまして、議案第10号は旭市税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第11号は旭市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第12号は旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第13号は旭市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

議案第10号から議案第12号までは地方税法等の一部改正、議案第13号は厚生労働省の定める診療報酬の算定方法等の改正に伴い、いずれも急施を要したため、専決処分したものであります。

報告第1号は旭市土地開発公社の事業経営状況について、報告第2号は財団法人旭市福祉協会の事業経営状況について、報告第3号は議会の指定した専決処分についてそれぞれ報告するものであります。

次に、平成17年度、7月から3月までの一般会計並びに各特別会計の執行結果について概要を申し上げます。

平成17年度の一般会計並びに各特別会計は、5月31日に出納を閉鎖し、現在、事務当局において決算作業を進めているところであります。

一般会計は、概算で歳入総額200億9,200万円、歳出総額187億9,800万円となり、実質収支額は12億9,400万円の黒字と見込まれるものであります。

また、各特別会計においても、概ね順調な決算となる見込みであります。

次に、この機会に当面する市政の近況についてご報告申し上げます。

昨年7月1日の合併から1年を迎えようとしておりますが、市としての一体感も育っており、行政内部にも落ち着きが出てまいりました。また、合併後に調整するとされたさまざまな事務事業につきましてもほぼ調整を終えたところであり、いよいよ新たな旭市建設に具体的に取り組んでいくこととなります。

はじめに、総合計画の策定について申し上げます。

平成19年度を初年度とする「旭市総合計画」については、現在、基本構想の内容について検討を行っているところであります。

去る5月31日には第3回の総合計画策定市民会議を開催し、新市建設計画や地区懇談会で出されたご意見等を踏まえた基本構想のたたき台としての案をお示しし、ご意見をいただいたところであります。

農水産業の振興や教育関係等について、多くのご意見をいただいておりますので、総合計画にどのように反映させるべきか等について検討してまいります。

また、旧3町の区域に設置した地域審議会においては、各地域における課題や魅力あるまちづくりについて、それぞれ4回の議論が重ねられ、この度、意見書を提出いただいたところであります。これらの意見については、各地域の特性を考慮しながら、市全体としてどのようにまちづくりを進めるべきか検討してまいります。

なお、市長の諮問に応じ、総合計画の調整に関し、必要な調査及び審議を行う旭市総合計画審議会を去る5月29日に立ち上げ、教育委員、農業委員、学識を有する者等15名の方々に委員を委嘱したところでありまして、今後、本審議会の審議、答申を経て、基本構想につい

ては、12月の定例会に提案する予定で事務を進めてまいります。

次に、国民保護計画について申し上げます。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の施行により策定することとなった市の国民保護計画については、現在策定作業中であり、6月中に国民保護協議会を設置して策定方針等の協議をいただきながら、9月中には計画案を作成し、県との事前協議等の事務手続きを経て、来年3月には計画書として報告できるよう進めてまいりたいと考えております。

次に、防犯について申し上げます。

昨年来、全国的に子どもたちを狙った凶悪犯罪が多発しており、5月にも秋田県で小学1年生が下校途中に殺害されるという痛ましい事件が発生するなど、依然として子どもを巻き込んだ事件、事故が後を絶たない状況であります。

市では、本年4月から、防犯指導員の皆様のご協力をいただき、2名体制で、大型の青色回転灯を装備した防犯パトロール車による市内全域の防犯パトロールを実施しております。犯罪を未然に防ぐための抑止力になればと期待するものであります。

また、エンジョイパトロール隊同様のボランティア組織が各地区で少しずつ発足してまいりました。子どもたちの安全確保のため、多くの地区でこのような取り組みを期待するものであり、今後とも地域と学校と行政が相互に協力し、より一層の防犯体制の強化に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、生活環境について申し上げます。

去る5月28日に行いました「春のゴミゼロ運動」につきましては、悪天候の中、4,500人の市民の皆様にご協力をいただき、空き缶2.3トン、空き瓶1.2トン、ペットボトル0.3トン、その他のゴミ4.3トンを回収し、環境美化を図ることができました。

当日は、実施の決定後に天候が急変し、区長さんはじめ市民の皆様には、大変なご苦勞をおかけいたしました。この場をお借りして、厚くお礼申し上げます。

次に、高齢者福祉について申し上げます。

介護保険における介護認定者は、高齢化の進展により年々増加しており、5月末現在で1,887人、第1号被保険者に対する認定率は11.6%であり、平成17年7月末から145人の増となっております。

今後も引き続き認定者の増加が見込まれることから、制度の円滑な実施と適正な運営に努めてまいります。

また、制度改革により、今年度から新たに創設された介護予防としての地域支援事業の取り組みや、地域密着型サービスの実施を図るとともに、平成19年4月の地域包括支援センター設置に向け準備を進めてまいります。

次に、児童福祉について申し上げます。

保護者の子育てに伴う不安や悩み、孤立感の解消を図り、地域で楽しく育児ができるような子育て支援の拠点として、6月5日に市役所南分館2階に「つどいの広場」を開設いたしました。

地域での乳幼児親子の集いの場として、自由に語り合い、育児体験や遊びを通しての親同士、そして子ども同士の友だちづくりや子育ての情報交換などに利用していただきたいと考えております。

保育所への指定管理者制度の導入については、保育事業のコスト削減や多様なニーズに応えることを柱に、平成19年4月、干潟保育所への導入を目指しており、5月25日に保護者の方々を対象に1回目の説明会を開催いたしました。

保護者の方々の関心も高く、事業者が変わることにより、子どもに与える影響などに対する疑問や不安も寄せられていることから、今後、保護者の皆様に十分な説明、適切な情報提供を行い、不安や疑問の解消に努め、ご理解をいただきながら進めていきたいと考えております。

次に、学校教育について申し上げます。

小学生から英語に親しみ、興味を持ってもらうため、中学校に配置している5名の英語指導助手と2名の教諭補助員が小学校においても英語の指導をするようにいたしました。これにより子どもたちが楽しく英会話に触れ、英語への学習意欲の高揚につながればと期待しております。

放課後児童健全育成事業は、新たに琴田小、嚶鳴小、中和小を加え10か所で実施しており、現在289名の児童が利用しております。今後とも指導体制の充実に努め、子育て支援の拡充を図ってまいります。

沖縄交流事業は、7月26日から3日間、市内小学生20名が、友好交流を進めている沖縄県中城村を訪問し、現地の小学生との交流会を行ってまいります。中城村との友好が深まるとともに、訪問した児童たちがより広い視野を持っていただければと期待しております。

次に、義務教育施設の整備について申し上げます。

海上中学校建設事業については、屋外運動場整備工事が終わり、その他の工事についても、

平成19年2月の完成に向けて順調に進捗しております。

小中学校校舎等の耐震化については、補強工事で耐震化が見込まれる小学校9校、中学校3校について耐震診断を実施しており、8月中には結果が出ることとなっておりますので、この結果を受け、耐震補強工事を計画的に進めてまいります。

富浦小学校のプールサイドフェンス改修工事、飯岡小学校及び古城小学校のプール改修工事並びに第一中学校の校舎階段手摺及び洋式トイレ設置工事については、6月中に実施することといたしました。

次に、社会教育について申し上げます。

体育振興については、5月18日と21日の2日間にわたり、第51回千葉県東部五市体育大会が旭市を会場に開催され、本市から26競技に372名が出場いたしました。

バドミントン、ゲートボール、グラウンドゴルフの3競技で優勝するなど各種目で健闘し、総合順位2位の成績を収めました。

また、6月4日には、市民がスポーツを身近に感じ、親しんでもらえるよう、旭スポーツの森公園等を会場に、「市民スポーツの集い」を開催いたしました。

ヘルスパレーボール、ティボールなどに子どもから大人まで大勢の市民の参加をいただき、気持ちの良い汗を流しながら、スポーツを楽しんでいただきました。

文化振興については、8月6日に、市民参加型事業として第2回市民音楽祭「天の川ライブフェスティバル」を開催いたします。

現在17組の参加申し込みがあり、5月11日には参加者からなる実行委員会を設置し、本番に向けた準備を開始いたしました。

また、10月28日に公演予定の市民ミュージカルについては、5月27日に結団式が行われ、38名の参加者が決意を新たにし、本番に向けた練習が始まっております。

これからも質の高いイベントの開催や、市民参加の活動を積極的に支援してまいります。

次に、農業について申し上げます。

農業基盤整備事業については、広域農業基盤緊急整備促進事業計画による万力 期地区の事業実施を推進するため、経営体育成基盤整備事業万力 期支区が設立され、平成19年度の事業採択に向け事業計画の調整が行われております。

次に、「幽学の里で米作り交流事業」について申し上げます。

本事業は、医療福祉・食・交流の郷づくり事業の一環として、江戸時代後期、下総の国で荒廃した農村の救済活動に身をささげ、世界で初めて農業協同組合、生活協同組合の祖であ

る「先祖株組合」を組織した農村指導者、大原幽学が残した干潟地区長部の国指定史跡の水田を、市、地元農業者、都市部の消費者、JAちばみどりなどと復活させ、米作りを通して都市住民との交流を促進するものであります。

去る5月7日には、首都圏の生活協同組合の会員家族150人による田植え体験を行いました。

今後は、7月に田んぼの生き物調査や草取り、9月の稲刈り、10月の収穫祭と続き、幕末の農村指導者、幽学の偉業を伝えながら交流の輪を広げてまいります。

次に、食料と農水産業に関する基本協定について申し上げます。

本協定は、平成13年に旧海上町、東京マイコープ、JAちばみどりの3者で締結していましたが、食料・農業・農村基本法の改正や昨年7月の合併を受け、また趣旨に賛同するエルコープを新たに加え、4者で水産資源を含めた協定を改めて締結することになったものであり、4月8日に締結いたしました。今後は、安全な農水産物の生産や環境保全を基本とした農業振興、グリーンツーリズム、ブルーツーリズムの推進による農水産業の活性化を図ってまいります。

次に、観光について申し上げます。

今年も、袋公園において4月1日から5月5日まで桜まつりを実施し、併せて鯉のぼりの掲流を行いました。

4月9日には、袋公園美化推進協議会主催による子供ゲーム大会、お囃子、カラオケ大会などが行われるとともに、商工会主催によるわくわく市場が昨年に引き続いて同時開催され、9,000人余りの親子連れで賑わいました。

今後も、新旭市の春のイベントとして定着するよう努めてまいります。

夏期観光については、7月15日から8月20日までの37日間、飯岡海水浴場と矢指ヶ浦海水浴場を開設いたします。

開設期間中には、恒例となった「サマーフェスティン矢指ヶ浦2006」の開催も予定されており、観光協会をはじめ、関係機関のご協力をいただきながら、来遊者が安全で楽しく過ごしていただけるよう準備を進めているところであります。

また、7月29日と30日には、第19回「いいおかYOU・遊フェスティバル」、8月6日と7日には、第52回「旭市七夕市民まつり」の開催を予定しており、より多くの市民の皆様に参加していただけるよう、それぞれの実行委員会を中心に検討が行われているところであります。

次に、労政について申し上げます。

高齢者・パートタイマー職業相談室については、旭市と銚子職業安定所との連携により、7月3日から、「旭市地域職業相談室」と名称を変更して業務を拡充いたします。

相談員が3名配置になり、求人情報閲覧用パソコンが4台設置されるなど相談体制も充実いたしますので、求職者の利便性が向上するものと期待しております。

勤労青少年ホームについては、これまで事業の廃止について国・県と協議を進めてまいりましたが、去る3月31日付けをもって、国から取り壊しによる財産処分について承認を得ましたので、今後は、用途廃止の事務手続きを進めてまいります。

次に、病院事業について申し上げます。

本年10月稼働を目途として準備を進めております電子カルテシステムについては、4月からその一部を稼働いたしました。各診察室でエックス線画像やその他の検査情報が確認できるようになり、診断効率が向上しております。

また、自動精算機の設置など利用者のサービス向上に努めているところであります。

さらに、病棟の再整備も計画しており、今後、基本計画の策定を進めていくこととしております。

医療制度改革や医師不足の問題など、病院事業を取り巻く環境はさらに厳しさを増しておりますが、旭中央病院から周辺病院への医師派遣など、周辺の自治体病院等との連携を強化する取り組みを千葉県に参加を得て進めており、地域の中核病院としての役割をしっかりと果たしてまいりたいと考えております。

次に、銚子連絡道路について申し上げます。

去る5月16日、銚子市青少年文化会館において、「第9回銚子連絡道路整備促進地区大会」が開催され、800名を超える地域住民が参集するなか、旭市からも議会をはじめ多くの市民のご参加をいただき、盛会のうちに終了することができました。

この銚子連絡道路は、東総地域が大きく発展するために不可欠な交通の基盤となりますので、今後の整備においては、可能な限りの整備方策を積極的に講じ、一日も早い全線の完成を目指すことなど、引き続き関係機関に要望してまいります。

次に、子ども議会について申し上げます。

市内小中学校20校の児童生徒を対象にした子ども議会を、7月25日に開催することといたしました。小学校は1校1名、中学校は1校2名、合計25名の子ども議員の参加を予定しております。

学校で学ぶ地方自治制度や議会制度を実際の議場で体験し、市役所のしくみや議会について理解を深めていただくとともに、「ふるさと旭」に高い関心を持っていただけたらと考えております。

また、今年度、新しい総合計画策定に向け、子どもの視点での意見を取り入れるため、市内5校の中学2年生に勉強していただいていることから、実りある議論が展開されるものと楽しみにしております。

次に、区長会について申し上げます。

去る5月19日、旧1市3町それぞれにあった区長会が統合され、新たに旭市区長会が発足いたしました。これにより、新市の一体感の醸成が進むとともに、市としても区長会と連携を図りながら、協働のまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

終わりに、株式会社環境シンフォニックに対する一般廃棄物処理業の許可の取消処分について、その後の経過をご報告申し上げます。

旧干潟町が行った当該許可の取消処分に対する異議申立てに対し、市は昨年8月にこれを棄却し、この取消処分の法律的な正当性を主張してきたところですが、株式会社環境シンフォニックは、これを不服として取消処分の取消しを求め、旭市を被告とする行政訴訟を千葉地方裁判所に提起いたしました。

訴状は去る4月19日に市に到達しましたが、市としては従来主張どおり、当該処分は適当だったと考えられることから、これを争うものとして、去る5月30日に開かれた第1回口頭弁論において、その姿勢を明らかにしたところであります。

以上、このたび提案いたしました案件の趣旨をご説明し、併せて市政の近況について申し上げます。詳しくは事務担当者から説明し、また、質問に応じてお答えいたしますので、なにとぞご賛同くださいますようお願い申し上げます。

議長（鈴木正道） 提案理由の説明並びに政務報告は終わりました。

#### 日程第8 議案の補足説明及び報告の説明

議長（鈴木正道） 日程第8、議案の補足説明及び報告の説明を求めます。

議案第1号について、社会福祉課長、登壇してください。

（社会福祉課長 遠藤純夫 登壇）

社会福祉課長（遠藤純夫） 議案第1号、旭市障害者介護給付費等審査会の委員の定数等を定める条例の制定について補足説明を申し上げます。

審査会は、障害者自立支援法に定める介護給付費等の支給に関する障害程度区分の審査及び判定を行うことを目的として、市町村により設置されるもので、法律上必置であることから、設置となる条例は不要であります。法第16条第1項に基づき委員定数の条例が必要であるため提案するものであります。

なお、委員は障害者の実情に通じた者のうちから、障害保健福祉の学識経験を有するものであって、中立かつ公正な立場で審査が行える者を市町村長が任命することとなっています。

また、障害者介護給付費等審査会委員報酬については、国においては統一的な単価を示す予定はなく、各自治体において類似の審査会の委員報酬等を勘案し適宜設定されたいとの考えであり、本市の介護認定審査会委員と同額の報酬月額1万8,000円としたものであります。

なお、近隣銚子市、匝瑳市においても、介護認定審査会委員と同額の報酬月額1万8,000円を予定しております。

以上で、議案第1号、旭市障害者介護給付費等審査会の委員の定数等を定める条例の制定についての補足説明を終わります。

議長（鈴木正道） 社会福祉課長の補足説明は終わりました。

議案第2号、議案第13号について、病院事務部長、登壇してください。

（病院事務部長 今井和夫 登壇）

病院事務部長（今井和夫） 議案第2号、旭市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定についての補足説明を申し上げます。

これは、病院で死亡された患者様に従来は脱脂綿等により死後の処置をしておりましたが、感染予防等の見地から、今後は体液や排泄物の漏出等を確実に防止するため、シリコン製剤を体内に注入する方式に改めることに伴うものでございます。

この処理用品の変更に伴いまして、死後処理料金を2,100円から5,250円に改正しようとするものでございます。

次に、議案第13号 専決処分の承認についての補足説明を申し上げます。

本年3月6日付けで平成18年厚生労働省告示第92号により診療報酬の算定方法が、同第99号により入院時食事療養費の算定基準が新たに制定されました。

このことにより旭市病院事業使用料及び手数料条例第2条の算定方法及び算定基準の根拠告示名を旧告示名から新告示名に改正したものでございます。

3月定例会開会後に告示があり、また、当該告示と条例との整合性の検討に時間を要したため、会期中での議案提出ができませんでした。しかしながら、4月1日の急施を要するため、当該改正条例の制定につき、専決処分をしていただいた次第でございます。

以上で、議案第2号及び議案第13号の補足説明を終わります。

議長（鈴木正道） 病院事務部長の補足説明は終わりました。

議案第3号について、農水産課長、登壇してください。

（農水産課長 堀江隆夫 登壇）

農水産課長（堀江隆夫） 議案第3号、旭市農業研修施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

飯岡地区に設置されております後農村研修所、上永井集落センターの農業研修施設が設置されている地元区からの要望により、無償にて譲渡を行うため、条例の廃止を行うものであります。

後農村研修所は、三川3804番地2に木造瓦葺平屋建て、建物面積77.76平方メートルで、昭和53年1月に建築され、後区から譲与の要望が出ております。

上永井集落センターは、上永井1097番地1に木造瓦葺平屋建て、建物面積83.64平方メートルで、昭和54年4月に建築され、上永井区から譲与の要望が出ております。両施設共地元区へ無償譲渡することにより、適正な管理が行われ、施設の有効な活用が見込まれるものであります。

以上で、議案第3号の補足説明を終わります。

議長（鈴木正道） 農水産課長の補足説明は終わりました。

議案第4号について、生涯学習課長、登壇してください。

（生涯学習課長 花香寛源 登壇）

生涯学習課長（花香寛源） 議案第4号、旭市青年館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

飯岡地区に設置されております青年館10館につきまして、地元区からの要望により、無償にて譲渡を行うため、条例の廃止を行うものであります。

各青年館の概要は、まず川端町青年館は、飯岡2094番地に木造瓦葺平屋建て、建物面積67.07平方メートルで、昭和46年10月に建築され、川端町区から要望が出ております。

小網町青年館は、飯岡2561番地の1に木造瓦葺平屋建て、建物面積70.38平方メートルで、昭和55年3月に建築され、小網町区から要望が出ております。

飯岡岡青年館は、飯岡520番地に木造瓦葺平屋建て、建物面積84.47平方メートルで、昭和52年2月に建築され、飯岡岡区から要望が出ております。

並木町青年館は、飯岡1966番地の22に木造棒葺2階建て、建物面積84.46平方メートルで、昭和53年12月に建築され、並木町区から要望が出ております。

行内青年館は、行内703番地に木造瓦葺平屋建て、建物面積72.40平方メートルで、昭和48年10月に建築され、行内区から要望が出ております。

平松岡青年館は、平松1520番地に木造瓦葺平屋建て、建物面積83.64平方メートルで、昭和51年3月に建築され、平松岡区から要望が出ております。

横根岡青年館は、横根425番地の1に木造亜鉛葺平屋建て、建物面積80.03平方メートルで、昭和44年10月に建築され、横根岡区から要望が出ております。

萩園青年館は、萩園1241番地の1に木造瓦葺平屋建て、建物面積90.47平方メートルで、昭和51年1月に建築され、萩園区から要望が出ております。

下宿青年館は、三川3719番地の1に木造カラーベスト葺平屋建て、建物面積67.08平方メートルで、昭和47年11月に建築され、下宿区から要望が出ております。

犬林青年館は、三川3825番地の1に木造瓦葺平屋建て、建物面積77.09平方メートルで、昭和43年11月に建築され、犬林区から要望が出ております。

以上10館につきまして、地元区に無償譲渡することにより、適正な管理運営が行われ、有効利用が図れるものであります。

以上で、議案第4号の補足説明を終わります。

議長（鈴木正道） 生涯学習課長の補足説明は終わりました。

ここで11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

議長（鈴木正道） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第5号、議案第6号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 高埜英俊 登壇）

財政課長（高埜英俊） 議案第5号及び議案第6号について、補足説明をいたします。い

れも財産の取得についてでありまして、予定価格が2,000万円以上の動産の買い入れであるため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決をいただくものであります。

まず、議案第5号は、救急自動車の購入です。

取得財産の内容は、高規格救急自動車1台及び付属する高度救急処置用資材一式です。

契約の方法は、指名競争入札で、契約金額は3,110万6,950円です。

契約の相手方は、千葉県匝瑳市上谷中2211番地22、千葉トヨタ自動車株式会社八日市場店です。

次に、契約の経過を説明いたします。

入札は、入札参加登録業者で納入可能な2社を指名し、去る5月30日に執行し、5月31日に仮契約を締結いたしました。

なお、納入期限は、平成19年2月5日であります。

続いて、議案第6号は、消防自動車の購入です。

取得財産の内容は、水槽付消防ポンプ自動車1-B型1台です。

契約の方法は、随意契約です。

契約金額は3,097万5,000円です。

契約の相手方は、東京都台東区松が谷4丁目13番10号、日本造機株式会社東京営業所です。

次に、契約の経過を説明いたします。

入札参加登録業者で納入可能な6社を指名し、去る5月30日に指名競争入札を行いました。

入札の結果落札者がありませんでしたので、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、随意契約となり、入札で最低金額を提示した日本造機株式会社と随意契約交渉を行いました。

その結果、3,097万5,000円が提示され、予定価格に達しましたので、契約の相手方として決定し、5月31日に仮契約を締結いたしました。

なお、納入期限は、平成18年11月17日であります。

以上で、議案第5号及び議案第6号の補足説明を終わります。

議長（鈴木正道） 財政課長の補足説明は終わりました。

議案第7号、議案第8号について、建設課長、登壇してください。

（建設課長 米本壽一 登壇）

建設課長（米本壽一） 議案第7号、市道路線の変更及び議案第8号、市道路線の認定について、補足説明を申し上げます。

旭中央病院アクセス道東西線、具体的には中央病院から川島歯科医院北側までを道整備交付金事業の認可を受けて整備するわけでございますが、国との協議の際、整備路線を一本化するように指導がありました。

よって、議案第7号添付の変更路線調書及び市道変更路線位置図のとおり整備部分の2路線を同一路線名に変更するものです。

また、この変更に伴い、議案第8号は、添付の認定路線調書及び市道認定路線位置図のとおり新たな路線番号を附するものでございます。

以上で、議案第7号、市道路線の変更及び議案第8号、市道路線の認定についての補足説明を終わります。

議長（鈴木正道） 建設課長の補足説明は終わりました。

議案第9号について、秘書広報課長、登壇してください。

（秘書広報課長 野口徳和 登壇）

秘書広報課長（野口徳和） 議案第9号について、補足説明を申し上げます。

本議案は、人権擁護委員候補者の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めるものであります。

本市には現在、人権擁護委員が11名おりますが、このうち1名が6月30日に任期満了となりますので、後任の委員候補者を法務大臣に推薦するにあたり、議会の意見を求めるものであります。

推薦したい方は、旭市清和甲727番地にお住まいの関本良正氏、昭和11年2月23日生まれの方であります。

関本さんは、住職であるとともに、保育園の理事長でありまして、社会福祉協議会の役員をはじめ、教育委員など数多くの役職を務めてこられるなど、福祉や教育に熱心に取り組まれております。

また、平成6年からは、人権擁護委員として積極的に活動されており、委員として適任の方でありますので、引き続き推薦するものであります。

なお、人権擁護委員法第7条第1項の規定による委員の欠格条項につきましては、該当する事項はありません。

また、委員の任期は3年間でございます。

以上で、議案第9号の補足説明を終わります。

議長（鈴木正道） 秘書広報課長の補足説明は終わりました。

議案第10号、議案第11号、議案第12号について、税務課長、登壇してください。

( 税務課長 江ヶ崎純敏 登壇 )

税務課長(江ヶ崎純敏) 議案第10号、旭市税条例の一部を改正する条例について、補足説明を申し上げます。

今回の改正は、平成18年度税制改正に係る地方税法等の改正により、三位一体改革の一環として、所得税から個人住民税への3兆円の税源移譲が実施されることによる個人住民税の税率のフラット化や定率減税の廃止、たばこ税の税率の引き上げ等が行われたことに伴い、国の準則に従い所要の改正を行ったものであります。

個々の条文の説明に入ります前に、税制改正のうち市町村に関係する主なものについて申し上げます。

まず、所得税から個人住民税への税源移譲については、個人住民税所得割の税率が10%にフラット化されました。この内訳は、市民税分6%、県民税分4%で、平成19年度の課税分から適用されます。

次に、個人住民税について、定率減税が平成19年度課税分から廃止されます。

なお、この定率減税の廃止については、条例の改正はありません。

次に、個人住民税の非課税限度額の見直しが行われ、控除対象配偶者または扶養親族を有する場合の加算額が、均等割については、現行17万6,000円を16万8,000円に、所得割については、現行35万円を32万円に引き下げられます。

次に、固定資産税関係では、負担水準が低い商業地等について、均衡化を促進するため、前年度の課税標準額に、当該年度の評価額の5%を加算する方法に改められました。

また、新たに、災害に強い国づくりを推進するとの観点から、昭和57年1月1日以前の住宅に対して耐震基準に適合させる改修工事を行った場合、一定期間、税額を2分の1減額する制度が創設されました。

次に、市町村たばこ税の税率が、平成18年7月1日から旧3級品以外のたばこで、1,000本につき現行2,977円を3,298円に、旧3級品のたばこで、1,000本につき現行1,412円を1,564円に引き上げられます。

以上が、市町村に関係する税制改正の概要です。

それでは、お手元の条文の順に、本市に関するものを主に説明いたします。

今回の改正は、同一の条文について、施行期日の異なる改正を行うため、第1条による改正と第2条による改正の二段階に分けて行っております。

2枚目の裏をごらんください。

第1条による改正のうち、第24条第2項の改正は、先ほど申し上げましたが、個人市民税の均等割の非課税基準に用いる加算額を現行17万6,000円から16万8,000円に改めるものであります。

第31条第2項の改正は、文言の整備であります。

第34条の2の改正は、所得控除の損害保険料控除にかわる、地震保険料控除の創設に伴う条文の整備であります。

第34条の3第1項の改正は、先ほど申し上げました税源移譲による個人市民税所得割の税率を100分の6にフラット化するものであります。

第34条の4の改正は、現行の第34条の6と同じ内容を規定したものであります。

第34条の4の2を加える改正は、現行の第34条の6の2と同じ内容を規定したものであります。

右3枚目の中段をごらんください。

第34条の6の改正は、個人市民税所得割の税率をフラット化したことに伴う所得税との人的控除額の差に基づく負担増を調整するための措置を規定したものであります。

3枚目の裏をごらんください。

第34条の6の2を削る改正及び第34条の7の改正は、条文の整備であります。

第34条の8の改正は、配当割額または株式等譲渡所得割額の控除を計算する割合を、現行100分の68を5分の3に改めるほか、条文の整備であります。

第36条の2の改正から、4枚目の上から3行目、第61条の改正までは、条文の整備であります。

第95条の改正は、たばこ税の税率を1,000本当たり3,064円に改めるものであります。ただし、実際の課税は、附則第16条の2で定める特例税率で行っています。

附則第2条の3第6項の改正は、条文の整備であります。

附則第5条第1項の改正は、個人市民税の所得割の非課税限度額を計算するときの加算額について、現行35万円を32万円に改めるほか、条文の整備であります。

附則第6条の改正から、4枚目の裏、中段までの、附則第7条の2の改正までは、条文の整備であります。

附則第7条の3を加える改正は、税源移譲で所得税の税率が改正されたことにより、所得税額から控除されていた住宅ローン控除が減少する者に対し、翌年度の市民税から減額調整

する措置について規定したものであります。

右5枚目をごらんください。

附則第8条の改正は、税源移譲に伴い、肉用牛の売却による事業所得の所得割の特例の率について、現行100分の1を100分の0.9に改めるほか、条文の整備であります。

附則第9条の改正は、条文の整備であります。

附則第10条の2の改正は、条文の整備のほか、既存住宅を耐震改修した場合における固定資産税の減額措置の創設に伴い、手続き等について所要の規定を設けたものであります。

5枚目の裏をごらんください。

附則第10条の3の改正から附則第11条の2の改正までは、条文の整備であります。

附則第12条の改正は、負担水準の低い宅地について、平成20年度までに均衡化を一層促進するため、所要の条文整備をするものであります。

1枚めくっていただきまして7枚目をごらんください。

附則第12条の2の改正から附則第15条の2の改正までは、条文の整備であります。

附則第16条の2の改正は、たばこ税の特例税率を引き上げるものでありまして、旧3級品以外のたばこは、1,000本につき現行2,977円を3,298円に、旧3級品のたばこは、1,000本につき現行1,412円を1,564円に改めるものであります。

7枚目の裏をごらんください。

附則第16条の4の改正は、土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例の税率について、現行100分の9を100分の7.2に改めるほか、条文の整備であります。

附則第17条の改正は、長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例の税率について、現行100分の3.4を100分の3に改めるほか、条文の整備であります。

附則第17条の2の改正は、優良住宅地の造成等のため土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例の税率について、長期譲渡所得金額が2,000万円以下の場合、現行100分の2.7を100分の2.4に改め、長期譲渡所得金額が2,000万円を超える部分は、現行100分の3.4を100分の3に改めるほか、条文の整備であります。

附則第17条の3第1項の改正は、居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例の税率について、長期譲渡所得金額が6,000万円以下の場合、現行100分の2.7を100分の2.4に改め、長期譲渡所得金額が6,000万円を超える部分は、現行100分の3.4を100分の3に改めるものであります。

8枚目をごらんください。

附則第18条の改正は、短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例の税率について、現行100分の6を100分の5.4に改め、国等に譲渡した場合の特例の税率について、現行100分の3.4を100分の3に改めるほか、条文の整備であります。

附則第19条の改正は、株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例の税率について、現行100分の3.4を100分の3に改めるほか、条文の整備であります。

8枚目の裏、中段をごらんください。

附則第19条の2の改正は、特定管理株式が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例における適用対象から、有価証券先物取引の方法で行ったものを除くこととするほか、条文の整備であります。

附則第19条の3の改正は、上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等に係る市民税の課税の特例の税率について、現行100分の2を100分の1.8に改めるほか、条文の整備であります。

附則第19条の4の改正から、9枚目の中段まで、附則第20条の2を削る改正までは、条文の整備であります。

附則第20条の3の改正は、先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例の税率について、現行100分の3.4を100分の3に改めるほか、条文の整備であります。

附則第20条の4第1項の改正は、条文の整備であり、この条は、附則第20条の3となります。

9枚目の裏をごらんください。

新たな附則第20条の4は、租税条約実施特例法の規定の適用がある条約適用利子、配当等に対する課税の特例について所要の規定を定めたものであります。

11枚目をごらんください。中段よりやや下になりますが、附則第21条及び別表を削る改正は、条文の整備であります。

続いて、第2条による附則第20条の4の改正は、第1条で追加した条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例における特例税率等を改めるほか、条文の整備であります。

続いて、本条例の附則の説明をいたします。

11枚目の裏をごらんください。

附則第1条は、本条例の施行期日を定めたものでありまして、基本的な施行期日を平成18年4月1日とし、第1号は、施行期日を平成18年7月1日とするものを、第2号は、施行期

日を平成18年10月1日とするものを、第3号は、施行期日を平成19年1月1日とするものを、第4号は、施行期日を平成19年4月1日とするものを、第5号は、施行期日を平成20年1月1日とするものを、第6号は、施行期日を平成20年4月1日とするものを規定したものであります。

12枚目をごらんください。

附則第2条は、市民税に関する経過措置として改正後の条例の適用区分を定めたものであります。

12枚目の裏をごらんください。

附則第3条は、個人市民税所得割の税率をフラット化したことに伴う所得税との人的控除額の差に基づく負担増を調整するための税額控除について、所要の経過措置を規定したものであります。

13枚目の裏をごらんください。

附則第4条は、固定資産税に関する経過措置として、改正後の条例の適用区分を定めたものであります。

附則第5条は、市たばこ税に関する経過措置として、改正後の条例の適用区分を定めたほか、平成18年7月1日現在の手持ちたばこに対する税率等を規定したものであります。

以上で、議案第10号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第11号、旭市都市計画税条例の一部を改正する条例について補足説明を申し上げます。

今回の改正は、地方税法等の改正に伴い、負担水準が低い宅地について、固定資産税と同様に、平成20年度までに均衡化を一層促進するため、所要の改正を行ったものであります。

それでは、お手元の条文の順に説明いたします。

2枚目の裏をごらんください。

附則第4項の改正は、宅地の課税標準額の算定方法を定めた規定であり、前年度の課税標準額に当該年度の評価額、住宅用地特例率の適用がある場合は適用後の額となります。これの5%を加えた額を課税標準額とするものであります。

附則第5項の改正は、第4項に定めた課税標準額の引き上げの上限を定めたものであり、住宅用地は評価額の80%、商業地等は評価額の60%とするものであります。

3枚目をごらんください。

附則第6項の改正は、第4項に定めた課税標準額の下限を定めたものであり、評価額の

20%とするものであります。

附則第7項の改正は、負担水準が80%以上の住宅用地は、前年度の課税標準額を据え置くことを定めたものであります。

附則第14項の改正は、用途変更宅地についての現行制度を平成20年度まで延長するものであります。

附則第13項から、3枚目の裏中段の、附則第10項までの改正は、条文の整備であります。

附則第8項の改正は、農地に対して課する都市計画税の特例であり、負担調整措置を平成20年度まで延長するものであります。

新たな附則第8項は、負担水準が60%以上70%以下の商業地等は、前年度の課税標準額を据え置くことを定めた規定であります。

4枚目をごらんください。

新たな附則第9項は、負担水準が70%を超える商業地等は、当該年度の評価額の70%を課税標準額とする旨を定めた規定であります。

続いて、本条例の附則の説明をいたします。

附則第1項は、本条例の施行期日を平成18年4月1日と定めたものであります。

附則第2項は、改正後の条例の適用区分を定めたものであります。

以上で、議案第11号の補足説明を終わります。

続いて、議案第12号、旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について補足説明を申し上げます。

今回の改正は、地方税法等の改正に伴い、主に公的年金等控除の見直し及び老年者控除の廃止により、国民健康保険税の負担が増加する高齢者に対する特例措置について所要の整備を行ったものであります。

それでは、お手元の条文の順に、説明します。2枚目の裏をごらんください。

第2条第3項及び第13条の改正は、介護納付金の課税限度額について、地方税法施行令で規定する課税限度額が9万円に改められたことに伴い、施行令と同額に改めたものであります。

附則第4項から第12項までの改正は、条文の整備であります。

下から6行目の、新たに追加された附則第5項から第8項までは、平成17年1月1日において65歳に達していた者であって、平成17年度分の個人市民税の算定にあたり旧法による特定公的年金等控除の適用があった者について、平成18年度分及び平成19年度分の軽減判定の

控除額及び所得割の算定における控除額を定めたものであります。

附則第5項は、平成18年度分の軽減判定における控除額を28万円とするものであります。

3枚目をごらんください。

附則第6項は、平成19年度分の軽減判定における控除額を22万円とするものであります。

附則第7項は、平成18年度分の所得割の算定における控除額を13万円とするものであります。

3枚目の裏をごらんください。

附則第8項は、平成19年度分の所得割の算定における控除額を7万円とするものであります。

新たに追加された附則第17項及び4枚目の附則第18項は、所得割の算定及び軽減判定において、所得に租税条約実施特例法の規定の適用がある条約適用利子等及び条約適用配当等を加えるものであります。

続いて、本条例の附則でございます。

附則第1項は、本条例の施行期日を定めたものでありまして、基本的な施行期日を平成18年4月1日とし、附則第5項から附則第12項までの改正規定は、平成19年4月1日と定めたものであります。

附則第2項は、改正後の条例の適用区分を定めたものであります。

以上で、議案第12号の補足説明を終わります。

議長（鈴木正道） 税務課長の補足説明は終わりました。

続いて、報告の説明を求めます。

報告第1号について、商工観光課長、登壇してください。

（商工観光課長 神原房雄 登壇）

商工観光課長（神原房雄） 報告第1号、旭市土地開発公社の事業経営状況について報告いたします。

初めに、平成17年度の事業報告及び決算について申し上げます。

1ページをお開きください。

まず、平成17年度の事業報告からご説明いたします。

旭市土地開発公社の平成17年度の事業は、1点目の総括事項に記載のとおり、いずれも旭市からの受託事業にかかわるものでございます。

一つは、公有地先行取得事業として取得した、旧扇屋ジャスコ跡地にかかる借入金利息を

原価に計上いたしました。

二つ目は、都市計画道路 3・4・19 谷丁場遊正線整備事業用地取得事業として1,603.5 平方メートルを新たに取得して原価に計上いたしました。

2 点目の経理状況を申し上げます。

収益的収支については、収益合計で526万40円、費用合計は624万1,479円となり、当年度の純損失は98万1,439円となりました。

また、資本的収支につきましては、資本的収入、支出ともに1,986万9,664円となったものでございます。

2 ページをお願いいたします。

3 点目の行政官庁認可事項につきましては、公有地の拡大の推進に関する法律に基づく手続きであり、4 点目は、理事会に関する事項を記載したものでございます。説明は省かせていただきます。

続いて3 ページは、平成17年度の損益計算書であります。

収支の金額につきましては、先ほど収益的収支で説明したとおりでありまして、収益的収入及び支出の明細は6 ページから8 ページに記載しておりますので、後ほどご確認をいただきたいと思っております。

次に、4 ページをお開きください。

平成18年3月31日現在の貸借対照表であります。

左側、資産の部は、流動資産で7億6,145万7,567円、固定資産で22万9,353円、合計7億6,168万6,920円となりました。

右側の負債及び資本の部につきましては、固定負債で6億3,757万8,309円、資本金は旭市の全額出資で500万円、準備金といたしましては、特別積立金で6,715万3,943円、前期繰越準備金で5,293万6,107円でありまして、当期の純損失は98万1,439円となったものであります。

5 ページは、平成18年3月31日現在の財産目録であります。

資産総額7億6,168万6,920円に対しまして、負債は6億3,757万8,309円となり、差し引きの正味財産は1億2,410万8,611円となりました。

続いて、平成18年度の事業計画、予算及び資金計画についてご説明いたします。

少し飛びまして12ページをお開きください。

平成18年度の事業計画であります。

前年度と同様に、旭市からの受託事業として2行目にあります都市計画道路3・4・19谷丁場遊正線整備事業にかかわる事業用地の先行取得を予定するものでありまして、受託事業を申し上げますと、事業年度は、平成16年度から平成21年度まで、受託事業費の総額は1億6,000万円であります。本年度支出予定額は、用地費と支払い利息を合わせた5,217万8,000円を予定するものであります。

次のページ、13ページは、平成18年度の予算であります。

第2条の収益的収入及び支出からご説明いたします。

まず、収入のうち、1款2項補助金等収益は、旭市からの運営費、補助金等で360万円、2款事業外収益は1万4,000円を予定し、収入合計を361万4,000円と見込んだものであります。

次に、支出であります。2款1項販売費及び一般管理費は590万円を計上し、3款予備費10万円と合わせ、支出の合計を600万円と予定するものであります。

14ページに移ります。

第3条は、資本的収入及び支出であります。

収入の部は、1款1項の借入金を5,608万1,000円と予定いたしました。

支出については、1款1項公有用地取得事業費に5,897万1,000円、2項固定資産取得費に289万円を予定し、予備費の12万9,000円と合わせて、支出の合計を5,910万円と予定するものであります。

資本的収入が支出額に対して不足する301万9,000円は、損益勘定留保資金及び繰越準備金で補てんするものであります。

なお、収益的収入及び支出の明細は15ページから17ページに、また、資本的収入及び支出の明細につきましては、18ページから19ページに記載しておりますので、後ほどご確認をいただきたいと思います。

続いて、第4条は、長期借入金の限度額でありまして、その限度額を10億3,259万1,000円と定めるものであり、第5条においては、支出予算の流用について定めているものでございます。

次は、飛びまして20ページをお願いいたします。

平成18年度の予定損益計算書であります。

表の右側になりますが、収益の部の合計361万4,000円に対しまして、左側の費用の部の合計は600万円となり、当期の純損失を238万6,000円と見込んだものであります。

21ページは、平成19年3月31日現在の予定貸借対照表であります。

左側、資産の部は、1 流動資産として、現金及び預金と公有用地の総額で8億6,614万8,000円、2の固定資産を合わせて、資産の合計を8億6,905万1,000円と見込みました。

右側、負債及び資本の部は、1の流動負債は項目立てでございます。2の固定負債は長期借入金で7億4,727万9,000円、3の資本金は基本財産で500万円、4の準備金は、特別積立金が6,715万4,000円、前期繰越準備金で5,200万4,000円、当期純損失を238万4,000円と見込んだものであります。

最後に、22ページをお願いいたします。

平成18年度の資金計画であります。

受入資金1億6,437万1,000円に対して、支払資金を6,510万円と予定し、差し引き9,927万1,000円を見込んでいるものでございます。

以上、報告第1号、旭市土地開発公社の事業経営状況についての説明を終わります。

議長（鈴木正道） 商工観光課長の説明は終わりました。

報告第2号について、社会福祉課長、登壇してください。

（社会福祉課長 遠藤純夫 登壇）

社会福祉課長（遠藤純夫） 報告第2号、財団法人旭市福祉協会の事業経営状況についてご報告いたします。

初めに、平成17年度の運営状況について申し上げます。

1ページをお開きください。

あさひ健康福祉センターにつきましては、一昨年6月に開館いたしまして、高齢者の健康づくりと地域社会の福祉増進に努めてまいりました。

年間の利用者数は1万8,781人でありました。

旧旭市福祉センターにつきましては、前年度に引き続き広間利用者を主体に運営を行い、年間3,660人のご利用をいただきました。

旭市蓼科高原山の家運営につきましては、例年どおり7月から10月までの季節開設いたしました。年間利用者数は322人でありました。

次に、決算の状況について申し上げます。

2ページをお開きください。

収入の決算額、支出の決算額ともに3,649万8,243円で、収入支出差引額はゼロ円となりました。

収入につきましては、3ページをごらんいただきたいと思います。

健康福祉センター事業収益の収入済額は886万7,774円で、前年度比29万1,735円の減となりました。

山の家事業収益の収入済額は197万9,380円でありました。

市補助金は2,465万1,089円でありました。

続きまして、支出につきましてご報告申し上げます。

4ページをお開きください。

健康福祉センター事業費用の支出済額は3,097万8,659円で、前年度比420万3,751円、11.9%の減であります。

山の家事業費用は551万9,584円で、前年度比292万9,644円の増となりました。

6ページから16ページは歳入歳出事項別明細書であります。

17ページは、平成17年度の月ごとの利用状況であります。

続きまして、平成18年度の事業計画並びに予算について申し上げます。

21ページをお開きください。

事業計画として、健康福祉センターについては、年間業務予定量を2万1,230人と見込み、山の家利用については、7月から10月までの季節開設で、利用者数を500人と見込んだものであります。

次に、予算について申し上げます。

22ページをお開きください。

第2条で、予算の総額は、収入、支出ともに4,725万2,000円としております。前年度比660万7,000円、14%の増であります。

収入については23ページをごらんください。

利用者数を2万1,230人と見込み、健康福祉センター事業収益は956万1,000円、前年度比237万5,000円の減であります。

山の家事業収益は、利用者数500人を見込み、事業収益307万8,000円といたしました。

委託金1,778万8,000円は、本年度から指定管理者制度を導入し施設の管理及び運営を委託するものです。

補助金1,682万5,000円は市からの補助金であり、前年度比812万6,000円の減となっております。

支出につきましては、24ページをお開きください。

健康福祉センター事業費用は3,756万7,000円で、前年度比685万3,000円の増であります。健康増進事業によるトレーナー等の人件費及び光熱水費等であります。

また、山の家事業費用は868万5,000円で、前年度比24万6,000円の減であります。

以上で、報告第2号、財団法人旭市福祉協会の事業経営状況の報告を終わります。

議長（鈴木正道） 社会福祉課長の説明は終わりました。

報告第3号について、総務課長、登壇してください。

（総務課長 増田雅男 登壇）

総務課長（増田雅男） 報告第3号、専決処分の報告についてご説明を申し上げます。

本件は、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、本市では、市の義務に属する損害賠償の額の決定等で、100万円未満のものについては、市長の専決処分処理することと委任されております。

なお、この専決処分については、同条第2項の規定により、議会へ報告することとされておりますので、今回の報告を行うものです。

なお、期間でございますが、合併後の昨年、平成17年7月1日から平成18年3月31日までの間に専決処分したものでございます。

それでは、案件ごとにご説明申し上げます。

案件1は、足川地先における市有自動車の衝突物損事故で、相手方への賠償は2万9,760円、昨年9月2日に専決しました。

案件2は、松ヶ谷地先における自損による物損事故ですが、市道の陥没箇所での事故ということで、市が管理責任上の義務を負ったものです。賠償は8,400円、昨年9月29日に専決しました。

案件3は、椎名内地先における市有自動車の衝突物損事故で、相手方への賠償は13万5,870円、本年3月8日に専決しました。

案件4は、市内二地先における市有自動車の衝突人身事故で、相手方への賠償は20万1,679円、本年3月14日に専決しました。

案件5は、井戸野地先における市有自動車の衝突物損事故で、相手方への賠償は9,200円、本年3月29日に専決しました。

以上で、報告第3号の説明を終わります。

議長（鈴木正道） 総務課長の説明は終わりました。

以上で、議案の補足説明及び報告の説明は終わります。

議長（鈴木正道） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は12日定刻より開会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午前11時59分

## 平成18年旭市議会第2回定例会会議録

### 議事日程（第2号）

平成18年6月12日（月曜日）午前10時開議

- 第 1 議案質疑
- 第 2 常任委員会議案付託
- 第 3 常任委員会請願付託
- 第 4 常任委員会陳情付託

#### 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案質疑
- 追加日程第 1 議案上程
- 追加日程第 2 提案理由の説明
- 追加日程第 3 議案の補足説明
- 追加日程第 4 議案質疑
- 日程第 2 常任委員会議案付託
- 日程第 3 常任委員会請願付託
- 日程第 4 常任委員会陳情付託

#### 出席議員（26名）

1番	伊藤保	2番	島田和雄
3番	平野忠作	4番	伊藤房代
5番	林七巳	6番	向後悦世
7番	景山岩三郎	8番	滑川公英
9番	嶋田哲純	10番	柴田徹也
11番	木内欽市	12番	佐久間茂樹
13番	日下昭治	14番	平野浩
15番	林俊介	16番	明智忠直
17番	林一雄	18番	高木武雄

19番 嶋田茂樹  
21番 高橋利彦  
23番 鈴木正道  
25番 伊藤 鐵

20番 向後和夫  
22番 林 正一郎  
24番 神子 功  
26番 林 一 哉

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	伊藤忠良	助 役	重田雅行
教育長	米本弥栄子	病院事業者 管理 者	吉田象二
病院事務部長	今井和夫	総務課長	増田雅男
秘書広報課長	野口徳和	企画課長	加瀬正彦
財政課長	高埜英俊	税務課長	江ヶ崎純敏
市民課長	林 久男	環境課長	小長谷 博
保険年金課長	増田富雄	健康管理課長	浪川敏夫
社会福祉課長	遠藤純夫	高齢者長 福祉課長	横山秀喜
商工観光課長	神原房雄	農水産課長	堀江隆夫
建設課長	米本壽一	都市整備課長	島田和幸
下水道課長	山崎健次	海上支所長	木内孫兵衛
飯岡支所長	佐久間俊雄	干潟支所長	木内國利
会計課長	宮本英一	消 防 長	佐藤真一
水道課長	堀川茂博	庶務課長	在田 豊
学校教育課長	多田清司	生涯学習課長	花香寛源
監査委員 長 事務局長	平野哲也	農業委員会 事務局長	小田雄治
飯岡荘支配人	野口國男	病院事務次長	伊東一直

事務局職員出席者

事務局長	来栖昭一	事務局次長	石毛健一
------	------	-------	------

開議 午前 10 時 25 分

議長（鈴木正道） おはようございます。ただいまの出席議員は26名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

#### 日程第 1 議案質疑

議長（鈴木正道） 日程第 1、議案質疑。

議案の質疑を行います。

議案第 1 号から議案第13号までの13議案を順次議題といたします。

議案第 1 号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

神子功議員。

24番（神子 功） 議案第 1 号、旭市障害者介護給付費等審査会の委員の定数等を定める条例の制定について、ご質疑申し上げます。

この条例の制定につきましては、障害者自立支援法第15条の規定により、市町村に障害程度区分の審査判定業務を行う及び市町村の支給要否決定を行うに当たり意見を聞くため審査会を置くこととしており、審査会の委員の定数は条例で定めることになっております。

今回提案されております条例第 2 条で、審査会の委員の定数は10人とするとなっておりますが、定数を10人とする根拠について、1 点目としてお伺いしたいと思います。

2 点目ですが、審査会委員の構成について、どのようにお考えになっているのか、お示しをいただきたいと思います。

この条例の 3 条では、審査会に関し、必要な事項は市長が定めるということとしておりますが、審査会の開催についてはどのようなお考えか。また、審査会委員の任期については何年とするものか、お尋ねしたいと思います。

以上です。

議長（鈴木正道） 神子功議員の質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

社会福祉課長（遠藤純夫） お答え申し上げます。

まず、第1点目の審査会委員10人の根拠はということでございますが、1グループ5人で2グループで行うということでございます。

次に、審査会委員の10名の選出の考え方でございますが、審査会委員につきましては、障害者自立支援法第16条第2項により、委員は障害者等の保健または福祉に関する学識経験を有するものの中から市町村長が任命するということになっております。市といたしましても、委員の構成につきましては、障害者の実情に通じたものの中から障害保健福祉の学識経験を有するものであって、中立かつ公平な立場で審査が行える方を考えております。具体的には、医師、社会福祉司、精神保健福祉師、保健師、その他、社会福祉関係の学識経験を有するものというふうに考えております。

次に、審査会の開催であります。10月から介護給付サービスが開始されるため、現段階におきましては7月から9月の間は月1回から2回程度、10月以降については月1回程度を考えております。

次に、任期でございますが、今回の委員につきましては19年3月31日が任期となっております。

以上でございます。

議長（鈴木正道） 神子功議員。

24番（神子 功） 審査会の委員についての委員の構成でございますが、今ご説明がありましたけれども、旭市としては、身体障害者あるいは知的障害者、精神障害者、各分野の均衡ということが必要ということで、配慮した構成をとというのが指導要綱になっているみたいでございます。そういった意味で、今お示しいただきましたけれども、この3点についての各分野については均衡が保たれるような配慮というのはされておりますでしょうか。もう一度詳しくお願いいたします。

議長（鈴木正道） 神子功議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

社会福祉課長（遠藤純夫） 配慮していきたいというふうに考えております。

議長（鈴木正道） 神子功議員の質疑を終わります。

以上で、通告による質疑は終わりました。

議案第1号の質疑を終わります。

議案第2号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

議長(鈴木正道) 質疑なしと認めます。

議案第3号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

議長(鈴木正道) 質疑なしと認めます。

議案第4号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

神子功議員。

24番(神子 功) 議案第4号、旭市青年館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について、ご質疑申し上げます。

今回提案されております条例の廃止につきましては、担当課長より、今回廃止となる青年館の場所、構造、面積、そして設置年月等、詳細な補足説明をいただきました。

青年館の設置につきましては、たしか県の指導により取り組まれた補助対策事業であったと記憶しております。旭地区では、平成7年3月に所期の目的を達成したということで、既に、青年館の設置及び管理に関する条例が提案され、廃止されております。

今回提案されております飯岡地区の青年館は、古いもので昭和43年11月、新しいものでは昭和55年3月に建てられたものであり、これらいずれも、地元区から要望により無償譲渡するという説明がございました。

そこで、何点かお伺いをしたいと思います。

今回、地元区からの要望により無償譲渡するということですが、無償譲渡をするに至った経過について、もう少し詳しくご説明をいただきたいと思うのが第1点目であります。

2点目、各青年館が設置されている所在地の土地の所有権、いわゆる名義はどうなっているでしょうか。

3点目、各青年館の建物の所有権、この名義はどうなっているでしょうか。補助金制度を運用してきたと思われましても、その経過と現状について、お分かりになりましたら、簡単に結構ですからお伺いいたします。要は、補助金は全部いただいたけれども、現在は補助金制度が内容的には既に旭市のものになっているとか、そういった経過でございます。

4点目、これは、既に老朽化している建物でございます。仮に、無償譲渡をしたという7月1日から施行になった場合には、地元の方が老朽化している施設でございますから、管理という面から修繕あるいは改修ということが考えられるわけではありますが、その点については、どのような双方の検討がされているかどうか、この点につきましてお伺いいたします。

4点について、よろしく申し上げます。

議長（鈴木正道） 神子功議員の質疑に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

生涯学習課長（花香寛源） 神子議員の質問にお答えいたします。

まず、地元区からの要望について、経過を詳しくということですが、確かに、神子議員おっしゃるとおり、旧旭市におきましては、平成7年度に青年館は無償譲渡しております。そのほか、旧海上町では平成10年度に、旧干潟町においては平成12年度にそれぞれ無償譲渡しております。それらを踏まえて、無償譲渡につきまして当該関係区長にご説明したところ、ご理解をいただき、該当区全区の連名にて3月24日に要望書が提出されたところであります。

各青年館の土地についてであります。公有地につきましては小網町の青年館だけで、残りの9館につきましては私有地であります。

譲渡後の建物の名義はということですが、譲渡先は区となります。

修繕管理につきましては、所管が企画課となります。

以上です。

議長（鈴木正道） 企画課長。

企画課長（加瀬正彦） それでは、お答え申し上げます。

区に譲渡した後の修繕、それから改修でございますけれども、市の方で旭市コミュニティー育成事業補助金交付要綱を持っておりますので、その補助によりまして、改築等に対応していきたいというふうに考えております。これについては、建て替えの場合で10分の6以内、補助限度額は700万円となっております。

以上です。

議長（鈴木正道） 神子功議員。

24番（神子 功） それでは、1点だけ質疑を申し上げます。

譲渡された場合に、今までは青年館ということで運営をしてきましたけれども、地元区に譲渡する場合に、青年館という名前についてはどのように考えているか。例えば、青年館ではなくしてコミュニティーとか、あるいは名称については行政と区ではどのような考えの基

に議論されてきたのかどうか、1点だけお願いいたします。

議長（鈴木正道） 神子議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

生涯学習課長（花香寛源） 青年館の名称であります。青年館そのものの条例はなくなりますので、あとは区に譲渡した場合には、区の方がそれなりの名称でいいと思っています。

例えば、何々区集会所でも結構ではないかと思っています。

以上です。

議長（鈴木正道） 神子功議員の質疑を終わります。

以上で、通告による質疑は終わりました。

議案第4号の質疑を終わります。

議案第5号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

議長（鈴木正道） 質疑なしと認めます。

議案第6号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

議長（鈴木正道） 質疑なしと認めます。

議案第7号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

議長（鈴木正道） 質疑なしと認めます。

議案第8号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

議長（鈴木正道） 質疑なしと認めます。

議案第9号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

議長（鈴木正道） 質疑なしと認めます。

議案第10号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

神子功議員。

24番（神子 功） 議案第10号、専決処分の承認について、ご質疑申し上げます。

内容的には、18年度の税制改正による内容のものでございます。

私は、3点、市にとっては税収の関係、また、市民にとっては税の負担という観点から影響額等につきましてご質疑をするものでございます。

その第1点目ですが、今回の税制改正によりまして、平成19年度から影響が出るというふうになっておりますけれども、この税制改正によりまして、市民の税負担並びに市にとりまして市税収入、この増減というものがどのように推移していくものかどうか。これが第1点目であります。

2点目、今年度における定率減税が行われますけれども、これも市民に対する影響あるいは市税収入に対する影響についての把握状況、いわゆる額的に影響額がどのようになるのかどうか、お示しをいただきたいと思っております。

最後の3点目ですが、平成18年7月1日からたばこ税の値上げというものが盛り込まれております。平成18年度当初予算には4億9,000万円余りの予算が計上されておりますし、これは、当初値上げ分も見込んだというお話をいただいております。この改正によりまして、7月1日から値上げされた場合に、その増収分というものはどのような影響を示すものなのかどうか。当初予算で見込んだ内容も含めて、どのように影響がされるかどうか、お示しをいただきたいと思っております。

以上3点、お願いいたします。

議長（鈴木正道） 神子功議員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

税務課長（江ヶ崎純敏） 税制改正に伴う影響につきまして、3点のご質問にお答えいたします。

まず、第1点目の税源移譲によりまして市民と市の負担及び税収への影響額でございますけれども、今回の改正におきましては、市民の負担につきましては、個人住民税がフラット化によりまして負担増となる部分につきましては、所得税において同額の負担減を図り、逆に、個人住民税が負担減となる部分については、所得税において負担増を図ることによってさまざまな階層の納税者の方の負担が極力変わらないというようになっております。

この改正によります市民の負担への影響額でございますが、国のモデル例でご説明したいと思えます。

例といたしまして、夫婦、妻が専業主婦で子が2人、うち1人は特定扶養親族という世帯で、給与収入が700万円である場合、個人住民税では税源移譲前の税額は19万6,000円でございますが、これが税源移譲後は29万3,500円となり、差し引き9万7,500円の増額となるものでございますが、所得税でこれと同額が減額となります。したがって、所得税と個人住民税とで増減があって、負担する額は変わらないということになっております。

旭市の税金における影響額につきましては、国は、市町村への税源移譲額として8,300億円を予定しておりますけれども、具体的な旭市としての影響額というものは電算での試算をしておりませんので、数値をお示しすることはできません。

それから、第2点目、定率減税の18年度の影響額でございますけれども、市税といたしましては、約1億9,000万円の増を見込んでおります。

それから、3点目のたばこ税の引き上げによる影響でございますけれども、平成18年度予算で見込んでおりますけれども、当初の見込み、現行税率でのたばこ税の収入見込みをまず4億5,797万4,000円と見込みました。これに対して、7月1日以後の税率改正を見込んでトータルでのたばこ税の税金は、18年度予算で4億9,089万5,000円を見込んだわけでございますが、これは健康志向等によるたばこの喫煙本数の減等も考慮しながら、差し引き税率の引き上げによる増収は約3,300万円を見込んだものでございます。

以上でございます。

議長（鈴木正道） 神子議員の質疑を終わります。

以上で、通告による質疑は終わりました。

議案第10号の質疑を終わります。

議案第11号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

議長（鈴木正道） 質疑なしと認めます。

議案第12号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

議長（鈴木正道） 質疑なしと認めます。

議案第13号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

議長(鈴木正道) 質疑なしと認めます。

以上で、議案の質疑を終わります。

おはかりいたします。議案第9号は人事案件でありますので、委員会付託を省略して本日の日程に追加し、直接審議にて先議いたしたいと思いますが、これに決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(鈴木正道) ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号は、委員会付託を省略して本日の日程に追加し、直接審議にて先議することに決しました。

議案第9号は人事案件でありますので、討論を省略して採決いたします。

議案第9号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(鈴木正道) 全員賛成。

よって、議案第9号は同意することに決しました。

議長(鈴木正道) 本日、市長より追加議案の送付があり、これを受理いたしました。

追加のありました議案は、議案第14号、旭市国民健康保険直営診療所使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定についての1議案であります。

配布漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(鈴木正道) 配布漏れないものと認めます。

おはかりいたします。議案第14号の1議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（鈴木正道） ご異議なしと認めます。

よって、本議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

#### 追加日程第1 議案上程

議長（鈴木正道） 追加日程第1、議案上程。

議案第14号の1議案を上程いたします。

#### 追加日程第2 提案理由の説明

議長（鈴木正道） 追加日程第2、提案理由の説明。

提案理由の説明を求めます。

伊藤市長、ご登壇願います。

（市長 伊藤忠良 登壇）

市長（伊藤忠良） 本日、議案1件を追加提案し、ご審議いただくことといたしました。

議案の提案理由について、ご説明申し上げます。

議案第14号は、旭市国民健康保険直営診療所使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、厚生労働省の定める診療報酬の算定方法の改正に伴い、滝郷診療所における診療報酬について所要の改正を行うものであります。

以上、追加提案いたしました案件の趣旨をご説明いたしました。

詳しくは事務担当者から説明し、また、質問に応じてお答えいたしますので、よろしくご審議の上、ご賛同くださるようお願い申し上げます。

議長（鈴木正道） 提案理由の説明は終わりました。

#### 追加日程第3 議案の補足説明

議長（鈴木正道） 追加日程第3、議案の補足説明。

議案の補足説明を求めます。

議案第14号について、保険年金課長、登壇してください。

( 保険年金課長 増田富雄 登壇 )

保険年金課長( 増田富雄 ) 議案第14号、旭市国民健康保険直営診療所使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本案は、旭市直営の滝郷診療所の診療報酬の算定方法につきまして、厚生労働省が本年4月施行で12年ぶりの抜本的な改定を行ったことから、所要の改正を行うものであります。

その主なものを申し上げますと、初診料が2,740円から2,700円に、再診療が730円から710円に引き下げられるものであります。

次に、施行期日等についてであります。この条例は、公布の日から施行することとしますが、厚生労働省の告示が平成18年4月1日から改正されていることから、同日にさかのぼって適用することといたします。

なお、滝郷診療所では、4月1日以降の初診料等について、この条例の根拠である厚生労働省の告示に基づいて改正後の額で徴収していたため、この条例を4月にさかのぼって適用しましても、利用者に追加徴収や還付は発生せず、何ら不利益は生じておりません。

以上で、議案第14号の補足説明を終わります。

議長( 鈴木正道 ) 保険年金課長の補足説明は終わりました。

#### 追加日程第4 議案質疑

議長( 鈴木正道 ) 追加日程第4、議案質疑。

議案第14号について、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

( 「なし」の声あり )

議長( 鈴木正道 ) 質疑なしと認めます。

以上で、議案の質疑を終わります。

## 日程第2 常任委員会議案付託

議長（鈴木正道） 日程第2、常任委員会議案付託。

これより、各常任委員会に議案を付託いたします。

総務常任委員会は、議案第5号、議案第6号、議案第10号、議案第11号、議案第12号の5議案であります。

文教福祉常任委員会は、議案第1号、議案第4号、議案第14号の3議案であります。

建設経済常任委員会は、議案第3号、議案第7号、議案第8号の3議案であります。

公営企業常任委員会は、議案第2号、議案第13号の2議案であります。

以上のとおり付託いたします。

付託いたしました議案は、6月22日、午後5時までに審査を終了されますようお願いいたします。

## 日程第3 常任委員会請願付託

議長（鈴木正道） 日程第3、常任委員会請願付託。

本定例会までに提出されました請願は、請願第1号、請願第2号、請願第3号の3件であります。

配布漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（鈴木正道） 配布漏れないものと認めます。

これより、請願を付託いたします。

文教福祉常任委員会に、請願第1号、請願第2号、請願第3号の3件を付託いたします。

付託いたしました請願は、6月22日、午後5時までに審査を終了されますようお願いいたします。

## 日程第4 常任委員会陳情付託

議長（鈴木正道） 日程第4、常任委員会陳情付託。

本定例会までに提出されました陳情は、陳情第7号、陳情第8号の2件であります。  
配布漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(鈴木正道) 配布漏れないものと認めます。

これより、陳情を付託いたします。

建設経済常任委員会は、陳情第7号の1件であります。

公営企業常任委員会は、陳情第8号の1件であります。

以上のとおり付託いたします。

付託いたしました陳情は、6月22日、午後5時までに審査を終了されますようお願いいたします。

議長(鈴木正道) 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は14日定刻より開会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午前10時54分

平成18年旭市議会第2回定例会会議録

議事日程（第3号）

平成18年6月14日（水曜日）午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（26名）

1番	伊藤 保	2番	島田 和雄
3番	平野 忠作	4番	伊藤 房代
5番	林 七巳	6番	向後 悦世
7番	景山 岩三郎	8番	滑川 公英
9番	嶋田 哲純	10番	柴田 徹也
11番	木内 欽市	12番	佐久間 茂樹
13番	日下 昭治	14番	平野 浩
15番	林 俊介	16番	明智 忠直
17番	林 一雄	18番	高木 武雄
19番	嶋田 茂樹	20番	向後 和夫
21番	高橋 利彦	22番	林 正一郎
23番	鈴木 正道	24番	神子 功
25番	伊藤 鐵	26番	林 一哉

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長 伊藤 忠良 助 役 重田 雅行

教 育 長	米 本 弥榮子	病 院 事 業 者 管 理 者	吉 田 象 二
病院事務部長	今 井 和 夫	總 務 課 長	増 田 雅 男
秘書広報課長	野 口 德 和	企 画 課 長	加 瀬 正 彦
財 政 課 長	高 埜 英 俊	税 務 課 長	江ヶ崎 純 敏
市 民 課 長	林 久 男	環 境 課 長	小長谷 博
保険年金課長	増 田 富 雄	健康管理課長	浪 川 敏 夫
社会福祉課長	遠 藤 純 夫	高 齡 者 福 祉 課 長	横 山 秀 喜
商工観光課長	神 原 房 雄	農 水 産 課 長	堀 江 隆 夫
建 設 課 長	米 本 壽 一	都 市 整 備 課 長	島 田 和 幸
下 水 道 課 長	山 崎 健 次	海 上 支 所 長	木 内 孫 兵 衛
飯岡支所長	佐久間 俊 雄	干 潟 支 所 長	木 内 國 利
会 計 課 長	宮 本 英 一	消 防 長	佐 藤 眞 一
水 道 課 長	堀 川 茂 博	庶 務 課 長	在 田 豊
学校教育課長	多 田 清 司	生 涯 学 習 課 長	花 香 寛 源
監 査 委 員 會 長	平 野 哲 也	農 業 委 員 會 長	小 田 雄 治
飯岡莊支配人	野 口 國 男	事 務 局 長	伊 東 一 直

事務局職員出席者

事 務 局 長	来 栖 昭 一	事 務 局 次 長	石 毛 健 一
---------	---------	-----------	---------

開議 午前10時21分

議長（鈴木正道） おはようございます。

ただいまの出席議員は26名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

ここで、一般質問に入る前にご報告いたします。

伊藤鐵議員より日程の変更についての申し出がございましたので、議会運営委員会を開催をしていただきました。その結果について神子委員長より報告をお願いしたいと思います。

神子委員長よりお願いします。

（議会運営委員長 神子 功 登壇）

議会運営委員長（神子 功） おはようございます。

ただいま議長の方から話がありました件で議会運営委員会を開きまして、その内容につきましてご報告申し上げます。

一般質問の日程の通告順によりまして、伊藤鐵議員は2日目となっております。この2日目を1日目にしてほしいという申し入れの内容でございました。

議会運営委員会といたしましては、1、議会議員として議会優先であること、2、議会会議規則並びに申し合わせ事項を議員として遵守すること、以上のことから、6月5日、開会いたしました議会運営委員会で決定した日程を進めることを確認した次第でございます。

以上、委員長報告を終わります。

議長（鈴木正道） 神子委員長の報告を終わります。

神子委員長の報告のとおりを決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（鈴木正道） ご異議なしと認め、よって、日程どおり開会をいたします。

#### 日程第1 一般質問

議長（鈴木正道） それでは、一般質問を行います。

日程第1、一般質問を行います。

滑 川 公 英

議長（鈴木正道） 通告順により、滑川公英議員、ご登壇願います。

（ 8 番 滑川公英 登壇 ）

8 番（滑川公英） おはようございます。

通告によりまして一般質問をさせていただきます。

平成18年6月、旭市定例市議会におきまして一般質問の機会をいただきまして、誠にありがとうございます。

中央の経済は3月期決算に示しましたように、絶好調でバブル期をしのぐとマスコミに宣伝されております。しかしながら、地方経済は昨年4月からの消費税の改正による益税のはき出しやら、原油高騰による諸物価の値上がり、5月の天候不順による売り上げ減少と、いまだ厳しい状態が続いております。景気回復が早く地方にも波及し、地方経済が元気を取り戻したいものです。

今回、私は17年12月に行われました市民アンケートの調査結果報告書を基に質問をいたしますので、よろしく願いいたします。

その1点目は、中央病院に関するものです。市民アンケート、自由意見の項目では、中央病院については圧倒的に多く、182件ありました。主なものは、混雑、診療時間の短縮、医療ネットワークの構築、アクセス道の改善、医師の充実、レベルアップ等々です。

市長は、3月議会、3月2日の議案質疑におきまして、インテグレートド・ヘルスケア・ネットワーク、IHNを紹介されました。経済学博士である松山先生と、薬剤師で病院経営医師、河野先生の共著、医療改革とヘルスケア・ネットワーク、また村上院長の答弁でも経営統合を述べておられました。

松山先生のお話ですと、我が国で最初に自治体病院を核に日本版IHNを創造できる医療圏は旭中央病院を中心とする東総医療圏だそうです。中央病院の購買ノウハウを近隣の自治体病院に適用すると、単年度で黒字化、中央病院の混雑緩和、近隣病院の人材確保、開業医との連携ネットワークの構築と東総地区の医療の拡充が図れるとのこと。この構想は、各自治体の長の間で合意が成立すれば、トップダウンでIHNを構築することが可能だそうです。100万人の医療充実がかなう、この構想に対する市長の考えをお尋ねいたします。

次に、道路問題についてお尋ねいたします。

アンケート結果では、現施策に対する満足度では、消防、防災、保健医療の充実に満足し、労働雇用対策、行財政運営方針、道路公共交通網の整備、地域の実情に即した都市計画、排水路整備等に大変不満度が多くカウントされております。

3月議会でもお尋ねいたしましたが、市道編入につきましては、反対者があれば半永久的にできないということになりかねません。現に隣接地が農地でも10年、20年かかっても編入できない道路がございます。農地にも農業振興地域と農振除外地域があるように、道路にも絶対4メートル必要な道路と、そうでない生活道路があると思います。建築確認を受け、固定資産税を払い続け、都市計画税を払い続けても条件を満たさなければ舗装されない道路が結構あります。

昨今、所得格差、経済格差が叫ばれておりますが、道路にも地域間格差が顕著にあらわれております。狭隘道路取扱要綱の子細は分かりませんが、弾力的な運用により簡易舗装を進め、地域間格差の是正を図るべきではないでしょうか。昭和57年以来、ファイアーウォールを行政は意図的に作ってきたとしか思われてなりません。市長は3月議会で、幅がなくても整備をすると答弁しておられます。旧旭地域の狭隘道路の整備予定をお尋ねいたします。

次に、広域農道について。

3月議会答弁で、千葉県との協議に基づき、市で管理とのことですが、県道なのでしょうか、市道なのでしょうか。市民は市で管理しているならば、道路上の道路標識は、すべて市の責任だと思ふのは当然だと思います。千葉県道路公社の道路標識が運送業者に倒されて、5か月以上放置されておりました。何度か連絡はしたのですが、延び延びになりました。合併して職員数が減ったとは思いませんが、市民サービスは低下しているように思います。

また、広域農道終点の大間手地先のバイパス建設工事が大変遅れているようです。予算の少ない旭市、千葉県より国の予算で施工するべきではないでしょうか。国道昇格をお願いすべきだと考えますが、市の方針をお尋ねいたします。

以上、中央病院、IHN構想、道路問題3点について1回目の質問を終わります。

議長（鈴木正道） 滑川公英議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長、ご登壇願います。

（市長 伊藤忠良 登壇）

市長（伊藤忠良） 滑川議員の質問にお答えをさせていただきます。

私の方からはIHNの問題についてお答えをさせていただきたいと思っております。

今、山武、香取、東総地域における医療問題というのは大変な大きな問題になっておることとはもう質問議員ご承知のとおりでございます、この間も東金の市長、あるいは前佐原市の市長から電話をいただいて、医療がとても対応ができない。何とかひとつ中央病院の力を貸してもらいたい。そういったお願いを受けまして、中央病院に無理にお願いをさせていただいて、成東病院へも週3日ほど中央病院から医師を派遣して、外来の診療に当たると、そんな形をとらせていただいておりますし、この周辺の病院には、もうほとんどこの中央病院から医師等の派遣をさせていただくという形をとらせていただいております。

そういった中で、私はこの旭市にある要素を生かしてまちづくりをしたいというのが私の率直な思いでありまして、その一つの核になるのが旭中央病院ということで、これまでいろいろの検討を重ね、あるいは県にお願いをしてきているわけでありましてけれども、そういった中で、いよいよ医療圏人口100万人を超える中央病院の地域の医療に占める非常な責任の重さというのは今問われておるわけでありまして。もう中央病院は精いっぱい努力をしてくれて、周りの病院から、周りの地域からの患者さんもほとんどもう断ることなく受け入れて、本当に昼夜大変な努力をしてくれているわけでありましてけれども、こういった状況では今度は中央病院そのものがまいてしまうというようなことで、私自身ももうこの松山先生、河野先生の本が出る前から、何とかひとつ周りの病院ときちっとした医療提携をして、そして中央病院が基幹病院としての役割をきちんと果たせるようにしていきたいということで、話し合いを持ってきていたわけでありましてけれども、それに一つの追い風になってくれるのかという問題、これからひとつ慎重に検討をしなければならないんですけれども、この松山先生、河野先生の本が出てきたわけでありまして。

実は5月31日、県知事との懇談会がありました後に、松山先生と県でお会いをいたしました。県の健康労働部の亀井理事をはじめとした担当の皆さん方も参加をしてくれて、そしてこちらからも市の方から何人かと、それから中央病院からも今井部長が参加をしてくれて、率直に松山先生のお話を伺いました。非常にいい提案でございます、率直に言って、公立の赤字病院を抱える病院の首長さん方は、こぞって賛成というのが実際のところだろうと思います。あとは旭市が決断をするかどうかという問題であろうと思っております、その辺ではこれだけの病院を抱えて、私が果たさなければならないことは市民の健康をきちっと守れる病院をまず第一に確保しなければならないという要点があるわけでありまして、周りの市が困っているものに手助けをするのももう当然なことでありましてけれども、その辺もしっかりと検討をさせていただきたい。もう少し時間をいただきながら、病院ともしっかりと連携を

とって、そして県とも相談をしながら、この問題とは取り組んでいきたい、そのように考えております。

近いうちに、できればアメリカの最先端のこのIHNのセンターなどもひとつ視察してみたいなと、そのように考えておりますし、近く松山先生をこちらにお招きをすることも考えておりますから、その折には議員さん方にも参加をしていただいて、率直に松山先生の話も聞いていただきたいと思います。

ともあれ、この旭市がこれから発展をしていく最も大きな核になってくれるのが、この中央病院だろう、そのように思いますので、慎重に、しかも時間をかけずに決断をしていきたい、そのように考えておりますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

私からは以上です。

議長（鈴木正道） 建設課長。

建設課長（米本壽一） 道路に関するご質問についてお答えいたします。

初めに、市道舗装の地域間格差是正の件です。これは3月議会でもやっぱり滑川議員から一般質問があったわけでありまして。同じような答弁になってしまうことをお許しいただきたいと思います。

市道の舗装につきましては、合併時に統一して、原則として市道路線認定の要件を満たす形状、構造を有するものについて実施するわけでありまして。道路幅員4メートル以上を原則としております。これはなぜかといいますと、普通車がすれ違いができる、または緊急車が活動しやすい、そういった理由で努力したいということで進めているわけです。

しかしながら、建物だとか地権者の同意だとか地形だとか特殊な事情がある場合には、先ほど議員が言われました狭隘道路取扱要綱によりましてやると、舗装すると。道路側溝を敷設するというようにしております。

狭隘道路の取扱要綱による整備計画はありません。とりあえず4メートル以上の道路をつくることに努力したいというふうに常々思っているわけでありまして。

それと、広域農道の件ですけれども、これもやはり3月議会でご質問がありました。したがって、千葉県と協議したわけでありまして。しかし、県は高規格幹線道路とのインターチェンジ関連路線などの特別な事情がある場合には昇格の話もありますよ。でも、今の段階では県道の再編時に検討するというところで、現状では昇格はありませんという姿勢でした。

以上です。

議長（鈴木正道） 滑川議員、よろしいですか。

滑川公英議員。

8番（滑川公英） 自席で失礼いたします。

建設課長にお尋ねしたいんですが、道路公社の道路標識のことなんですけれど、5か月以上延びたというのはどういうことなんでしょうか。

それと、先ほども狭隘道路ですか、その4メートルというのはわかっているんですよ。ほとんどが今残されているのは、悪い言葉で言うと反対の人が多くて、そこが4メートルにならない所が残っているんじゃないかと思うんですよ。それを4メートルにするだけずっと努力していると言うけれど、では、努力をどこまでやるかということなんですよね。20年も30年も努力しますかと。そうすると、その地域に面している家庭の皆様は、市の要するに市民サービスを全然受けられないまま1世代が終わってしまうということなんですよ。

これは農業委員会ではないですが、何度も言いますけれど、やはり3メートルでも舗装されている所は舗装されているんですよ。なぜ旧旭だけが4メートルでなかったらしょうがないのかというのは、交換しなくてもいい所もあるでしょう。なおかつそういう所に家が建っていても、だいたい4トン車が入っているわけですよ。4トンミキサーくらいは入っているわけですよ。それが10年も20年もほったらかしというのは、やはり行政の方でやる気がないというようにしか考えられないんですよ。今の答弁でも4メートルを考えていて、狭隘道路の予定はないということなんで、ではずっとないという方向でこれからもやっていくということですよ。それならそれでいいですけど、もうちょっと行政としてはその地域の住民の心も酌み取っていただきたいと思うんですよ。

議長（鈴木正道） 滑川公英議員の再質問に対して答弁を求めます。

建設課長。

建設課長（米本壽一） 再質問2点あったと思います。

1点目は、県の道路公社が設置しました広域農道の標識が事故で倒れたまま5か月もそのままにしていたということの状況です。これは1月1日に事故が起きたんです。運送会社が有料道路の看板を倒して、斜めのままで5か月確かにあったんです。事故が起きた後、すぐ市役所の建設課から道路公社の方には連絡しました。ところが、示談の関係でかなり長引いていたということであったもので、その後何回かは言ってはみたものの、結局そのまま、現在は取り外してありますけれども、5か月もそのままにしていたのは事実でございます。

これにつきましては、道路公社に再三にわたって言っていたんですけども、それ以上は市役所としてはやりようがなかった。そこに迷惑がかかっているだろう田んぼの所有者にも

お会いしまして、でも、田んぼの所有者は、別に頭をぶつけるわけでないから影響ないよと言ってくれたものですから、それに私たちもちょっと甘えてしまったというような、そんな状況の事故であります。

それから、2点目ですけれども、4メートルにこだわっているんですけれども、実はこういう例もあるんです。今やろうとしている中で、現状が3メートルぐらいの道路があるんですけれども、その3メートルの道路の行き着く所に集会場があるんです。つまりみんなが使っている3メートルの道路なんです。その3メートルの道路も4メートルにしたいんですけれども、両方側に垣根がありまして、道路を作るよりも垣根の補償の方が高くてついてしまうんです。そういう特殊な事情については、先ほど何回も言いますけれども、この狭隘道路取扱要綱によりまして、3メートルでも舗装しましょうという決断はしております。ですから、ずっとやらないのか、永久にやらないのかというのではなくて、やっぱりケース・バイ・ケースでやりますということで行いたいと思います。

これは方針としては旧町だろうが、旧市だろうが、同じ方針で今走ろうとしています。だから、絶対やらないということではありませんので、ケースによってやるということになります。

以上です。

8番（滑川公英） どうもありがとうございました。

議長（鈴木正道） 滑川公英議員の一般質問を終わります。

林 七 巳

議長（鈴木正道） 続いて、林七巳議員、ご登壇願います。

（5番 林 七巳 登壇）

5番（林 七巳） おはようございます。

5番、林七巳、一般質問をさせていただきます。また、このような機会を与えていただきまして、ありがとうございます。

私は大きな点二つ、農業問題、それに中央病院問題で質問させていただきます。

一つは、三川地区改良事業につきまして。

先般田植えの時期に、やはり地域の皆さんにこのような一番遅れている地域はこの地域ほどしかないということで、要望がたくさんありまして、また3月議会に続きまして質問させていただきます。

三川地区の土地改良事業につきましては、ほかの所とは違って面積が少なくて地権者が多いというのが特徴でございます。ですから、今までほかの地域と同じようなマニュアルではちょっと難しい状況にあります。そこで、ただいまの進捗状況と、また今後の取り組みについてお伺いしたいと思います。

それから、中央病院の質問につきましては、何か聞くところによりますと、放火があったとお聞きします。それで、最近何件くらいの放火があったのか。また、場所と日時についてお伺いいたします。

また、消防署への通報、防災マニュアルに沿って実施されていたのか。病院につきましては、1,000人の入院患者と500人足らずの看護職員のスタッフがあります。そういう不安な状況では患者を的確に職務ができるような環境ではないように思えますので、そういう環境を作っていただくために、今後どのような対策を考えているのかお伺いしたいと思います。

また、市立病院でありますので、市への事故報告はあったのかお伺いしたいと思います。

それから、一般事務職員の採用について。

今までは東総広域試験で病院の管理者が採用を決めたと聞いておりますが、今回公営企業全部適用であっても、病院は市立病院でありますので、ほかの市立病院または県立病院と同じように、市の職員として採用し、この採用者を病院に派遣してはよいのではないかと思いますか、どのように考えていますか。

また、今後病院の事務職員と市の職員の人事交流を若い職員の勉強のためにも実施した方がよいのではないかと思いますか、どう考えていますかお聞きしたいと思います。

以上です。

議長（鈴木正道） 林七巳議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長、ご登壇願います。

（市長 伊藤忠良 登壇）

市長（伊藤忠良） 林議員の質問にお答えをさせていただきます。

私の方からは率直な私の施策そのものをお答えさせていただいて、細部にわたっては担当の課長からお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、三川地区の土地改良事業、これは私のおふくろの実家とそのすぐ近くにあるものですから、もう常に向こうへ行くたびに見ておまして、こういったところで農業をしているのでは大変だなというのは率直な思いであります。かつての小規模での土地改良事業はしてあるようですけれども、少し排水が悪い、そういった面が見受けられますけれども、そうい

った意味では土地改良をぜひやってもらいたいなど、そのように思っております。

ただ、何といたっても地権者の皆さん方が同意をしてくれなければならないものですから、この間役員の皆さん方の名簿を拝見させていただいたら、この間まで議員をなされておいでの石毛さんが会長で、林議員もその一員に名を連ねておいでのようですから、どうぞひとつ力を合わせて、地権者の皆さん方の同意をいただいて、ぜひ実行をしていただきたい、そのように思います。

それから、中央病院の不審火の問題ですけれども、不審火が起きた時にすぐに連絡を受けまして、警察とも相談をして、すぐに警察に対応をお願いしてございます。もう万全の形で患者の皆さん方に不安のないように備えていきたい、そのように考えておりますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

それから、中央病院の一般事務職、市の職員として採用をして派遣をしたらということでございますけれども、私は根本的に病院と行政とは隔立をすべきだ、それが私の基本的な考えであります。あれだけの大きな病院を市の一部としてこれからも運営をしていくのは非常に難しい。きちんと病院は病院、行政は行政という分け方をしていきたい、そのように考えております。

先ほどIHNの話が出ましたけれども、そういったものを見ていただくと、なおよく分かるんですけれども、公立病院で赤字を出している病院の大半というのは、行政から事務職を派遣したりという形で、病院の採算を度外視した形での面というものが非常に強く見受けられます。そういったことを少し病院には大変な負担を強いるわけでございますけれども、隔立をさせていただいて、病院は病院で独自に歩けるような形をとっていきたい、そのように考えておりますので、その辺は分けたいと思っております。

ただ、研修の意味での人事交流であれば大いに結構ですから、両方にとってメリットがあるということであれば、そういった研修の上での職員の交流は別に否みません。

私の方からは以上です。

議長（鈴木正道） 農水産課長。

農水産課長（堀江隆夫） それでは、林議員の質問に対しまして、担当課の方から補足説明をさせていただきます。

現在までの進捗の状況でございますけれども、今ご質問ありました三川地区、これは俗に言います飯岡西部地区、飯岡バイパスの主に南側の地区でございます。ここにつきましては、相当前からいろいろな意味で土地改良の推進をされていた。なかなかいろいろな問題、先ほ

ど質問にありましたように、面積が約180町歩、受益者が約500名以上いるという、そういういろいろな問題があって、今までなかなか進んでこなかった。

そういうような状況の中で、我が課としましても、一つは必ず地域で土地改良事業をするにつきましては、地元の方々のご理解、ご協力がないと、なかなかこれは進みません。土地改良事業を県で採択していただく場合には、事業申請時に95%以上の受益者の同意が必要、そういう今状況になっております。

そんなことで、本年新たに1月に推進委員会の立ち上げをしまして、現在推進委員会を主体としまして活動をさせていただいております。この中では現在アンケート調査を実施しようと、いろいろな方々がどういう意向を持っているか。例えば土地改良事業をどのくらいの値段であれば賛成するか。いろいろな問題もあるかと思えます。そんなことを含めまして、今アンケートの調査をするところでございます。

それと、今後の取り組みでございますけれども、うちの方の土地改良事業につきましては、単なる面工事だけをするのではなくて、必ずその土地改良事業をして、農業者が農業で飯を食べていけるような、そういう土地改良事業をしていきたいな。例えば野菜なりを作っている方は、ちゃんとその畑を田んぼから畑にしたり、あるいは施設園芸を増やしたり、あるいは水稲で食べていきたいという方は、借りている土地も含めまして、自分の所に集めながら大規模な土地を作っていく。そういうような形で、単なる面工事だけの推進ではなくて、農業振興という観点からも含めて推進をしていきたい、そういうように考えております。

先週金曜日につきましては、実は推進委員会の研修等もしまして、大勢の推進委員が集まっていたいただきました。この中では先進地の方にも来ていただきまして、先進地の取り組みの事例あるいはいろいろな意味のやり方、そういうことを含めまして研修していただきまして、参加した推進委員全員から、我が地区をこれからやっっていこうという、そういう意思の確認をさせていただいた、そういうことでございます。

今後につきましては、推進委員さん方と協力し合いながら、県の農林振興センター、それと担当しております大和根土地改良区、そういう所と連携をしまして推進していく所存でございます。

以上です。

議長（鈴木正道） 病院事務部長。

病院事務部長（今井和夫） 中央病院での不審火対応ということでございますけれども、私の方から何点かお答えを申し上げます。

件数、場所、日時ということでございますけれども、本年2月から5月にかけて数回、いずれも夜間に発生をいたしております。ただ、詳細につきましては、これは現在警察の方でいろいろ対応をいただいている最中でございますので、そういうことでご理解をいただきたいと存じます。

それから、防災マニュアルに沿って通報したかということですが、病院の消防防災マニュアルといえますのは、火災を想定したマニュアルでございますが、消火活動はもちろん大事でございますけれども、患者様の避難誘導ということを最優先に作成されております。今回の事案につきましては、いずれも病棟以外の場所で発生をいたしました消火でございます。通報、発見も早く、特に大事に至らず、患者様への被害もなかったものでございます。

しかしながら、その発生の時刻あるいは場所等から不審者による行為と判断をいたしまして、最初の段階から警察の方に通報をして、現場検証もしていただいておりますし、大事を考えて、事後に消防署の方へも数回通報をしているところでございます。

それから、今後の対策、対応ということでございますけれども、これにつきましても警察の方の全面的なご協力をいただきまして、詳細、これも申し上げられませんが、警察の方で種々調査あるいはいろいろな対応の活動も現にいただいております。

それからまた、病院の対応といたしましては、警察の方のご指導をいただきまして、防犯の強化あるいは不審者への対応といたしまして、当面考えられる最大限の対応ということで、警備の増強あるいは監視カメラの増設、その他出入口等のかぎの施錠管理等々の強化ということで実施をいたしまして、再発防止、保安に取り組んでいるところでございます。

それから、事故報告ということですが、これは先ほど市長の方からお話ございましたけれども、数回発生をしたということで報告をいたしたところでございます。

以上でございます。

議長（鈴木正道） 林七巳議員。

5番（林 七巳） そうすると、消防署の方へもすべて連絡が行っているということですか。その点と、それから病院の各出入口にやはり防犯カメラの設置は必要だと思います。ましてや議場にもカメラが入っているところですから、議場はたかがこれ50人、60人の所に入っているわけですから、病院には1,000人も患者がいるわけですから、やはり防犯カメラの設置はできるだけ早く取り付けてもらいたいと思います。

それから、防災マニュアルはどのようになっているのか、もう少し詳しくお聞きしたいと思います。

議長（鈴木正道） 林七巳議員の再質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

病院事務部長（今井和夫） 再質問にお答えを申し上げます。

すべて連絡をしたかということですが、先ほど申し上げたとおり、連続した時点で連絡をしたということでございます。

それから、出入口のカメラということですが、これは既に手配をいたしまして、それぞれ設置をして、24時間の録画、監視ということで実施をしているところでございます。

それから、マニュアルのもう少し詳細にということですが、これはマニュアルというのは非常に膨大なものでございまして、個別に今ここでこれこれこうというちょっとご説明もできないんですけれども、先ほど申し上げましたように、入院患者さんをすぐに避難させる必要があるとか、あるいは職員の非常招集であるとか、それから警察、消防、それからもちろん防災本部の置かれております市役所の方との連絡等々について規定をしたものでございまして、参考までに申し上げますと、年間で昨年度は病院として都合49回だったかと思えますけれども、ちょっと正確な回数は覚えていないんですが、50回近くの防災の訓練を病院として全職員を挙げて実施しているところでございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

議長（鈴木正道） 消防長。

消防長（佐藤眞一） 中央病院の不審火について、消防の方に通報ということですが、けれども、消防の方にも通報がされております。それで、私ども4月18日の不審火の件で通報を受けた関係から、4月20日に消防法第4条に基づく消防設備等の特別立ち入り検査を消防の職員24名全員でやっております。内容的には消火設備、それから避難設備、それから通報設備等の関係でございます。

以上でございます。

議長（鈴木正道） 林七巳議員。

5番（林 七巳） そうしますと、2月と3月には通報はなかったということですか。その点をお聞きいたします。

議長（鈴木正道） 林七巳議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

消防長。

消防長（佐藤眞一） 私どもが最初にいただきましたのは4月18日でございます。以前はございません。

議長（鈴木正道） 林七巳議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、11時20分まで休憩いたします。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時20分

議長（鈴木正道） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日 下 昭 治

議長（鈴木正道） 引き続き一般質問を行います。

日下昭治議員、ご登壇願います。

（13番 日下昭治 登壇）

13番（日下昭治） 13番、日下昭治です。一般質問を行います。

新生旭市が誕生して、早いもので1年を経過しようとしています。合併前あるいは合併当初につきましては、合併によってサービスが低下されるのではと、そんな面が、あるいはそういうこと、もっとよい面が期待できるのではないかと、そのような交錯された話題がかなり出ていたわけでございます。それが最近話をされるのを聞きますと、期待感より将来に向けて懸念するような話題も出てくる。それらについてはたまたま私も旧海上住民であって、旧海上町民からの声が多いということも含めまして、潜在的な意識の表れなのか、あるいは人は誰でも自分に関係のないようなことは、よいことはあまり大きな声で出さないです。逆な面については大声を出すようなこともございますので、一概には取り上げることができないかとは考えますが、より市民の皆様理解されるようにすることが行政としての役目だと感じます。

そこで、今6月定例会において、4項目にわたって質問させていただきますので、執行皆さん方の誠意あるご回答をお願いしたいと思います。

通告順に行います。まず初めに、児童の安全対策でございますが、これらの問題につきましては、全国各地における犯罪行為あるいは車両等による接触事故など、子供たちを取り巻く環境はさらに深刻の一途をたどっていくものであると思われまます。本市におかれましては、エンジョイパトロール隊あるいはその他のボランティアや保護者の皆さんによって、子ども

たちの登下校時の安全対策は行われておりますが、それであってもなお不審者のうわさもあります。保護者が各自の児童を対処することが最大の安全であります。そういうことはすべてではかなわないわけです。市内各所にあつて、学校から家庭までの距離が遠かったり、またその間に住居等がないようなところもあると思われまふ。

過日秋田県で起きた事例などは、ほかの子どもの保護者と一緒について、別れた場所から自宅までのほんの80メートルという間の近い距離であつての出来事であつたわけだす。その事件につきましては、被疑者もつかまつておりまして、まだまだ数多くの疑問点や波紋を呼んでいるところでございますが、そのようなことを考えてみますと、本市においても起きてはならないことでございますが、いつ起きるか分からないというような悪条件の地区もあるのではと思われまふが、絶対起きない、起こさないという対策を講じなければなりません。

そこで、たびたび聞かれていることではございますが、現在行われている安全対策について、なお今後強化することは当然なこととは思ひますが、それら方針に対する所見を、もう1点、校内における安全対策についても併せて伺ひます。

次の質問事項、道路関係について伺ひます。

過日、銚子連絡道整備促進地区大会が開催されました。山武・東総地域広域幹線道路網整備促進期成同盟会会長としてご尽力いただく伊藤市長さんには感謝申し上げる次第だす。それらに先立ちまして、計画の変更もあり得るといふような説明を受けたわけでございますが、その際、今までの計画で進まれると、全線開通までの期間はこの先40年もかかるといふ事業であつたと改めて認識をさせられました。今度それらの計画を半分の期間の約20年で終了できるような計画変更の説明を受けたわけだす。それら用地取得から始めなければならぬ整備計画は大変な期日を必要とするわけだす。

我が旭市でも合併前の旧市町での計画を新市の建設計画として持ち込まれていひます。その中でも特に重要とする路線については、早期に整備完成することが旭市の発展、そして行政機能を最大に生かすことにつながると思ひます。

そこで伺ひますが、まちづくり交付金事業あるいは合併特例債事業などを見込んで進めようとする事業、なお質問要旨には道路関係となつておひますが、まちづくり交付金事業に該当させて整備を行うことのできる事業はほかにどのような事業があるのか。これらにつきましては財政等の関係が生じると思ひますので、それらについても伺ひます。

次に、行政改革アクションプラン、平成17年から平成21年度が3月に示されたわけだす。このプランは、合併をし、市民から託された期待にこえるべく、旭市の持っている

資源や環境を生かし、日本一住みよいまちづくりを進めようとするプランであると考えられます。

行政改革を進めようとする背景には、今までよりさらに厳しさが増すであろうと予想される財政改革にあるのではないかと思います。特に歳入の中に大きな部分を占める地方交付税は今後さらに削減が予想され、市税についても大幅増は見込めないと思われまます。

過日発表された全国の合計特殊出生率が1.25、千葉県はもっと低く、1.18だそうです。本市においての数値はわかりませんが、今後ますます少子高齢化が進んでいくものと考えられます。それらに対する経費や、その他事務的経費は増加されるであろうと思われまますし、そこで定員管理の適正化及び人材育成について1点。

次に、事務事業の再編、民間委託については、自治法の改正により、公の施設の管理委託制度が廃止され、指定管理者制度が創設されました。それらに伴い、旭市でも既に福祉関係4施設については条例化され、今日に至っています。これらの制度は民間の能力の活用、さらには経費の節減を図ることを目的としている制度ですので、今後は積極的に導入されていくものと期待するものです。

そこで、19年度導入予定となっております保育所についてと、今後年度は決まっておりますませんが、学校給食センターの民間委託等についてはどのように考えているかを伺います。

最後の質問事項、中央病院関係については林七巳議員と重複するかと思いますが、通告してありましたので、質問をさせていただきたいと思ひます。

医療圏人口100万人、県内東部地区はもとより、茨城県南部にわたっての診療圏が広がって、今後ますます総合病院としての重要な位置づけをされる基幹病院であり、市長の政策の一つでもある中央病院を核とした安心・安全なまちづくりを推進されているところですが、ただ、病院への出入り等については夜間でも自由にできたり、あるいは病院内にホームレスまがいの生活をしている人もいるというようなことを耳にしている。それらが本当にそうだとするならば、それらの対策をどのようにされているか。

先ほど林議員の質問の中で言いましたけれども、夜間の不審火騒ぎが頻繁に起きていると聞いていたわけでございます。それらの件については、大事に至らなく対処されておるといような報告を受けましたけれども、今後それらについての警備体制を強化するのか、あるいは監視カメラの設置もあるというようなお話もございましたが、それらをどのような場所へ何基ぐらい設置されているのかを伺いたひと思ひます。

以上、4項目にわたって質問させていただきましたが、答弁につきましては、分かりやす

く簡潔にお願いしたいと思います。

なお、再質問につきましては自席で行います。よろしくお願いします。

議長（鈴木正道） 日下昭治議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長、ご登壇願います。

（市長 伊藤忠良 登壇）

市長（伊藤忠良） 日下議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず、児童の安全対策についてでございますけれども、私は基本的に子どもたちの安全を守っていくには、学校あるいは警察にだけ任せておいたのでは、とても安全は守れない。児童の安全を守るには市民が一体となって、みんなで気を付け合って守っていかなければならないというのが基本的な考えであります。

それに基づいて、もうあらゆる団体で事のあるごとをお願いをさせていただいております。旭市にもいろいろな団体が設置をされておりまして、そういった皆さん方が一体となって動いてくれているわけでありまして、それでもなお先ほど日下議員からの話がございましたように、不審者が出たり、いろいろな問題が生じているというのが現状でございます。そういった意味ではより一層市民の皆様方をお願いをして、しっかりと警察、学校と連絡をとりながら対応していきたい、そのように考えております。

例を申し上げますと、旧旭地区の区長さん方が主体となって活動をしていておりますエンジョイパトロール、既に671人という大変大きな皆さん方が参加をしてくれております。今度合併をした旧1市3町の区長会が1本にまとまりました。そういった意味では、この皆さん方が一体化をして取り組んでいただけるという希望が持てるわけでありまして、そういった形で全域で実施をしていただけるように、これからもお願いをしていきたい、そのように考えております。

それから、海上の老人クラブの方から、我々はどのような形で応援をしたらいいんだというお話がございました。石橋会長に申し上げましたのは、一緒に歩いてもらうというのは非常に難しいだろう。大変だろうから、できれば皆さん方、子どもたちの登下校の時に、家の前へ出て、立って見守ってくれるだけで十分ですから、そんなお願いもさせていただいております。老人クラブの方も今度一緒になりました。そんな意味で、その中身の動きが全域に広がってくれることを心から期待をしたいと思います。

学警連の方も動いてくれていますし、防犯指導員の皆さん方も、今、市の方では大きな青色回転灯を付けた車を用意してございます。これを防犯指導員の皆さん方が交代で毎日運

行をしてくれておりますし、警察の方でも警察のパトロール車、常にそういった下校時間に合わせて活動をしていておりますから、こういったことが大いにひとつ市民の皆さん方の意識を喚起していただいて、みんなで子どもたちを守る、そういったことにつながっていったら、そのように考えておりますので、議員さん方にもご指導のほどをよろしく願いをいたしたいと思っております。

次に、行政改革アクションプランの中でございますけれども、民間委託の考えでございますけれども、学校給食の今の対応の仕方でありまして、民間の学校でこの前検討をさせていただいておりますけれども、私の思いというのは、食材はこの旭市というのは何でもそろそろわけでありまして。そういった意味で、地元の食材を使って学校給食を行いたいということで、率直に一番対応がしやすいのが農協さんだろうと思って、農協さんをお願いをさせていただいてまいりました。旧旭市の市長になった時からお願いをしてきたんですけれども、残念ながらまだ色よい返事はちょうどできておりません。

今考えておりますのは、それであれば、もう一步下がった形で野菜のカットセンター等を使って作って、そこで食材の供給をすることによってだいぶ違うのではないかなということ、今、農水産課の方にこの辺の勉強をしてもらっております。

どこの学校給食、ちょっと名前は忘れましてけれども、その市ではいわゆるA級品というのはもう市場価値も高いわけですから、どんどん市場へ出していただければいいわけですし、その下の品物というのは農産物にはあるわけです。魚でも当然1級品と2級品、言い方が悪いかもしれませんが、そういったものがあるわけですし、そういったものを利用することによって、食材そのものが下がる。食材はほとんど父兄の皆さん方のご負担という形になっておりますから、そういう形で給食費を下げたという例もあるわけですし、その辺もしっかりと勉強をしながら、きちんとした地の食材を使って、おいしいものをさらにできれば安く供給ができれば、そのように思っております。

民間に委託をしたいなと思っております一つの要因というのは、私が知っている所が一つありまして、そこ結構いろいろな意味で付き合いをさせていただいてきたんですけれども、非常にメニューが豊富なんです。メニューが豊富ということは、子どもたちのいわゆる食べ残しというものを防ぐという意味でも大変大きな力になっております。せっかく栄養士の皆さん方がきちんとした栄養価を計算して作っても、食べ残してしまったのでは栄養価がとれないわけですから、そういったものも大いに考えながら民営化ができればと考えております。まだまだ勉強の段階ですから、これからいろいろな段階から手を入れて勉強をさせて

いただいて、結論を出していきたい、そのように考えております。

それから、保育所の方の民営化という問題でありますけれども、実は先日干潟の保育所で父兄の皆さん方に集まっていただいて説明会を開きました。父兄の皆さん方から当然のごとく保育所の皆さん方が変わることに伴う不安をはじめ、いろいろな質問が出たようです。同時に、当日参加できなかった皆さん方にアンケートもお願いをさせていただいて、いろいろな意味から父兄の皆さん方のご意見を率直に聞かせていただいて、不安のない形で実行をしたい、そのように考えているわけであります。

一番のこの民営化に向けた動きを始めました要因というのは、保育所の運営費でありますけれども、平成16年度から一般財源化、交付金化をされました。それによって非常に公立の保育所に対する、いわゆるそういった面での助成というのが厳しくなってきております。その辺からの問題というのがまず第一。

それから、もう1点は、もう既に保育所もそうですけれども、幼稚園等の民営のものがあるわけです。そういった所におじゃまをさせていただいて思いますのは、公立の保育所よりむしろ人気が高い。そういった要因というものは何だろうといえますと、やはり大勢の皆さん方を預けてくれるように、経営者の皆さん方が努力をしているというのが実際のところだろうと思います。そういったものをぜひひとつこの保育所運営の中に生かしたいというのが率直な思いでして、民間の皆さん方にある程度の数の所を運営させていただきますと、それと競争ができるわけですから、そういった意味で公立の保育所のいろいろな意味での改善も可能になるだろう、そんなことを考えながら対応をしているわけでありますけれども、残念ながら横浜の方では少し公設民営という問題に対するクレームもついて、どうも違法ではないかというような問題も少し起こっているようですから、その辺もしっかり勉強をさせていただきながら、間違いのないように、市民の皆さん方に結果としては喜んでいただけるような形が生めるようなことで取り組んでいきたい、そのように思いますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

私の方からは以上です。

議長（鈴木正道） 助役。

助役（重田雅行） それでは、私の方からは道路整備というタイトルでございますけれども、まちづくり交付金事業に関して概略的なことをご説明申し上げます。

詳細についてはまた後ほど担当課の方から説明させていただきますけれども、新市のまちづくり、いろいろな形で基盤整備が必要なわけございまして、市といたしましても、でき

るだけ国の交付金、補助金等を有効にうまく形で使いながら進めていこうと考えておりました、その中の一つとしてまちづくり交付金事業をいろいろ検討したわけでございます。

この交付金事業の特徴的なことといたしましては、従来国庫補助事業、いろいろな形であったわけですが、そういった国の国庫補助事業の対象にならなかったような事業も提案事業という形で市の方から提案することによって、国の採択を受ければ、それも交付金の対象になるというようなシステムでございまして、そういった形で市としても有効に基盤整備を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

現在旭市では第一次的なものといたしまして、旭駅前周辺地区についてまちづくり交付金の事業として国の方で採択いただいております、主な内容としましては、基幹事業、これは従来の国庫補助の制度があったような事業でございますけれども、これについては旭中央病院へのアクセス道路関係の道路整備事業、それから文化の杜整備事業、それから防災行政基盤整備事業、こういったものが基幹事業になっております。

また、市の方から提案しました提案事業といたしまして、排水路整備事業、それから旭健康パーク整備事業、そして防災行政無線整備事業、これは個別受信機の設置ということでございますけれども、そういった事業、これらを盛り込んだ部分につきまして、18年度国の方で採択を受けるというところでございます。

以上でございます。

議長（鈴木正道） 学校教育課長。

学校教育課長（多田清司） それでは、私の方から先ほどの児童安全対策につきまして、担当課としてご答弁させていただきたいと思っております。

登下校の安全対策につきましては、特に次の4点を重点として実施しているところでございます。1点目としましては、子ども110番の家の看板を昨年度末650枚作成いたしました。そして、現在612軒の方々のご協力とともに、子どもたちの登下校を見守っていただいております。

2点目としまして、ボランティアグループが中心となって、通学途中の小学生を見守る活動を行っていただいております。これにつきましては、本当にありがたいことと感謝いたしております。

3点目としまして、防犯ブザーを配布しました。登下校の際に各学校で携帯するように指導しているところでございます。また、防犯ブザーが実際にどんな音をするのか聞いたことがない地域の方々もいらっしゃいますので、保護者会や、あるいは地域の方々が集まる会な

どに実際に鳴らしていただいて、ブザーの音を確認していただくようお願いしてございます。もし仮に近くでそういった音を聞いた場合にはすぐ駆け付けてくださるような体制づくりを作るよう、市内の校長会でもお願いしてございます。

4点目としまして、各学校では安全マップを作成してあります。今後は作成するだけに終わるのではなくて、児童・生徒に危険箇所を周知させるとともに、定期的にパトロールを行うよう指導しております。

以上のように、学校だけではどうしても安全な登下校とは言えません。幸い先ほど市長答弁もありましたように、さまざまなボランティアグループが学校の安全対策に手を差し伸べていただいております。ですから、今後もさまざまな団体と協力いたしまして、子どもの安全対策を講じていきたいというふうに考えております。

それから、校内における安全対策についてということでございますが、これも議員のおっしゃるとおり、安全管理につきましては、どの学校でも喫緊の課題ととらえております。ですから、子どもたちが安心して学校で授業ができるよう、授業中はほかの授業をしていない教師が見回りなどをして、安全確保に努めているところでございます。

以上でございます。

議長（鈴木正道） 建設課長。

建設課長（米本壽一） それでは、まちづくり交付金と国の交付金、合併特例債を受けての道路整備事業についてお答えいたします。

初めに、まちづくり交付金を利用した道路整備事業です。これは先ほど助役からも申し上げましたけれども、中央病院アクセス道路の南北線でございます。

それと、次に道整備交付金事業というのがございます。この道整備交付金を利用した道路整備事業は、中央病院のアクセス道なんですけれども、東西線、これ厳密に言えば2本あるんですけれども、その東西線をこの事業を利用します。

それから、三つ目に、合併特例債のお話がありました。合併特例債を使った道路整備事業です。中央病院アクセス道路、先ほどの南北線も東西線も利用します。それと、谷丁場遊正線の延伸の遊正と南堀之内を結ぶ道路があります。この道路の整備にこの合併特例債を利用するという事です。

以上です。

議長（鈴木正道） 都市整備課長。

都市整備課長（島田和幸） では、公園事業について申し上げます。

まず、文化の杜公園でございますけれども、これは既存の公園、それから東総文化会館、県立東部図書館を取り込みまして、平成13年3月に13.8ヘクタールを総合公園としまして都市計画決定を受け、整備を進めてまいりました。平成18年度からは主に仁玉川北側約7.6ヘクタールにつきまして公園の位置づけであります文化拠点としまして、それからまた災害時等にも役立つ防災機能を備えた防災公園としましての施設整備計画を行いまして、平成18年度から平成22年度をめどにまちづくり交付金事業として整備を進めてまいります。

それから、旭健康パーク整備事業でございますが、健康福祉センターの建設、それからパークゴルフ場の整備、海岸保安林の整備等を行いまして、市民の健康づくりと海岸地域の活性化を図ることを目的としております。このうちのパークゴルフ場をまちづくり交付金事業によりまして、平成18、19年度2か年で整備を図ってまいります。

以上でございます。

議長（鈴木正道） 病院事務部長。

病院事務部長（今井和夫） 病院関係のご質問にお答えを申し上げます。

出入口あるいはホームレスの対応等というようなことですが、まず出入口につきましては、主要な出入口、4か所に絞って認めているところでございますけれども、その4か所と、それからあと幾つかを含めて監視カメラについては設置をしております、不審者の発見に努めたいということで、現在対応しているところでございます。

ホームレスにつきましては、過去に警察等のご協力もいただきまして、退去させた例は一、二あるというふうに聞いておりますけれども、現在私のところには報告は上がっておりません。

以上でございます。

議長（鈴木正道） 日下昭治議員。

13番（日下昭治） では、再質問をさせていただきたいと思います。

学校等の通学あるいは校内の安全対策等については、たびたび申し上げているわけですが、特に一生懸命取り組んで、一部分のみでなくして、市民全体も含めた中で取り組むということやられるということでございますので、これからもそれらも含めまして、万全とは言わないまでも、いろいろ強化に取り組まれ、犯罪を起こさないようにと、そのような形で市民各位が望むことで、ぜひまたこれからもいろいろな面で市長のあいさつ等も含めまして、よろしく願いしたいなど、そんなように思います。

道路関係につきまして何点か伺ったわけでございますけれども、なかなかメモもとれませ

るので、若干かけ離れたことになってしまうかなというようなこともありますが、もう一度お伺いしたいなと思うものがございます。

それは新市の建設計画の中で、アクセス道路等につきましては、最初から合併特例債事業としての取り組みがあったように伺っておりました。それらがまちづくり交付金等も含めましての事業になったのかなと、そんなことを感じるわけでございますけれども、新市の建設計画の素案の中で何点か出ているものについて、当然それらが計画に入ってきたという感じを持っているわけでございます。

しかし、これだけ広くなった合併の場所でございますので、なかなか全体的には網羅できないと、そんなことを思いますので、そういうことも感じますので、若干我田引水的なことになろうかと思いますが、海上地区等について質問させていただくものがあるかと思えます。そういうことで、よろしくお伺いしたいと思えますが、海上地区においても合併特例債において2路線ほど多分ここに上がってきているかと思えます。約12億円くらいであるわけでございますが、それらにつきましては、地域間交流道路という形で位置づけされたかと思えます。そのうちの1路線については多分関係するかと思えますが、嶋田哲純議員が触れたU0209との関係が出てくるんじゃないかなと、私なりに考えるわけでございます。

その際、市長答弁において、調整する事業が、換地作業が、換地手続が終わりましたら、引き続き整備をします。そういった路線で歩道を含めて路線整備をします、そんな答弁をされているわけでございます。多分、嶋田哲純議員はそれを見込んだかどうかわかりませんが、市長にも答弁を求めたというのはすばらしいなと、実は思っている。多分建設課長ではそのような答弁はなかったのではないかなと私は推測するわけでございますけれども、その箇所はもう既に調整する事業がすべて終了しておりますので、換地手続も終わっているところでございますので、なかなかそこまで建設課長の答弁においてはできなかつたんじゃないかなと思いますけれども、それはぜひこの海上地区の要望事項の中にも入っておりますので、そういうことで、逐次進めていただきたいなと、そんなことを思うわけでございます。

それとまちづくり交付金事業というのが無制限にあるのかなと。どれもこれもまちづくり交付金事業になるのかなというような感じを実は持つてしまうものがあるわけでございますけれども、多分その辺は該当するものと該当しないものがあるかと思えますので、その辺をもう一度お聞きしたいなと思うことがございます。

というのは、市長、3月の海上支所のあいさつの中で、支所と農協の間に入っている道路、T字路の部分をJRと協議をしてまちづくり交付金事業にモデルケースとして取り上げたと

というようなお話がございました。多分当時旧海上地区においてはそのような構想はまず考えられなかったわけでございますけれども、市長のあいさつが、実は私もなかなか難しい場所ではないかなというような感じを持っておりましたので、JRと協議して、七・八十メートルの所へガードが設置できるのかなと、そんなことも考えておりましたので、なかなかできないのではないだろうかというものを含めて、計画はすばらしい計画であるなと感じていたわけでございます。

そうしましたときでございますけれども、ある市民から、旧海上地区の市民でございますけれども、そのような計画になったんだという話を聞いたわけです。そのようなJRがあつた所を抜いて、蛇園の地区内をどこを迂回するかは別にしまして、126号へ接続するんだと。そういう話は実はひとり歩きの出たんです。それが多少羽が付いて歩いている関係もございまして、話は若干オーバーになるかと思ひます。

そういうことを聞きますと、私ども議員の活動というのはいち早く市民に新しい情報を流すような資質を持っているんですね。そうしますと、議員の活動がいやすばらしい活動をしているなど、そういう錯覚を起こさせることもございまして、そういうことで、その辺の事業が果たしてこれからのまちづくり交付金事業に該当できるものなのか、できないものなのか。その辺を含めて、またお考えを伺えればなと思ひます。

そのように感じますけれども、できれば幸いですけれども、海上地区として特例債事業として持ち込んだのは0207号線への126号から連絡道ですか、そのものを0208への連絡道と。そんな2路線があると。恐らくそれは全地区合併後の周回道路的になる道路だろうという形で私は考えていたものですから、ぜひその辺を先へ進むのかなと思ひましたら、あの辺の話がちょっと出ましたので、その辺のお考えもいただきたいなと思ひているところでございませう。

もう既にそういうことに基きまして、地区住民は土地がどうなのか、どこを通るのかと、そういううわさが出ております関係で、ぜひその辺も含めてお願いしたいなと思ひております。

次に、適正定員についてでございますが、適正定員と人材の育成については相関関係が当然出てくるかと思ひます。当然職員がやる気や意欲がなくては人材を増やすわけにはいかないと思ひますが、アクションプランの中において示されたのが5か年で65名ほどの削減の方向であるというように多分ここに出ております。

なお、勸奨制度は含んでいなくて、もっと勸奨制度を適用しながら取り組んでいきたいと、

そんなことが入っておりますけれども、適正な人員配置というのは、どれが適正な人員配置なのかなと、そういうものを設定がされているかと思しますので、それらも含めて、職員の適正管理についてはお願いしたいなと思います。

それと、人材育成についてでございますが、ちょっとある雑誌を見ましたとき、今では日本のトップ企業、世界でも有数の企業であるトヨタは、やはり人を作ることが一つの企業が今発展したというようにも言われているわけでございます。それはいろいろなつくり方があるかと思いますが、そういうことで、ぜひ人材を育成していただきたいと。

あるいはその中に一つ気になるのがあるのでございますけれども、職員の能力、意欲を適正に評価し、努力が報われる人事評価制度と、それらを取り入れるということでございますが、それらの制度はどのような制度なのか。ただマニュアル化したものを当てはめるのか、あるいは市独自のものを作るのかを含めてお願いしたいなと思います。

それと、この人材育成の一つではあるにしても、若干違うなと思うものが、消防長が所属した現場でございますから、変わるとは思いますけれども、救急救命士の人材育成があるかと思えます。当然救急救命士につきましては、市民の生命を守る、何分ですか、10分とか何分以内であれば何%心肺蘇生をやれば助かるとか何とか、そういう話もあるようでございますので、当然救急救命士は各高規格救急車も今回議会の中を通過しておりますし、そういうことも含めると、養成は当然必要だなと思いますが、今13名ほどいるというような話を聞いているわけでございますけれども、その13名の既に現場だけの対応ではなくなるんじゃないのかなと。当然救急救命士にいますと、多分消防長にはなれないと思しますので、そういうものを含めまして、今後どのように考えられていくのかなということもお願いしたいなと思います。

次に、民間委託につきましては、今進められているのは公設民営なのかなと思います。そういう形の中で、19年度に向けて干潟保育所ではもう既に説明をしたということでございますが、その辺のどのような委託先ですか、そのようなものがもし目星にあるというならば、報告できるものであればお願いしたいなと思います。

それと併せて、民間委託をする上においては、恐らく保護者につきましては変わってくるんじゃないか、環境が変わるんでないだろうか、保育士が変わったおかげで、子どもたちに向けた環境が変わるんじゃないかなと、そんな心配をする面が出てくるんじゃないかなと思しますので、それら十分対応しながら、ぜひそれに向けた進め方をしてほしいなと、そういうものを求めたいと思います。

それと、給食センター、現在3か所で行われているわけですが、もう既に老朽化に入っている給食センター等もあるのではと思います。そういうことの中で、今後新旭市としての給食センターをどのような形で考えるのか。既に今J A等に向けてできればなというような市長のお考えがございましたが、そういうものの引き受け先がございましたら、すっぱり民間に委託してしまうのか、あるいは給食センターの改築等も含めながら、部分的に委託するのか、その辺もできたらお願いしたいなと思います。

中央病院につきましては、もういろいろ林七巳議員の質問の答弁の中にもございましたので、ぜひそれら多分不審火騒ぎにつきましては、いたずらもあるんじゃないかなというような私ども推測をするところもございますので、ぜひその辺のものを万全な施策をとっていただかなければならないんじゃないかなと思います。特に病院は附帯設備も含めて大勢の患者を抱えている所でございますし、ぜひそのような形で今後とも万全な対策をお願いしたいと思います。

以上、2回目の質問を終わらせたいと思います。

議長（鈴木正道） 日下昭治議員の再質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（伊藤忠良） それでは、ご質問にお答えをさせていただきます。

まず、まちづくり交付金事業、どうもいろいろなうわさがひとり歩きをしているというお話がございましたけれども、まちづくり交付金事業で現在取り組んでいる所は、先ほど助役等からお話があったとおりでございます。それについて、次の計画も出してくるようと言われまして、まず第一に頭に浮かびましたのが、海上の蛇園から、あの辺の排水の悪さ、これを基本的に解決しなければならないだろうというのが率直な思いです。それにつきましては、今の水路だけでは不十分ということで、三川派線の整備をしながら、そこへ振り分けていきたいな、そんな思いを持っているわけございまして、かといひまして、これだけのこの三川派線をきちんと整備をするというには、もう大変なお金がかかります。

そこで、このまちづくり交付金事業がさらに次の計画を出せということでございましたから、それではということで、それを取り上げるにはどうしたらいいのかということで検討をしてもらいました。

先ほども申し上げましたように、このまちづくり交付金事業には基幹事業があって、それに提案事業がついてくる。排水の整備などの場合には、この提案事業になるわけです。そこで、それでは何か基幹事業になる道路はということで考えさせていただいて、そのJRと相

談してどうのこうのという話までにはまだ行ってないんですけれども、あの環来寺の西側辺りに道路が作れたらいいんじゃないかということで、急遽早急に上げてこいということで、大急ぎに上げたものですから、まだきちんとした細かいことまで煮詰めてありませんけれども、その道路を整備をして、その道路に伴って排水の整備とか、いろいろな少し提案事業も含めて、いろいろ幅広く取り組みますものですから、そういった形で取り組みをしたいというのが今のところの考えです。これから煮詰めてまいりますので、また煮詰まってきましたら、議員さん方にもどんどん相談をしてみたいと思いますので、いいお知恵がありましたら、よろしく願いをいたしたいと思います。

それから、給食センター、保育所等の民間委託の問題でありますけれども、先ほど申し上げましたとおり、まだ勉強の段階であります。ですから、これからいろいろなデータをそろえて勉強をしていきたい、そのように思っておりますし、同時に、給食センター、第二、第三、二つとももうかなり老朽化をしております。そういった意味ではこの建て替えも併せて考えていかなければなりませんものですから、急いで答えを出していきたい、そのように思いますし、保育所に関しては、まず保護者の皆さん方の不安を取り除くというのは、もう大変な問題ですから、きちんと声を聞きながら取り組んでいきたい、そのように思いますので、よろしく願いをいたします。

以上です。

議長（鈴木正道） 助役。

助役（重田雅行） まちづくり交付金について、今、市長からも答弁がありましたけれども、先ほど私の答弁でちょっと分かりにくかったと思うので、もうちょっと補足させていただきます。

まちづくり交付金につきましては、市内全域でこの事業をやりたいという形のものではなくて、市内を地域に分けて、この地区についてはこういう考え方で、こういう整備をしたいというものを計画として作るのがまず第一段階になります。そういうことで、現段階で国の方に採択を受けているのは、先ほど申し上げましたように、旭駅前周辺地区ということで、考え方としては誰もが安心して健康に暮らせる町を作るということで、病院関係、また防災関係、それから健康パークの関係、そういったものを基幹事業、提案事業として組み入れた形になっております。

それで、基幹事業と提案事業の関係なんですが、基幹事業というのは、先ほど申し上げたように、従来から国庫補助の対象になるような事業、提案事業は、従来は市単独事業として

やらなければいけなかったような事業なんですけれども、提案事業は全体事業費の20%までしか認めませんという制限があります。そういったことから、どういう形で地区を分けたいのか。またそこはどういう形で、考え方でまちづくりをしたらいいのか、そのためにはどういう基幹事業、どういう提案事業を組み合わせたらいいのか。そういったことを今一次分は出しましたけれども、今、市長から話がありましたように、今後二次分、三次分についても、その辺検討をしておりますので、また固まり次第、ご報告はさせていただきたいと思っております。

以上です。

議長（鈴木正道） 総務課長。

総務課長（増田雅男） それでは、私の方から最初の1点目の適正な人員配置数ということですが、これにつきましてははっきりとうたってあるものはございません。

ただ、国の方で、これもちょっと大ざっぱなんですけど、人口10万人未満の市の場合には定員モデルというのがあります。これは国が制定したものです。これでいきましたも、例えば総務課は何人とかじゃなくして、総務部門だとか、あるいは税務、民生、衛生とか、そういう中で、ある程度の数値を定めたのがあります。

ただ、何でもかんでもこれに合わせよということではなくして、これらに近づけるような人員配置と、こういうようなことになっております。これらと現在比較してみますと、現状ではやはりちょっとうちの方は多くなっております。

それから、もう1点の人事評価制度でございますが、これにつきましては、これから作成するわけでございますが、現在県の方で目標チャレンジプログラムという、こういうマニュアルがございます。これらを参考にしながら、これから市独自のものにするか、マニュアルを作っていくか、これから検討してまいりたいと、このように考えております。

以上です。

議長（鈴木正道） 消防長。

消防長（佐藤眞一） 私の方からは救命士の育成についてお答え申し上げます。

議員、おっしゃいますように、私ども消防本部、現在救急救命士13名います。そして、現場活動をするのに何名いるかと、何名必要なのかといいますと、救急車4台で、1隊につき3名必要であります。そうしますと、3×4の12ですね。そして、この休暇等が出ますから、当然のように、この補充要員というのがどうしても必要になります。ですから、12名に3部制をやっております関係から、加えて3人ということで15名。

この15名でずっとやっていくわけにまいりません。当然のように年齢も大きくなれば、あるいは上階級になれば、当然のように救急業務一本というわけにはまいりません。そうしましたなら、当然のように救急司令室の方の現在口頭の指導をしています、119番がかかったときにですが、やっぱり口頭指導要員とか、あるいは警防課の方に配置しまして、全救急隊の指導要員、指導者の立場で救急指導を行うと、そういうような位置に持っていかなくてはなりません。

ですから、とりあえず私が考えますには、15名をこれから目標に育生していくと。さらに15名がそろった時点で、毎年のように、先ほど言いましたように、ずっと救急で縛るわけにいきませんので、1名ずつ育成する必要があると、そのように考えます。

以上でございます。

議長（鈴木正道） 日下昭治議員。

13番（日下昭治） 順序は若干変わるかと思いますが、今、消防長の中で15名、救急救命士を育成するんだということのような答弁がございました。その中で、今いる救急救命士の中で、何名かは有資格者を採用しているんじゃないかなと思います。消防業務でございますので、救急救命士の資格があったからといって、即現場で最大に機能を発揮できるのかなということは別にしまして、そういうことも今後市として財政、いろいろな面を考えて、有資格者の採用というようなものも取り組むべきではないだろうか。当然現場においては大変な任務もあろうかと思いますが、恐らく250万、300万余りかかって養成するわけでございますので、ぜひその辺も含めた中でお願したいなと、そんなことを考えます。

それと、文化の杜公園事業の何か話なども出ましたけれども、それよりもこれよりも実は私が感じたのにおいては、現在進められている事業あるいは当然今答弁の中で今後進められていくであろうという計画等について伺ったわけでございますが、当然それらにつきましては、合併前からの継続事業もあったり、あるいは合併に基づいた事業もあろうかと思えます。そんなことで、今進められているわけでございますが、事業そのものは合併協議会等に基づいたものがかなり今進んでいるのかなと、そんな感じがしているわけでございますが、それらの経過につきまして、市民の皆さんに理解されなければならないと思うわけでございます。

そしてまた、当然市民の利が得られるような、全域に利が得られるような、均衡に発展していかなければならないと思うわけでございます。そうすることによって、市長が目指している日本一住みよいまちづくりにつながるのではないのかなと、そんな確信をしているところでございます。

そんな中で、合併協議会の中で提示されました新市の建設計画ですが、その2について、これは案ではございましたけれども、それらに基づいて、ある程度進むものと考えた中で発言をさせていただくわけでございますけれども、その中の文化の杜公園計画を見てみますと、その計画時に出されたものが、素案として出されたものでございますけれども、事業費が38億7,400万円だったと思います。38億7,400万円の事業費が今年度より予算化されて、5年計画で進められるのが15億円くらいを見込むと。といいますのは、40%を切る事業計画になるわけでございますよね。ただ、合併協議に基づいてやった時には38億7,400万円、そういう計画が15億円くらいの計画になって、果たしていいんだろうかと。

実は私もその文化の杜という場所すら分からなかった状態でございます。3月予算に基づいて出た際に、ほかの方にお聞きしましたところ、現在の図書館の西側のことだよという話が出てきたわけでございます。ただそれだけでよかったわけで、それだけだったら何らできない事業でございますので、縮小してやむを得ないのかなと思ったわけでございますけれども、それにプラスされたのは、あれは公園でなかったんだと。新庁舎の予定地じゃなかったのかなと。実はそういう話が出てきたんです。多分私はそうではなかったと思いますけれども、だから38億円なんていう事業費に盛り込まれたんじゃないだろうかと、そんな話が1市民から出たわけでございます。

そういうものを含めて、合併の協議会の中で新庁舎につきましては先送りということですが、そういうことになっておりまして、まだ新庁舎の方針すら出ていないわけでございます。しかし、その後、それだけであればいいが、またほかの面から話をしますと、今度はそうじゃないんですね。中央病院アクセス道に面したところが新庁舎の予定地じゃないのか。そんな話も出てくるんですよ。そういうことになると、ますます我々としても分からなくなってしまうと。そんなこともございますので、できるものであれば、それらの旧市、町から持ち込まれた事業計画あるいは今後取り組まれるであろうとする主要施策、重要事業につきまして、ぜひ説明なりをいただければありがたいと、そんなことを私なりに考えを持っているところでございます。

国の方においては何か官僚対政治家と、そんな構図もできているというような話もございます。それは何だというと、官僚が威厳を保つためだなどという話も出てきますけれども、まさか旭市にはそんなことはないわけでございますけれども、ぜひそれら主要事業等につきまして、私ども認識を高めなければならない。これからの知識も高めなければならないと思いますし、市民からの代表を委託されている後の議会活動でございますので、その辺、ぜひ

今後に向けての市長の所見をいただければなど、そんなことを思いまして、最後の質問にさせていただきますたいと思います。

議長（鈴木正道） 日下昭治議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（伊藤忠良） 今、日下議員から文化の杜公園が庁舎予定地であったというような話がありましたけれども、そういったことは全くございません。

それから、中央病院のアクセス道路の近くに庁舎というような話もございましたけれども、そういった計画も全くございません。いつも申し上げておりますことは、私は優先順位として庁舎の建設は非常に大事だし、これをやらないということでは決してありません。その積み立ても始めようとしておりますし、これから検討をする問題であります。それよりも先にぜひやりたいと思うのは、子どもたちが学んでいる場所、この耐震診断をきちんとして、耐震補強をきちんとする。まず子どもたちが安全な所で学べるようにさせてあげたい。これが一番の願いでありまして、それを最優先するというところでございますから、ご理解をいただきたいと思います。

それから、議員さん方に物を相談もしないでどんどん進めてしまう。そういった考えを持っているわけでも決してありません。議員さん方が招いてくれれば、いつでも皆さん方の集まりへ顔を出して、思っていることをいつでも述べさせてもらいますし、計画にあることをどんどん皆さん方に相談をさせていただきますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

新しい市を立ち上げて、新しいまちづくりをするに当たって、一番大事なことは、議会と執行部等一丸となって市民のために骨を折るというのは一番大事だろう、そのように思いますので、そういった姿勢でありますから、いつ招いていただいても、時間がある限りどこへでもまいりますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

以上です。

議長（鈴木正道） 日下昭治議員の一般質問を終わります。

昼食のため1時30分まで休憩いたします。

休憩 午後 零時23分

再開 午後 1時30分

議長（鈴木正道） 休憩前に引き続き会議を開きます。

伊 藤 房 代

議長（鈴木正道） 伊藤房代議員、ご登壇願います。

（ 4 番 伊藤房代 登壇 ）

4 番（伊藤房代） 平成18年6月定例会におきまして、一般質問の機会をいただき、誠にありがとうございます。

今回私は3点の質問をさせていただきます。1点目、社会保険庁の国民年金の保険料免除の件について。2点目、防犯、防災について。3点目、警察と市民との連携について質問いたします。

1点目、社会保険庁の国民年金の保険料免除の件について質問いたします。

千葉県では千葉、松戸、佐原の3社会保険事務所で1,669件の免除手続きをしていたということがわかった。平成18年3月になって、管内事務所の調査依頼があり、不正処理が判明したとあります。その後、岐阜、静岡、奈良、秋田、埼玉でも見つかри、総計8万2,040人になったとあります。静岡では静岡社会保険事務局の局長を更迭するように指示したとされています。

国民年金は明るく、豊かな生活を送るために、みんなで支え合う制度です。日本国内に住所がある20歳以上60歳未満のすべての方は国民年金に加入しなければなりません。国民年金の保険料は20歳から60歳までの40年間納めることになっています。老齢基礎年金を受給するためには、最低25年以上の保険料を納めることが必要です。定額保険料月額1万3,860円、平成18年4月現在、賦課保険料月額400円、第1号被保険者。社会保険庁より送付される納付書により金融機関、郵便局、コンビニエンスストア等で納付してください。第2号及び第3号被保険者は厚生年金及び共済組合から納められます。

保険料の納付が困難な時は、国民年金には、所得が少なく、保険料を納付することが困難な場合に、本人の申請によって保険料を免除する制度があります。この免除制度には全額免除と半額免除があり、一定の基準に該当していることが必要です。

また、学生の方には納付制度が、30歳未満の若年者には納付猶予制度があります。これらの申請が承認されますと、その期間は受給資格期間として計算されます。

国民年金法は被保険者からの申請がないと免除はできません。そこで、旭市におきまして、どのような状況になっているのでしょうか、質問します。

2点目、防犯・防災について。

(1) 防犯について質問いたします。子どもの連れ去り、マンションからの投げ落とし等小さい子どもを的にした事件が連続で起こっています。発生の割合は、誘拐は道路上が59.1%と多く、強制わいせつは道路上が41.4%、マンションでは16.7%、公然わいせつは道路上が69.9%、恐喝は道路上が45.1%、強姦は道路上が16.0%、マンションでは22.7%となり、子供のひとり歩きを狙っての犯行が多くなっています。公園で1人で遊んでいても、周りからは植木があって見えない場合もあるとのこと。また、秋田の米山豪憲君が殺害された事件で、親たちが児童を車で送り迎えするようにしているようです。共働き家庭が多く、親に負担がかかり、いつまで続くのだろうと不安な気持ちが続いているとあります。

米山君の殺される1か月前には畠山彩香さんが水死という悲しい事件があり、少子化の現在、親を悩ます事件が多発しています。旭市におきましては他人事ではありません。対策として子どもの目から見た危険な箇所、親から見た大人の目で見えない場所等を市民全体で考えて、地域安全マップを作って、対策を講じることはできないのでしょうか、質問します。

(2) 防災について質問いたします。インドネシア、ジャワ島中部で、5月27日、午前5時54分、マグニチュード6.2の強い地震が発生した。死者数6,000人を超え、23万人が家を失ったとありました。まだ被害は続いているとあります。スマトラ沖地震と大津波の惨禍からようやく立ち直りかけているインドネシアではまた大きな地震があった。

災害は忘れたころにやって来ると、私たちの子どものごころによく言うておりましたが、現在では頻りに地震、津波、ハリケーン等が多発しています。我が旭市におきましては、太平洋に面していて、地震、津波、竜巻もありました。防災にも油断なく手を打つ必要を痛感しています。旭市におきましては、防災無線で全戸に知らせること、屋外放送で呼びかけること、また、どこに避難し、どこに逃げればよいかを前もって市民全体に知らせるようになっていると思いますが、消防としては具体的にどのように被災者を誘導し、手を打っているのか質問します。

3点目、警察と市民との連携について質問いたします。警察に対する不安について、先日亀有のお巡りさんのテレビを見ました。亀有公園前派出所勤務の両さんは町の人気者、漫画の人物ですが、今では町起こしの役割を担っています。それに引きかえ、佐賀県唐津市で5月20日、市立巖木小学校広川分校5年の家原毅君が車に引き逃げされた事件で、白バイ隊員の職務質問を受け、容疑者が知らないと言っただけで現場を離れ、応援を呼ぶために離れたと言っておりますが、犯人が私ですとは言うわけがないこと。白バイ隊員であろうとも車の

中の様子を先に見るとか、不審者をその場に残留して、自分が場所を離れるなど、素人が考えても警察との自覚が疑わしい行動が見られます。

また、唐津署の副署長までが、その時点で犯人とは断定できず、判断は間違っていなかったと話している。生命だけは取りとめたとありますが、警察官としての自覚と責任、また仕事に徹する指導を徹底することができないのでしょうか。

また、次に、5月8日、神戸市西区玉津町のコンビニエンスストア駐車場で、16歳の少女が文化包丁で腹を刺されて死亡した事件がありました。その少女は、2月6日に加古川署に犯人が何度も携帯電話にかけてきて困っていると相談に行ったとありました。また、5月3日に、犯人より死ねというメールが来たという訴えも出ていたとあります。その後、もう大丈夫との説明があったと説明していますが、もっと容疑者をマークしていれば、こんな事件にはならなかったのではないのでしょうか。旭市としても町のお巡りさんとして何でも相談に乗り、真剣に考えてくれ、親しまれるお巡りさんを要望することはできないのでしょうか、質問します。

以上で、私の質問を終わります。

議長（鈴木正道） 伊藤房代議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長、ご登壇願います。

（市長 伊藤忠良 登壇）

市長（伊藤忠良） 伊藤議員の質問にお答えをさせていただきます。

私からは、3点目の警察と市民との連携についてお答えをさせていただきます。

今、警察官のさまざまな対応の悪さというのが問題になっているとお話ございました。まさにたくさん問題が生じているようでございます。私もいろいろな面で警察の皆さん方と交流を持たせていただいております、そういった中で、いろいろな話をさせていただくんですけれども、なかなか今の警察官、万能とはいかないようでございます。足りない点もたくさん問題にされますけれども、少し行き過ぎると、これまた問題にされる。本当に警察官の皆さん方もどのように対応したらいいのか苦慮するところがたくさんあるようでございます。

大事なのは本当に市民と一つになって警察官に活動をしてもらうということが大事だろう、そのように思います。少し例え話が違いますが、学校の先生方なども本当に父兄ときちんと連携をすることによって、いろいろな問題が解決できるだろうというようなことで話をしているんですけれども、警察官も全く同じで、本当に市民と常に交流を持って、市民と

その自分たちの考えを分かち合うことによって、警察官の活動というのにもっと幅が出るんだろう、そのように思います。そんな意味では、特に議員の皆さん方はどんどん警察官の皆さん方と連携をとっていただいて、そして、皆さん方のお考えを警察官に話していただいて、警察の皆さん方との意見交流を十分させていただいて、活動をしてもらうようお願いをさせていただきたいと思います。

駐在所の皆さんなどでは、非常にユニークな活動をしている方もおありまして、ミニかわら版のようなのを発行してくれて、いろいろな情報を市民に提供したり、市民とのかかわりの中で生じたいろいろな問題をミニかわら版で配布をしてくれたりという警察官の方もいるようです。そんな意味では、我々の方からむしろ警察官の皆さん方と一緒に、警察官の皆さん方のお力を生かされるように努めていった方がよりいいんじゃないのか、そんなふうにも考えます。

どうぞひとつこれから特に夏まつりのシーズンになりまして、警察の皆さん方と接する機会というのは増えるわけですから、大いにひとつ伊藤議員のお考えなども警察の皆さん方に話していただいて、できるだけ我々が安心して暮らせるまちづくりに警察官の力を生かしてもらえるようにご配慮をお願いいたしたいと思います。

私の方からは以上です。

議長（鈴木正道） 保険年金課長。

保険年金課長（増田富雄） それでは、第1点目の社会保険庁の国民年金の保険料免除の件につきまして、千葉県下3社会保険事務所で1,669件の不正処理があったというが、旭市におきましてはどのような状況かというご質問に対しましてお答え申し上げます。

千葉社会保険事務局に1,669件の内訳を確認しましたところ、千葉社会保険事務所が1,100件、佐原社会保険事務所が479件、松戸社会保険事務所が90件ということでありました。

なお、旭市においては該当ないとのことでありました。

以上でございます。

議長（鈴木正道） 学校教育課長。

学校教育課長（多田清司） それでは、先ほどの地域安全マップについてお答えをさせていただきます。

先ほど日下議員での市長答弁にもありましたように、学校の安全体制につきましては、学校や警察だけではなく、市民が一体となって子どもたちを守っていく体制で今後も進めていきたいというふうに考えております。

また、学校教育課としましては、各小・中学校に学区内の安全マップを作成して、子どもたちの安全を確保するよう既に指導しております。子どもたちは安全マップを使用しまして、通学路の危険箇所を確認するとともに、子ども110番の家の場所もわかるように指導していただいております。

また、今年度より元警察官によるスクールガード・リーダーが各学校に定期的に指導や支援を行っております。今後も考えられる最大限の努力をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（鈴木正道） 消防長。

消防長（佐藤眞一） 災害時の避難誘導等についてお答えを申し上げます。

この件につきましては、避難誘導に関連しました一連の活動等を含んでの回答となることをご了承をお願いしたいと思います。

旭市の防災に関しましては、基本的には旭市地域防災計画、この中に風水害等対応編、それから震災対策編、これは現在暫定でありますけれども、ございます。これに基づきまして、全組織が活動をするわけでございます。

なお、現在のこの暫定の旭地域防災計画につきましては、新旭市対応としまして、見直し作業中であります。

消防本部につきましては、旭市消防本部非常時災害警防規定、それと旭市消防本部非常時招集計画要綱と。これによりまして、非番員の招集を実施しまして、災害規模に応じて部隊の増強を図りまして、また、最終的には全職員が招集されるような計画となっております。

それでは、まず住民避難で一番大事なことは、いかに情報が的確に伝達されるか、これです。災害等の情報伝達方法としましては、現在防災行政無線による住民への伝達が主な手段となっております。屋外の拡声個局が114局、個別受信機が1万7,639局が設置、配布されております。それに加えまして、消防本部としましては、これは消防団も含むんですけれども、消防車あるいは広報車により管内広報の実施を行っております。

災害等の情報伝達の内容については、震度4以上の地震が発生した場合には、防災無線により、余震等に対する注意等の情報伝達を実施しております。また、津波注意報、警報等が発せられました場合も同様の放送を実施して、併せて消防車、広報車により管内の広報を実施しております。

さらに市において災害対策本部が実施された場合には、その災害の規模と状況によりまし

て、避難指示、避難勧告あるいは避難命令等が伝達されるような計画となっております。

続いて、避難場所につきましては、現在学校、公民館等を中心に77か所、この避難場所については、指定避難場所あるいは一時避難場所あるいは広域避難場所等が、この3種類があるわけなんですけれども、地区別に申し上げますと、旭地区が全部で25か所、海上地区が13か所、飯岡地区が23か所、干潟地区が16か所ありまして、この避難場所については、全世帯に配布しました旭市ガイドマップに避難場所として表示してあります。これについては、住民の皆さんにも十分に注意をして、位置等の確認をしていただきたいと思いますと思っています。

なお、指定避難場所については、立て看板で表示をされております。

続いて、避難誘導方法でございますけれども、地域ごとの避難では、地域防災計画によりまして、地元消防団の協力を得まして、その地区の区長あるいは組長が中心となりまして、避難活動を実施していただくような計画となっております。これについても防災訓練等を通じまして、住民の皆さんにご理解いただけるよう指導を推進していきたいと思っています。

また、この中で一番重要なことは、住民の皆さんが普段から避難経路、避難場所を十分に把握しておくということです。これが一番重要なことで、また行政におきましても、広報紙あるいはチラシ等で、数多くの周知を行い、そして認識普及の啓蒙を図る必要があると思います。

以上でございます。

議長（鈴木正道） 伊藤房代議員。

4番（伊藤房代） ご答弁をいただき、ありがとうございました。

本当に佐藤消防長に今詳しくいろいろ説明をいただきましたが、本当に防災について市民一人一人がいざという時にあわてないで済むよう、普段から注意を払っていきたいと考えます。

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（鈴木正道） 伊藤房代議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

議長（鈴木正道） これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は15日、定刻より開会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 1時50分

平成18年旭市議会第2回定例会会議録

議事日程（第4号）

平成18年6月15日（木曜日）午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（26名）

1番	伊藤 保	2番	島田 和雄
3番	平野 忠作	4番	伊藤 房代
5番	林 七巳	6番	向後 悦世
7番	景山 岩三郎	8番	滑川 公英
9番	嶋田 哲純	10番	柴田 徹也
11番	木内 欽市	12番	佐久間 茂樹
13番	日下 昭治	14番	平野 浩
15番	林 俊介	16番	明智 忠直
17番	林 一雄	18番	高木 武雄
19番	嶋田 茂樹	20番	向後 和夫
21番	高橋 利彦	22番	林 正一郎
23番	鈴木 正道	24番	神子 功
25番	伊藤 鐵	26番	林 一哉

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長 伊藤 忠良 助 役 重田 雅行

教 育 長	米 本 弥榮子	病院事務部長	今 井 和 夫
総 務 課 長	増 田 雅 男	秘書広報課長	野 口 徳 和
企 画 課 長	加 瀬 正 彦	財 政 課 長	高 埜 英 俊
税 務 課 長	江ヶ崎 純 敏	市 民 課 長	林 久 男
環 境 課 長	小長谷 博	保険年金課長	増 田 富 雄
健康管理課長	浪 川 敏 夫	社会福祉課長	遠 藤 純 夫
高 齢 者 福 祉 課 長	横 山 秀 喜	商工観光課長	神 原 房 雄
農 水 産 課 長	堀 江 隆 夫	建 設 課 長	米 本 壽 一
都市整備課長	島 田 和 幸	下 水 道 課 長	山 崎 健 次
海上支所長	木 内 孫兵衛	飯岡支所長	佐久間 俊 雄
干 潟 支 所 長	木 内 國 利	会 計 課 長	宮 本 英 一
消 防 長	佐 藤 眞 一	水 道 課 長	堀 川 茂 博
庶 務 課 長	在 田 豊	学校教育課長	多 田 清 司
生涯学習課長	花 香 寛 源	監 査 委 員 事 務 局 長	平 野 哲 也
農 業 委 員 会 事 務 局 長	小 田 雄 治	飯岡莊支配人	野 口 國 男
病院事務次長	伊 東 一 直		

事務局職員出席者

事 務 局 長	来 栖 昭 一	事 務 局 次 長	石 毛 健 一
---------	---------	-----------	---------

開議 午前10時 0分

議長（鈴木正道） おはようございます。ただいまの出席議員は26名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

#### 日程第1 一般質問

議長（鈴木正道） 日程第1、一般質問を行います。

#### 高橋利彦

議長（鈴木正道） 通告順により、高橋利彦議員、ご登壇願います。

（21番 高橋利彦 登壇）

21番（高橋利彦） 21番、高橋です。一般質問を行います。

私は、大きく2点ほどお尋ねしたいと思います。

初めに、旧干潟町のごみ焼却施設のその後の経過についてお尋ねいたします。

この問題については、ご存知のように、合併直後、環境シンフォニックという会社が施設の工事や資材の搬入を行い、一時は地域住民の皆さんが大変な不安感を抱き、騒然としておりました。

しかしながら、市当局の適切な対応により、この業者が工事を完全に中止し、焼却炉などの資材はどこかへ搬入されましたが、いまだコンテナの事務所が残っており、人の出入りもあるようです。このために、地域住民の不安は、まだ完全に払拭されたとは言えません。そして、うわさでは、この業者がいろいろな訴訟の準備を行っているような話も聞きましたが、話のとおりで、この議会初日の市長のあいさつで行政訴訟についての話がありましたが、既に裁判が始まっている中では、裁判に支障を来たさない範囲でもう少し詳しく伺いたいと思います。

次に、谷丁場遊正線の市道工事に伴う土砂の口頭契約についてお尋ねをいたします。

この関係については、3月定例会で一般質問を行いました。私の今までのいろいろな経験から市当局の謝罪が得られるものと思っておりましたが、予想外のとんでもない回答がなされ、議会後、わざわざ職員を従え、私の家に来るという事態に失望を感じ、公共事業、公務として法令を遵守した説明を求めるために再度質問いたします。

あえて、この一般質問に至る経過について質問しますと、ちょうど工事を行っていたころ、私の支援者から連絡があり、谷丁場遊正線の工事では、今までに見たことのない大変おかしなことを市の建設工事で行っているの、写真と道路に落ちていた土砂をビニール袋に入れてあるので見てもらえないかという連絡があり、現場へ行き、大変な光景を目の当たりにしたからです。それは、旧旭地区から広域農道への取り付け口の市道建設用地から広域農道を挟んだすぐ上の旧干潟町地区の個人の土地へコンボで大量の土をとり、大型ダンプに積み込んで運搬している現場を見たからであります。

とにかく、当事者に直接言う人はおりませんが、付近の住民からは公共財産である土砂処分として大変な疑惑を持たれておりました。私も不適切だと思ひまして、3月定例議会で一般質問を行ったものです。

谷丁場遊正線の道路工事に伴う大量発生土の処分については、契約書はないが、旧干潟町が用地交渉の段階で口頭の約束をしていたので、発生土があれば、年月の経過にかかわらず、契約だから適切に守らなければならないので、道路をつくる部分の表土の20センチ部分を発生土として約束の所に運び、契約を履行したものと建設課長が3月議会において自信満々の答弁を行っております。

しかしながら、私は、この答弁に対して、当時も今も全く理解できません。そこで、今回は、もっと具体的に質問をさせていただきますので、答弁漏れのないようお願いいたします。

第1点目として、表土の20センチ部分を発生土として約束の所に運んだようですが、現場を見た状況では、20センチの何倍もの掘削をして運んでいたが、道路用地の土砂をどのくらい採取し、運搬処分をしたのか、伺いたい。

第2点目として、公共用地ですので、当然のこととして計算してあると思いますが、道路用地の土砂を採取し、運搬し、減った分の土を購入し、敷き詰めることになりましたが、これらの行為を金に換算すると、およそどのくらいの金額になるのか、伺いたい。

第3点目として、今回、市から大量の土をもらった方は、旧干潟町で何年も前に用地の売買契約や所有権移転登記が済んでいる方の方です。当時の干潟町が旭市で出るかどうかの

わからない発生土を契約の条件として口頭契約したように思いますが、契約の日時やそれぞれの市町を代表する職員の職氏名を示していただきたい。

第4点目として、建設課長は当時、この方が発生土があれば、自分の用地は提供すると言っていますが、発生土がなかったのに干潟町と売買契約等が終了しているのはとても理解できないので、説明不足があったのか、それとも特別な理由があると思うが、説明を願いたい。

第5点目として、この路線で今回と同様の工事があったと思うが、発生土があったのかどうか。あったとすれば、どのような処理をしたのか、伺いたい。

第6点目として、地方公共団体の締結する契約は、地方自治法等で契約書の作成を義務づけているが、建設課長が言うように、口頭契約でもいいとされる根拠を示し、ご説明を願いたい。

なお、私は、金銭にかかわる重大な問題とっておりますので、明快で責任のある答弁を求めて、1回目の質問を終わります。

議長（鈴木正道） 高橋利彦議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

環境課長（小長谷博） それでは、高橋議員の1点目の旧干潟町ごみ焼却施設のその後の経過についてお答えいたします。

旧干潟町のごみ焼却施設、いわゆる環境シンフォニックの焼却施設の計画でございますが、これにつきましては、3月の常任委員会でも前任の課長から一連の経過につきましてご報告したとおりでございます。また、その後の経過としまして、市長が政務報告でも申し上げたとおり、本年2月13日に千葉地方裁判所へ平成17年6月29日付けで行った一般廃棄物処理業許可の取り消し処分を取り消すよう行政訴訟が提起されたもので、従来どおり、当該処分は適当だったとして、これを争うものとし、去る5月30日に開かれた第1回口頭弁論においても、その旨を主張したところでございます。

以上が、その経過でございます。

議長（鈴木正道） 建設課長。

建設課長（米本壽一） 事務担当者として、質問事項のみを答えればいいんですけれども、ここに大勢の方がいらっしゃいますので、もう一度、経過をご説明申し上げたいと思います。

時は、平成13年度にさかのぼるわけでありまして。先ほど質問議員から説明がありましたけれども、谷丁場遊正線の北側に接続する米込地先の1級5号線の道路建設の時のことでありまして。当時、当然、干潟町が交渉を始めたわけなんですけれども、その道路は、谷丁場遊正

線の北側、その下の土地を2分する形になってしまいます。1枚の田んぼが半分になってしまった。最初、かなり交渉が難航したわけであります。そこで、いろいろな条件があります。その一つに埋め立てという話が出たんですけれども、結果として買収に応じてくれた。それは、いつ、だれがというのは、ここには資料にはありませんし、調べておりません。その際に、具体的に干潟町から旭市の建設課に話があったんですけれども、旭市の担当は、谷丁場遊正線の工事の土が出たらということだったのです。なぜ出たらということになりますと、その当時は、まだ谷丁場遊正線の、今回具体的に言いますと、秋田川からの北側なんですけれども、まだ用地交渉が成立しておりませんでした。まだ人の土地でした。したがって、その段階では出たらとしか言いようがなかったわけです。当然、契約書は結びようがありません。出るかどうかわかりませんし、交渉が追いつけるかわかりませんから。したがって、口頭で出たらという話になってしまったわけであります。

努力を重ねまして、17年度の工事が終わった所については、16年度に用地が買収できたんです。地権者の協力があって買収できました。17年度に工事をすることになりました。でも、そこは田んぼでしたので、安定しないかもわからないということで、17年に路盤までをやって、18年に舗装をして、2か年にまたがってやりましょうという計画でいたんです。

そうしましたところ、それと同時に、国県にもいい財源が無いかということで盛んに働きかけたんです。市長、助役にも協力願って、どんどん働きかけたんです。それが運よく17年度に補助金がついたんです。考えてもいなかったんです。それを付けてくれたんです。3分の2の補助率、こんな有利な補助金を付けてくれたんです。いい道路に付けましょうということで。それで、こちらも、その誠意に応じまして、今年度いっぱい何かが何でもやろうと、ここを開通させましょうということで、結果的には17年度の3月27日、18年3月27日ですけれども、開通にこぎつけたわけです。

ということは、交付決定から工事着工まで極めて短かったために、結果として、契約は17年11月になってしまったんです。でも、3月にはどうしても完成させたかったんです。そうしますと、工期が無い。工期が無いもので、秋田川の北と南を二つの業者に分けて工事を発注しました。土も近場にとにかく運びたかったんです。その時の土を運ぶのも議論がありました。谷丁場の土は安定しているから運ばなくてもいいじゃないかという一つの理論と、すぐ近く、一般車両も通っていないだれも通らない道路があるから、500メートル先に運ぼうじゃないかというのが二つ目。三つ目には、公共の所でどこか使える所が無いかと探しました。それから、四つ目として、業者に処分させてしまおうという四つの選択をしたう

ちの一番有利な500メートル先に、当時、地権者の口約束であっても欲しいと言っていたその土地があるんだから、そこに搬出しましょうというふうになったわけです。

先ほどの質問に戻りますけれども、土の量ですけれども、厚さは20センチです。あの道路は16メートル道路なんですけれども、とった土は17.5メートルの幅です。きれいにとりました。私は毎日のように行っていましたからよくわかりますけれども、先ほど、全然深くと言いましたけれども、そんなことはありません。とにかく20センチの17.5メートルと、あそこは秋田川から2本道路があるんですけれども、その道路までの200メートル間で700立米という量であります。

それから2点目、具体的になぜ有利だったのかと数字を述べろという話でありましたので申し上げますと、先ほど、四つの選択があると言いましたけれども、今回の500メートル先の地権者の田んぼに埋め立てる所であれば、これは設計金額です。精算金額ではありませんから設計金額ですけれども、18万9,000円という数字を出しました。これは、あくまでも標準的な設計金額です。700立米を運ぶのに18万9,000円ということです。

それと、もう一つのパターンとして、例えば、ごみの最終処分場という話があった。中間覆土に使ったらどうか。私もごみの担当者をやったことがありますから、その土は適当ではなかったんです。なぜ適当ではなかったかと言いますと、稲の株はあるし、草はほきてますし、そういう20センチの所だったんです。だけれども、8キロ、10キロ先に運ぶということは、それだって設計から考えれば、80万円とかかかるんです。80万円かけたら、きれいな土が買えるじゃないかということで、その選択を捨てたんです。

それから、業者に処分させようということも考えました。ところが、業者に処分させますと、処分費を払わなければいけないわけです。不要の土であっても、処分費を払わなければいけないということで、それは端から捨てさせてもらったんです。ということで、500メートル先の口約束であっても、そこに運びましょうということを選択したということになります。

それから、契約書は、作成しない理由であったかと思うんですけれども、口約束であっても、よく建設課はこんなことを言われるんです。市役所はいい加減だよなど。約束してくれたことを担当者が変わるとやってくれないんだよなどという話をよく聞かれるんです。私は、そういうことは絶対いけないと思っているんです。口約束であっても、今回の場合は、出たらという仮定の話の約束なんですけれども、口約束であっても重要な契約だということで3月議会で答弁申し上げたつもりであります。

それから、あとは、発生土がなかったらとか、そういう仮定でありましたけれども、とにかくいろいろ考えました。しまった土であれば、やらなくてもいいじゃないかといろいろ考えたんですけども、とにかく当該年度、補助金が決まったすぐ当該年度の秋に工事を着工して、厳密には12月から1月に運んだわけなんですけれども、その後、大急ぎで工事をやらなければいけなかったものですから、ひょっとしたら地盤が安定しないかもわからないというひょっとしたらということを考えて、どうしても不要土を搬出したというのが理由であります。

以上です。

(「答弁漏れ」の声あり)

建設課長(米本壽一) 口頭契約でもいいかということが答弁漏れということですか。

21番(高橋利彦) 契約の日時、それから各市町のその時の該当者。

それから、もう1点、第4点目としては、干潟町と売買契約等が終了しているのはとても理解できないので、説明不足があったのか、それとも特別な理由があるのか、この問題。

それから、この路線で同様の工事があったと思うが、その時にどのような処理をしたのか。

それからあとは、地方自治法の契約の問題、その口頭契約の根拠について。

それだけです。

建設課長(米本壽一) 答弁漏れですから、このままお話しさせていただきます。第1回目ということで答弁させていただきたいと思います。

先ほど、契約の日時、職氏名の話は、私の所には資料が無いし、そのことは特に意識していませんでした。していないというのは、干潟町のだれであろうと、私の所の担当というか、建設課として引き継ぎ事項になっていたものですから、当時の契約年月日だとか職氏名がだれだとかというのは、全く意識していませんし、今はわかりません。

それと、何年も前であったのになぜという話なんですけれども、何年も前というのは、先ほど説明しましたけれども、出たらということだったんです。だから、ひょっとしたら補助金の決定がなくて、1年予算がずれていたならば、今回の話はなかったと思います。この話はなかったと思います。本当にタイミングがよ過ぎてしまったんです。欲しいとき、今現在、あそこは建物が建っています。その建物が建つときのタイミングと我々が急いでいるタイミングが合ってしまったんです。ですから、少しでも時間がずれていたら、この話はなかったと思います。

それから、同じような工事が近くでと言ったんですけども、同じような工事は、あそこ

の近くではありません。ちょうど同じような状況はありません。例えば、秋田川の南側につきましては、そういう不要土が出るような状況ではなかったんです。あそこは畑だったんです。だから、同じような状況ではありませんし、同じような工事はありませんということになります。

以上です。

(「まだ答弁漏れがあるよ」の声あり)

建設課長(米本壽一) 口頭契約でもいいのかという話ですけれども、これは、口頭でしかやりようがなかったんです。出るか出ないかわからなかった約束を契約書で結んで、出たら必ずどれだけ運びますよという契約はできないんです。だから、こういう話は地権者に交渉に行きますとよくあるんです。

例えば、隣の土地がおれは欲しいんだと。交渉してくれと。そういう話もよくあるんですけれども、そういうのは契約書を結びません。これだって、出るか出ないかわからなかったんですから、当時の建設課とすれば、契約書は結ばないというのは自然だと思います。それがいいか悪いかというのは別の議論だと思うんですけれども、これは、口約束でも守るということに徹したわけであります。

以上です。

21番(高橋利彦) 議長、ちょっと答弁になっていない。ここで暫時休憩をお願いします。  
議長(鈴木正道) しばらく休憩いたします。

休憩 午前10時22分

再開 午前10時31分

議長(鈴木正道) 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長(伊藤忠良) それでは、高橋議員の質問に対して、私の方から答えさせていただきたいと思います。

今、課長の先ほどの答弁の中で口頭契約という言葉が出ましたけれども、これは、口頭で引き継いだということでご容赦をいただきたいと思います。

そして、この道路の問題でありますけれども、ちょうど谷丁場遊正線、都市計画道路の補助事業で進めてまいったわけでありまして、正直言って、少し期間がかかり過ぎてまして、補助事業が打ち切られてしまっておりました。そういった中で、何とかしてこの道路の整備をする中でいい補助が無いのかなということで、国の方にも働きかけて検討をしてみましたわけでありまして、ちょうど今回、まちづくりの事業の中に県の方も力をかしてくれておりました。そういったことから、交付金事業の中で国が取り上げてくれる。しかも、17年度に取り上げてやるから早急にというようなことで、急遽、広域農道から、それから秋田川の南、若干残っていた部分まで一気に17年度の事業で行える、そういった形がふってわきまして、3分の2の補助事業ということで大変ありがたい事業でこれができる。そういったことで、それではということがかかったわけでありまして、今、高橋議員からご質問をいただいた発生土、耕作土をどうするかという面で検討させていただきました。そういった中で、どちらが市にとって有利なのかという面から判断をさせていただいて、あれを使って後で沈みが出たり何かという問題が出てしまつては大変な問題でありますから、近くで幸いにしてそういった形でもらってくれる所がある。それでは、そこへ運ばせてもらうのが一番有利だろうということで判断をさせていただいて、こういった形をとらせていただきました。ご理解をいただきまして、ひとつお願いをしたいと思います。

そういった形で、今年度の17年度の3月27日には開通に取り組むことができたということでございますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

私の方からは以上です。

議長（鈴木正道） 建設課長。

建設課長（米本壽一） 私は、口約束も契約だという言葉そのもので、かなり不適切だということでございましたので、口約束での要望であったり、口での引き継ぎであったりということでありました。

以上です。

議長（鈴木正道） 高橋利彦議員。

21番（高橋利彦） いずれにしましても、公共事業をやっていく中で、また、この市政に携わっていく中で、住民に疑惑を持たれないような姿勢、それと同時に、やはり、この神聖な議場での答弁には詭弁を使わないことをこれからお願いしまして、これで、私の一般質問を終わります。

議長（鈴木正道） 高橋利彦議員の一般質問を終わります。

伊 藤 鐵

議長（鈴木正道） 続いて、伊藤鐵議員、ご登壇願います。

（ 25番 伊藤 鐵 登壇）

25番（伊藤 鐵） 25番、伊藤鐵です。

私は、通告をいたしました極めて簡単な質問でございます。

古城保育園について、保育園のトイレの改修をお願いできたらという一部の父兄の声がありました。幸い、要望的なことは言に慎むように、差し控えるようにという議長の忠告がありました。あえて地方の場合、私が住む所は旧干潟町では僻地でありました。さらに旭市になったら僻地です。僻地の一住民の声というのは、平素であれば、日本の行政、やはりプロの先生方がここにおいでですが、平素はやはり一住民の声というのは届かないのであります。

幸い、議会がありまして、一般質問がわずかにまともに対応していただけると。それについて、このトイレは、古城保育園というのは、古城小学校の跡地、昭和62年の開園でしたか。ごく新しい建物でございますが、トイレが全部1階、2階と和式だけで、今の子どもは洋式トイレでなければ使用不能な人がいるから、1階に8個、2階に8個あるわけですが、一つでも取り替えていただけたらありがたいなという一部父兄の要望がありましたので、要望事項は言に差し控えるようにという議長の忠告をかえりみず、私は、どうも田舎議員を若干させていただきましたが、この市議員というのは昨年ならせていただいたもので、いわば、ひよっこ議員でございます。市議会のならわしを熟知をいたしておりませんので、あるいは失言等がございましょうが、ご寛容いただきまして、しばらくこの点につきまして、新しい施設でございますので、今後、建て替えまでの時に配慮するとか、あるいは幼児教育の何たるかを私は熟知しておりません。できないことをし続けるのが幼児教育の本旨だから、それは変える必要が無いとか、あるいは、多少やるにしても、たとえ1個でも若干の費用がかかるとか、窓口に要請したわけではありますが、その時は担当課長はおいででありませんでした。保育園関係の直属の主幹の先生という方がおりましたが、設計図は広げましたが、回答がありません。

ご案内のように、日本の行政は官僚行政と言われます。議会だからこそ、まともに検討して、やるとか、やらないとかということは要請ですが、要請は自粛するようにという議長の忠告があつて、生来の愚鈍に加えて田舎者でありますのでお許しをいただきたいと思ひます。

そこで、市長は、この点について、新しい施設だから、50年後になるか、100年後になるかわからないから、その改修時期に配慮しましょうということであるのか。あるいは、幼児教育のために、躰のために、それは変える必要が無いとか、あるいは予算的には微々たるものだから1個くらいは変えてやろうとか、何かその点についてのお考えがあらうか。地方においては、市長というのはやはり権力者であります。予算措置者の意向を無視しては何もできません。基本観念、市長のお考えを拝聴したいと思うのであります。

明治維新によって、近代日本の明治政府も遠隔の地、北海道開発庁、沖縄開発庁と遠隔の地には省庁を置いて今まで手厚い保護をしております。私どもの所は居住地、いわゆる干潟町の時代は僻地、古城の時代は僻地ではなかったわけですが、干潟町になったら、ある議員はチベットと称する地帯であります。チベットのさらに西域、私の居住するのは西域であります。一般的には、一時期、その僻地の一住民が要望しても、予算措置を伴うことではありませんから返答が返らない。幸い、この議会がありましたので、要望的なことは取り下げではなく、差し控えるようにという忠告は何を意味するのか。どうも生来の愚鈍でありますので理解に苦しみますので、失言等がありましたら、失言と申し上げますが、そういう意味で、今回、あえて極めて簡単なことであります。

今の幼児が和式の便器だけでは、ちょっと使用がなれないからできない子どももあるから、1個でいいから直してもらえないだろうか、要望してみると。要望的なことは一般質問で言うべきではないと。言うべきではないという意味ではなく、差し控えてもらいたいと。議会の一般質問だからこそ、対応してくれるわけです。戦後、民主主義とか主権在民とか住民本位という時期がございましたが、今まさにそういう言葉は最近聞かれません。地方においては、市長は権力者であります。わずかに議会だけ、議会の一般質問に発言の機会を与えられ、対応してくれるわけであります。

平素は、僻地の住民のことは声が届きにくいのであります。国で地方分権ということを言われますが、地方の場合、人情として近くが見えるわけであります。地方集権になるだけあります。地方自治といえども、公平でなければならないという大原則があると思うのであります。私は、あえて本日、極めて簡単な質問であります。簡単にという声がありますが、あえて申し上げました。執行権侵害ということになるかどうか分かりませんが、やれというわけではなく、市長のお考えをお伺いしたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

失礼をいたしました。

議長（鈴木正道） 伊藤鐵議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長、ご登壇願います。

(市長 伊藤忠良 登壇)

市長(伊藤忠良) 伊藤議員のご質問にお答えさせていただきたいと思います。

一般質問で質問が出なければ対応をしないというようなことは決してございませんで、何か要望があれば言うていただければ、どんどん現場も見させていただきますし、そして、予算の許す範囲、あるいは順序を追って必要度の高い所からそういったものに対応ができるように精一杯に努力をさせていただきたい、そう思っております。

ちょうど伊藤議員から質問があるというお話を伺ったものですから、早速、現場も見に行きました。そして、現状も拝見させていただいて、いわゆる年少用の乳幼児用のトイレは二つ洋式があるけれども、その上の子どもたちのトイレにもぜひ洋式のトイレをという保育所からの要望もいただいておりますので、できるだけ早い段階で対応できるように検討させていただきたいと思います。

と申しますのは、今、洋式トイレが全くない保育所が二つございます。飯岡の中央と塙の保育所、それから乳幼児室を除いて洋式が無い保育所、これが四つございます。ゆたか、とみうら、まんざい、古城とあるわけございまして、順次、対応させていただきたい、そのように思いますので、よろしく願いいたしたいと思います。

議長(鈴木正道) 伊藤鐵議員。

25番(伊藤 鐵) ありがとうございます。早速、善処方、よろしくご検討のほどお願いしたいと思います。お願いして、終わります。

議長(鈴木正道) 伊藤鐵議員の一般質問を終わります。

木 内 欽 市

議長(鈴木正道) 続いて、木内欽市議員、ご登壇願います。

(11番 木内欽市 登壇)

11番(木内欽市) 11番議員、木内欽市です。

平成18年旭市議会第2回定例会、最後の一般質問を行います。

皆様方には、昨日から引き続きお疲れのことと思いますが、よろしく願いいたします。

三つ以上の自治体の合併として、県下で初めて誕生した旭市。東総の中核都市から日本一安心して安全な住みよいまちづくりを目指し、一生懸命努力なされておられます皆様方に心から感謝と敬意を申し上げます。特に伊藤市長においては、ただいまの答弁にもございました

が、総面積129.91平方キロメートル、県内8番目の広さの市内のほとんどの行事、会合に顔を出して市民の声に耳を傾けていただいたことに対しましては、その熱意にいつも頭の下がる思いでございます。我々と違いまして日曜や祭日もなく、時には夜遅くまでの激務でございます。どうか健康にご留意していただきまして、7万1,000市民のために腕を振るっていただきたいと思っております。

私も議会で席を置く1人として、1人でも多くの市民のためになれるよう力を注いでまいります。本定例会においては、旭を日本一にするためにを中心に、6項目について質問を行います。執行の皆さんの明確な答弁をお願いいたします。

それでは、通告に従い、順次、質問を行います。

まず最初に、どのようにしたら旭が日本一になれるのかについて、4点ほど伺います。

先日も、中央病院の吉田院長がおっしゃっておられましたが、全国1,008ある自治体病院の中で、旭中央病院は常にトップスリーに入っているというお話でした。これは、先生方を初め、職員、関係者の皆さんの日ごろの努力のたまものです。この場をおかりして、厚く御礼申し上げます。

このほかにも、合併したことによって、農水産業、そのほか、さまざまな全国有数、県内有数といったものがあると思っております。どのようなものがあるのか、伺います。

また、これからこの強みを生かして、どのような事業に力を入れていくのか、伺います。

第3点目は、以上のことを総合的に判断して、本市は現在どのような状況にあると思われるのか、伺います。

次に、行財政運営について伺います。

昨日も滑川議員の質問の中にも出ましたが、平成19年度からスタートする総合計画の策定に当たり、市が実施した新しいまちづくりに関する市民アンケートの調査結果が出ました。当然、この結果は、新しいまちづくりに反映されるでしょうが、この中で満足度の低い、生活に密着する道路、排水路の問題、これからこの地域の発展に欠かせない観光商工業の振興策について、若者の定着、人口増に欠かせない労働、雇用対策、以上3点について伺います。

次に、青少年健全育成について伺います。

今、市内のいろいろな所で、青少年の健全育成を目標にした少年野球や少女バレーなどが盛んに行われております。それぞれ自分の職業、職場を持ちながら青少年の健全育成に携わっておられる指導者の方々には心から感謝申し上げます。いろいろな活動があると思われませんが、市内の活動状況、また、市として、今後どのように取り組んでいくのか、伺います。

市内には、野球、バレーボール、サッカーなど、いろいろな団体が活発に活動しております。旧各市町には、それぞれナイター設備を備えた立派な野球場や陸上競技場、県立、町立の体育館もたくさんございますが、柔道、剣道、空手道、合気道、少林寺拳法、太極拳などが利用する武道館は残念ながら一つもありません。財政難の折、このような質問は時代にそぐわないと言われるのは十分承知の上で、あえて質問を行います。

今までと違って、四つの市と町が一つになって、県内8番目の面積の大きな市ができました。さらにこの先、第2次の大合併を視野に入れ、東総の中核都市から千葉県一、日本一を目指す本市に武道館の建設は決して無理なことではございません。体育館や野球場などのように、広い場所や建設費もかかりませんし、維持費もかかりません。ぜひお考えをいただきたいと思いますが、執行のご見解を伺います。

次に、市民の利便を図るために導入されている市バスの利用について伺います。

このバスは、合併前から各自治体がそれぞれ保有していたものをそのまま新市が引き継いだ形になって、現在も利用されております。合計3台のバスがありますが、合併してから現在までの利用状況及び運行規定について伺います。

次に、行政サービスの向上策について、2点ほど伺います。

合併して間もなく1年が経過しようとしています。本年度の予算を見ても、お隣の銚子市が交付税が大幅に減額されていることや、合併した本市がいろいろな優遇策を受けられていることを考えても、今回、合併してよかったなと思っておりますが、一方、旧3町の役場がそれぞれ支所となっておりますが、市民サービスが低下しています。今後、市民の要望に沿える新しい係、課も必要になってくると思われませんが、いかがでしょうか。

行政サービスの向上は、第一線で働いておられる職員の努力なしでは図れません。それぞれの職場で気持ちよく、生き生きと職務に励んでいただくためにも、人事の異動、配置は重要だと思われます。毎回異動時には大変頭を悩ますと思いますが、今後、どのように行っていくのか、伺います。

最後に、保育所、小学校、中学校の学校給食について伺います。

秋田県藤里町で起きた小1男子殺害事件、米山豪憲君の殺害を認めた畠山鈴香容疑者は、自宅で料理することはほとんどなく、プロパンガスもとめ、自分の子どもにはカップ麺ばかり食べさせていたと報じられています。日本は飽食の時代と言われておりますが、まともに食事をつくらぬ母親は確実に増えております。

2005年に国が施行した食育基本法の前文に、子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生き

る力を身に付けていくためには、何よりも食が重要である。今、改めて、食育を生きる上での基本であって、知育、徳育、体育の基礎となるべきものと位置づけるとともに、さまざまな経験を通じて、食に関する知識と食を選択する力を修得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められていると書かれております。

この法の目的としては、知識と食についての選択眼を身に付けさせ、それらを通じて健全な食生活を実践できる人間を育てるところにあると言っています。教育としての給食なのであります。本来は、各校内に調理室がある自校給食が理想ですが、現在は経費を節減するためにセンター給食が行われております。これからは、国を挙げての行政改革を受けて、民間委託への方向へと向きつつあるのかもしれませんが。

昨日の質問に出ましたが、市内にある保育所、中学校の学校給食、これからどのような考えで進んでいくのか、執行のご見解を伺います。

以上で、私の第1回目の質問を終わります。

なお、詳細につきましては、自席にて再質問させていただきます。

議長（鈴木正道） 一般質問は途中ですが、11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前11時 0分

再開 午前11時15分

議長（鈴木正道） 休憩前に引き続き会議を開きます。

木内欽市議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長、ご登壇願います。

（市長 伊藤忠良 登壇）

市長（伊藤忠良） 木内議員の質問にお答えをさせていただきます。

基本的なことを私の方から、細部にわたっては担当課長の方からお答えをさせていただきます。

まず、1点目でございますけれども、旭市を日本一住みよいまちにするためにというようなことで何点かご質問をいただきました。

まず、全国有数、県内有数なものとはどのようなものがあるかということでございますけれども、もう質問議員も十分ご承知だろうと思っておりますけれども、この旭市には豊かな大地がご

ございます。そして、海がでございます。そういったところから、農産物あるいは海産物、何でもそろわけてあります。特に私どもの所は、温暖な気候と、それから非常に災害を受けにくいという素晴らしい特徴を持っております。そういった意味でも、大変な数の農産物がつくられているわけございまして、おとといもマイナー作物の農薬の問題で、武部幹事長のもとに陳情に行ったわけでございますけれども、この旭市ほどいろいろな種類の農産物がたくさんつくられている所はほかにはないようございまして、そういった意味でも、非常に首都圏の台所として素晴らしい所だな、そんな思いがいたしております。

次には、先ほど来、いろいろな話が出ておりますけれども、きのうの質問にもございました。医療と福祉の面でございますけれども、一昨年であったと思っておりますけれども、日本経済新聞社の調査で、医療と福祉の充実度合い、首都圏第2位、そういった大変ありがたい評価をいただいております。同時に、医療と福祉の充実度合いでございますけれども、首都圏が圧倒的に上位を占めております。そういった意味では、全国第2位、そういったことが言えるんじゃないのかな、そのように思います。医療圏人口100万人、もう既に旭市の市立病院であっても、とうにそれを大きく飛び越えて、この千葉県ではなくてはならない病院に中央病院が成長をしてくれておるわけでありまして、24時間救急救命体制をしいてくれておるわけで、この地域に住んでいる住民にとっては、こんなにありがたい、安心できることはないわけでありまして、そういった意味でも、こういったものを大いに生かしていきたい、そのように考えておるわけであります。

次に、今後、力を入れていく事業ということでございまして、こうしたものを生かしながらまちづくりを行っていきたい。そんなことを考えて、今、いろいろな面で幅広く呼びかけをさせていただいております。

もう当然議員の皆さん方にはご覧をいただいているわけでありまして、「Aクラス」というパンフレット、それから「人、海、緑、旭市」こういったパンフレット、さらには、いろいろな旭市にあるスポーツ施設等を生かしての合宿等も呼びかけをこのような形でさせていただいております。

この農業、漁業、いわゆるブルーツーリズム、あるいはグリーンツーリズム、こういったものをしっかりと生かす。さらには、病院を生かさせてもらう、福祉施設を生かさせてもらう。こういったことによって、この旭市を大いにひとつ大勢の皆さん方が集まってくれるまちにしたい。大勢の皆さん方が集まってくれたら、当然そこに経済交流というものも生じさせていかなければならないだろう、そのように考えておりますし、交流に経済行為がうまく

マッチをして、初めて長続きをする。そのように思っておりますので、そういったものを大いに生かしながらまちづくりをしていきたい、そのように考えております。

そんな意味では、1市3町が合併して、本当にいろいろな要素を持ったすばらしいまちになったという思いを持っておりますし、つい先日は、画家の椎名保さんが刑部岬から見た富士山の絵を私の所へ持ってきてくれました。本当にこんなにすばらしい光景が刑部岬の上から見られるんだな、富士山が見られるんだなと、そんな思いでいるわけでありまして、そういったものをきちんと生かしたまちづくりをしていきたいということでございまして、もう既にいろいろな取り組みをさせていただいておりますので、どうぞひとつ議員にもお力を貸していただいて、ご指導をお願いさせていただきたい、そのように思います。

それから、行財政運営の中で、市民アンケートの結果から、道路、排水路の整備という問題でございまして、これもきのうの質問の中でもお答えをさせていただきました。

住民にとって、道路、排水という問題というのは避けては通れない問題でありまして、住民の皆さん方から要望が出される中では一番多い問題であります。予算の許す範囲で、きちんと順序を立てながら整備をしていきたい。そのように考えておりますし、特に排水路の問題に関しては、その末端の水路からきちんと整備をしませんと、根本的な解決というものには結びつかないわけですし、大変なお金もかかりますけれども、いろいろな補助事業等とうまく結び付けて解決をしていきたい、そのように考えております。

そういった意味でも、鋭意努力をさせていただきますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

それから、観光事業の面でありますけれども、今も刑部岬の話をしていただきました。同時に、グリーンツーリズム、ブルーツーリズムの話をしていただきましたけれども、農業を生かす、あるいは飯岡漁港では、今も釣り舟なんかも大変盛んになっております。そういったものをしっかりと生かしながら、それで、旭市へ来てくれた皆さん方といろいろな意味で経済的な交流が持てるようにしていきたいというのが率直な思いでありまして、昨年度、飯岡のしおさいマラソンで気がつきましたのは、しおさいマラソンでメロンとかそういった土地の産物を景品に配ってくれているわけです。これはすばらしいなと思いましたが、できれば、食べておいしかったら、どうぞ注文はここへというような点にまでひとつ結び付けをぜひお願いしたい。そういったことで結び付けることによって、今ですから宅配もできれば、どんどん交流が持てるわけですから、そういった形で、これをぜひ経済事業にまで結び付けていきたいというのが思いであります。いろいろないいおがYOU・遊フェスティバ

ル、それから七夕市民まつりがあったり、あるいは袋公園の桜まつりがあったり、それから、これからは海水浴シーズンですから、海に大勢の皆さん方が来てくれる。年間を通して来てくれるのは、サーファーの皆さん方が来てくれるわけでありますけれども、これも排除をするという考えではなしに、大いに彼らを受け入れて、そして、旭市の活性化にぜひ結び付けていきたい。そんなことも考えております。

昨年は、彼らの要望を受け入れて、旧旭市地先でありますけれども、トイレを一つつくりました。彼らにお願いをして、きれいに使ってくればトイレでも何でもつくるよと。ですから、掃除なんかは、ひとつ使う方でぜひ考えて協力をしてくれよというお願いをしながらつくらせていただいたわけですが、非常にきれいに使ってくれているようです。今のところ、いたずらをしたりということはないようですので、こういった形で、彼らとも力を合わせながら、1年間通して来てくれるわけですから、何か将来的にはサーフィンの大会でも旭市でやれたらと、そのように考えております。

それから、商業振興の面でありますけれども、商業は、この126号線沿いの大型店というのが現在では中心になっておりますけれども、いわゆる商圈人口23万人くらいあるんだそうです。とは言いましても、その反面、いわゆる旧商店街が非常にさびしい。今、商工会の皆さん方とも力を合わせて、旧商店街の活性化をどうしたらいいのか、真剣に取り組んでおるところでありますけれども、なかなか思うようにいかないというのが正直なところであります。

ちょうど旧旭市ですと、駅前の整備をしておりますものですから、そういった中でも、何か行政の方でも力を貸せることが無いのかどうか、これからも商工会ときちんと相談をしながら、この辺を何とか解決できるように努力をしていきたい。商工会の皆さん方にお願いしているのは、あそこに住みついていると言いましたらおかしいんですけれども、あそこで商売を営んでくれている皆さん方が、その皆さん方が本当に自分たちで自分たちのことですから真剣になっていただきませんと、根本的な解決には結びついていきません。そこで、そうした、特に若い皆さんのやる気を大いに起こさせながら、そうした皆さん方と一緒にまちづくりをしていきたい、商業の発展に力を貸していきたい、そのように考えております。

それから、工業振興でありますけれども、これは今、鎌数工業団地、ちょうど25社ほどあそこに入っているんですけれども、まだまだと言いますよりは、約24区画、33ヘクタールほどまだ余っているわけがあります。そこへ優良企業を誘致するというのが、この旭市に雇用

の場を設ける一番大きなことだろう、そのように考えておりますので、県の土地開発公社と相談をしながら精いっぱい頑張らせていただいております。

幸いにして、経済が動き始めましたものですから、そんな意味で、いろいろな引き合いも出てきております。そういったものをきちんと見定めながら、いい形であそこへ優良企業の誘致をしていきたい、そのように考えております。

それから次に、労働雇用対策は、今申し上げたことで一緒なんですけれども、これに関しては、今度、この市役所の後ろにあった職業相談室、これを青年の家にかたしました。地域の雇用対策相談室として、銚子市の職安とも連携をとりながら、ここで皆さん方の就職のお世話ができるようにしておりますけれども、どんな所で求人しているのかというのも画面ですぐわかるようになっております。そんな意味では、非常に便利になっておりますし、それをきちっと生かしながら、市民の皆さん方に職のお世話をしたい、そのように考えております。

昨年度も求人者数が966人。その中で、就職できた皆さん方が605人というようなことで、大勢の皆さん方がこういった所を利用しながら就職ができるようになっておりますし、これからは大いにひとつ、この地で頑張っている皆さん方にもできるだけ人を大勢使えるような対策を講じていただきたいし、新たにまた優良企業等も誘致をして、労働雇用対策をとっていききたい、図っていききたい、そのように考えております。

それから、青少年健全育成の問題での武道館の建設でございますけれども、これまで武道館の建設をしろという話というのがまだ一度も持ち込まれたことがございませんでした。たまたま木内議員からこのお話が出てまいりましたものですから、こういった柔道なり剣道なり、あるいは空手なりをやっている皆さん方の現況というものをこれからきちっと把握しながら、どんな形で対応したらいいのかも検討をさせていただきたいと思っております。

また、小学校、中学校等の体育館等を現在では活用をさせていただいていることだろうと思っておりますので、そういったところで不便を来たしているのかどうか。そういったものもきちんとチェックをしてみたい、そのように考えております。

それから、行政サービスの向上策という問題で、新しい課を設置する考えはないかという問題でございますけれども、これは、当然、市民のサービスを第一に考えて課等の配置もしていかなければならないわけですから、そういった面で、市民のサービスをする上で、新しい課の設置の必要が出ればいつでも対応したい、そのように思います。

それから、職員の配置の問題でございますけれども、今年度、4月当初の人事異動は大幅

にさせていただきました。と申しますのは、第一に、今回の人事異動で考えましたのは、現在合併をした当初のままですと置くというのは、なれている所に入れて、職員の皆さん方は非常にやりやすいのかもしれませんが、新しい市の一体感を醸成する上では動かした方がいいだろうという考えを持ったものですから、今回、かなり大幅に異動させていただきました。そういった中で、職員の皆さん方ですから、すぐに一つになれるわけですから、一つになっていただいて、そして、新しい旭市の職員として活動をしていただく、そういったことを念頭に、異動をさせていただきました。これだけ大勢の皆さん方がいますと、得手、不得手も当然あるわけです。そういった皆さん方の得意な分野へ配置をしてやるというのが一番いいことだろうと思えますけれども、同時に、職員の皆さん方には、この行政のいろいろな面というものを見ていただく必要もあるわけですから、そんな意味で、この市役所に奉職をしていただいた以上、市民の皆さん方がどんなことを望んでいるのか。いろいろな分野から見ていただく必要もあるだろうと思えますので、これからも人事異動というのは積極的にやらせていただきたいなと、そのように思います。

そして、職員の皆さん方がみんなで力を合わせて、新市の市民のために頑張れるような体制づくりをしたい。そのように考えておりますので、よろしく願いいたしたいと思えます。

私の方からは以上です。

議長（鈴木正道） 保険年金課長。

保険年金課長（増田富雄） それでは、保険年金課の立場から見ました全国有数、県内有数というものについてお答えいたします。

データは平成15年度のものとなりますが、全国レベルにおいて、1人当たりにかかる医療費が低い市町村の順位を見ますと、旧海上町が2位、旧飯岡町が4位となっております。また、それを千葉県下でとらえますと、平成16年度においては、旧海上町が1位、旧飯岡町が3位、旧旭市が5位、旧干潟町が7位という結果でございました。

以上のことから、新旭市においても、全国レベルで見ても、医療費が安い地域として特筆できるものと理解しております。

以上でございます。

議長（鈴木正道） 農水産課長。

農水産課長（堀江隆夫） それでは、私の方から農業及び水産業等につきまして、ご説明をさせていただきます。

最初に、農業でございますけれども、ご承知のように、旭市の農業算出額は403億3,000万

円で、県下の9.5%を占めております。2位の香取市328億円を上回ります県下第1位の地位でございます。その中であって、養豚、キュウリ、トマト、パセリ、イチゴ、シロウリ、マッシュルーム等が県内第1位、その中でも特に、パセリ、シロウリは全国第1位という地位を占めております。その他メロン、大根は県内第2位、水稲、養鶏は第3位となっております。

なお、本市にあります食肉公社の豚のと畜数でありますけれども、年間36万頭を超えまして、芝浦と場の25万頭を大きく超え、全国でも5本の指の中に入る規模になっております。

また、水産業でございますけれども、飯岡漁港の水揚げ量は銚子漁港に続きまして県内第2位、中でもかたくちいわしにつきましては水揚げ量が全国第1位を誇っております。

以上が農水産物関係の数字的なものでありますけれども、本市には、昨日、国会で成立しました担い手ケア安定の新法であります認定農業者、この認定農業者が525名ということで、県下断トツの1位になっております。意欲ある農業者が本市にはいる。そういうことであります。

以上であります。

議長（鈴木正道） 教育長。

教育長（米本弥栄子） それでは、青少年健全育成についてお答えいたします。

まず、第1点、活動状況でございますが、本市では、青少年育成市民会議において、学区会議の開催、夏季休業や冬季休業期間中の安全確保のために、学校、PTA及び地区住民等の協力をいただきまして、声かけ運動等を行っております。また、青少年相談員等による安全パトロールを実施しまして、子どもたちの安全確保に努めております。

また、スポーツ活動や子ども会活動を通じて、青少年健全育成を図るために、市主催の各種スポーツ大会の参加の呼びかけやスポーツ少年団、それから子ども会、育成会等への支援を行っておりまして、豊富な体験活動や人とのかわりに視点を置いた心と体の両面での育成を図っているところでございます。

また、これは、生涯学習課ではございませんで、学校教育課の担当でございますが、市内中学校にスポーツや文化の課外活動に専門的な指導力を備えた指導者を必要とする中学校、現在5校の中学校がございまして、それに対しまして、民間の課外活動指導者を派遣しておりまして、課外活動の充実、活性化を図っているところでございます。

また、今後の取り組みについてですが、今後も関係機関、団体等の連携を図りながら支援を行いまして、さらなる青少年の健全育成に努めていきたいと考えているところでござい

す。

あと、具体的な活動状況につきましては、担当課長より申し上げます。

以上です。

議長（鈴木正道） 生涯学習課長。

生涯学習課長（花香寛源） それでは、青少年健全育成の推進について、具体的な活動状況を申し上げます。

まず、スポーツ活動としまして、スポーツ少年団の活動がございます。市内の登録チームは29チームあります。内訳としまして、野球15チーム、サッカー2チーム、ミニバスケ2チーム、バドミントン2チーム、卓球1チーム、柔道1チーム、剣道6チームで、約600名の子どもたちが加入し、それぞれの種目で専門の指導者のもと、日ごろの練習や各種大会への参加などを行っております。

市主催のスポーツ大会としましては、6月に市民スポーツの集い、11月に健康体力づくりフェスティバル、12月には市民駅伝大会などを開催しております。

また、子ども会関係の事業としましては、夏休み期間中ですが、8月にラジオ体操、10月にはデイキャンプ、11月には子ども会交歓会、1月にはたこ上げ大会や書初め展などを実施しております。

そのほかに、青少年の健全育成推進を目的とした市民機関、旭市青少年育成市民会議の事業の中で、日ごろ青少年が何を考え、何を求めようとしているかを発表する場としまして、青少年意見発表大会が毎年1回開催する予定となっております。

以上でございます。

議長（鈴木正道） 総務課長。

総務課長（増田雅男） それでは、私の方から市バスの利用についてお答え申し上げます。

初めに、合併後の利用状況についてということです。

現在、市には、旧旭市、旧海上町、旧干潟町が所有しておりました3台のバスがございます。それでは、昨年の7月1日から本年の3月31日まで9か月間の運行日数及び稼働率を申し上げます。

初めに、旭バス121日、稼働率が61%、海上バス129日、稼働率65%、干潟バス151日、稼働率76%。

以上でございます。

次に、運行規定について申し上げます。

まず最初に、使用の範囲でございます。

1点目は、市内の公共的施設における会議及び研修会に使用する。それから、2点目といたしまして、行政視察または調査を行うとき。3点目といたしまして、市が主催する式典、その他の行事に際して市民を送迎するとき。4点目といたしまして、市の関係機関が行う事業、または市内の各種団体が実施する公益的事業で、市長が特に必要と認めるときとなっております。

次に、運行の範囲でございますが、原則として、1日につき300キロメートル以内とする。それと、県内とし、宿泊は認めない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りではない。

次に、バスの運行時間でございますが、原則として、午前8時30分から午後5時までとする。このようになっております。

以上でございます。

議長（鈴木正道） 社会福祉課長。

社会福祉課長（遠藤純夫） 学校給食についての保育所の部分について、お答え申し上げます。

保育所での調理業務の委託につきましては、平成10年、地方分権推進委員会の勧告を受け、給食の安全、衛生、栄養等の質の確保が図れることを前提に、調理業務を第三者に委託することが可能となりましたが、施設外で調理し、搬入する方法は認められておりません。保育所ごとに調理室を設置して給食を提供するとした制約等があり、また、規模の小さい保育所もありますので、調理業務の民間委託の調査に当たっては、直営による調理と同様な給食の質が保てるか等についても検討していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（鈴木正道） 学校教育課長。

学校教育課長（多田清司） それでは、私の方から学校給食につきまして、お答えさせていただきます。

昨日の日下議員の一般質問で市長答弁したとおりでございます。

ご承知のとおり、旭市は、食材については野菜をはじめとしまして、海のものでも何でもそろいます。それを生かさない手はないというふうに思っております。

二つの給食センターの老朽化も含めて十分勉強してまいりたいと考えております。当然、その際には、単に経済性や効率性を追求するだけではなくて、食の安全性はもとより、地元

農産物の使用による地域経済の影響や、先ほど木内議員もご指摘のように、食育にも広がるような民間業者への委託を考えております。現在は、学校給食業務を民間委託した市町や、あるいは受託した業者などから資料を収集しまして勉強しているところでございます。

今後も、先ほど述べましたように、本市が望むような形態で受注できる民間業者を慎重に考えて勉強していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（鈴木正道） 木内欽市議員。

11番（木内欽市） 多岐にわたる質問でございましたが、懇切丁寧にお答えいただき、ありがとうございました。

それでは、若干、詳細について質問させていただきます。

まず第1に、旭を日本一にするためということでございますが、いろいろ資料を大変取り寄せありがとうございました。私どもがわからなかった部分も教えていただいて、ありがとうございました。

そのほかに、例えば一つお聞きしたいのは、来年3月に開校する海上中学校、これも非常に広い敷地を有しております。恐らく、県内で上位でなかろうかと思いますが、この運動場、敷地面積等をお教えいただきたいと思っております。

続いて、同じような質問ですが、よく住みやすさ、快適な環境の一つの目安として、市民1人当たりの公園面積といったことがよく言われております。昨日の答弁にもございましたが、やはり日下議員の質問でしたか、文化の杜が13.3ヘクタール、あと、パークゴルフ場等を含めた面積が増えると、市民1人当たりの公園面積が相当なものになるかと思っております。この順位は県下でどのくらいになるのか、お答えください。

それとあと、そのほかに、よく雑談の時に、旭市は飲み屋が日本で一番人口割で多いとか、こういうことを聞きますが、これも活性化の一つの目安になると思っておりますので、そういった面もお願いしたいと思っております。

次に、道路、排水路の整備についてでございますが、これは、優先順位、利便性、安全、その他の効果等々があるということでございますが、先ほど、市長の答弁にもございましたが、生活に密着します道路が住民にとっては相当な要素を占めております。例えば、目の前の道路が舗装されておりませんと、夏場ですと、車が通るたびにほこりが立ちますし、逆に雨が降ると、大きな水たまりができる。また、排水も雨が降って排水路が水でいっぱいになりますと、台所からどぶのおいが漂ってくると。これは、住んでいる方々には毎日のこと

ですから大変なことなんです。この優先順位というのは、やはりどのようにしてお決めになるのか。当然、皆さんが使う広い道路も必要ですが、住民に密着した地域内の道路というのも、やはり地区にとっては一番先にやってほしいというようなこともあろうかと思いますが、その優先順位というのはどのように決めるのかというのを教えてください。

次に、行財政運営について伺います。

観光客も結構あるようでございます。釣りのお客も相当あるそうでございますが、年間どのくらいの観光客が来るのか。それと、当然、その観光客が来て、先ほどもおっしゃいましたが、地元の観光客が来るということは、一旦、当然この地に足を踏み入れるわけであって、その方々がやはり都市部へ帰ってスーパーに行くと、旭産、飯岡産というものについて手が出ると、こういう心理が働くそうでございますので、やはり観光客が来ていただくということは、地元の農産物の販売促進にもつながるといことがございますので、やはり、観光というのはそういった面でも大事だなと思っておりますので、そういった点で、どのくらいの人たちがこの旭市に見えておられるのか、お願いいたします。

それと、次の労働雇用対策でございますが、これもやはり、先ほど、農水産課長からお答えがありましたが、農業部門については全国トップレベルだと。これは当然いいことですが、遅れているのが、先ほど言いました観光商工業、それと、労働の雇用対策であります。これが住民の満足度が中間くらいに行くレベルまで持っていくと、間違いなく千葉県一、千葉県一ということは全国一も見えてくるわけであって、私も今現在で自分で見ても、こう言っは失礼ですが、お隣の各市と比べても、この旭市の方がすべてまさっているなど、こう思っております。恐らく、県内のランクづけをつくらとすれば、不交付団体の成田市、浦安市等ありますけれども、私は、その次の3番目くらいの位置ではないかなと、こう考えております。ですから、これに併せて、今申し上げました観光商工業、これを生かせば、当然ここに労働と雇用が生まれてくるわけでありまして、この対策の意味でも今後の伸ばす、またぜひ必要でありますので、再度お尋ねいたします。

次に、青少年の健全育成ということでございますが、市が各種大会についてはバックアップをしているということでございますが、ここで一つ、旭市には立派な野球場もたくさんございますし、先ほども言いましたが、体育館もそろっておりますので、ひとつ旭市が主催する青少年健全育成の大会を周りに呼びかけてやってみたらということでございますので、そういう大会を開いてはどうかなという質問でございます。ご答弁をお願いいたします。

次に、武道館の建設でございますが、これはやはり、体育館もでございますが、ご存知のよ

うに、柔道、剣道を初め、日本古来の武道は礼に始まって礼に終わります。ですから、稽古を始まる前は、皆さんが正座をして黙想をして精神を清めてからお互いに礼をして、それから始まる。稽古が終わった後も、ちゃんとやはり正座をして、黙想をして、お互いに礼をして、先生に礼をして稽古を終わるということでございます。稽古自体は、体育館ではできないことはございませんが、やはり、体育館の一室でありますと、隅を借りてやっておりますと、そういった基本のことができませんので、武道館を望むものであります。

先ほど申し上げましたが、維持費もかかりませんし、狭いスペースで済みます。それとあと、今はどうか分かりませんが、またこれから税収が伸びて、例えば旧海上町の場合ですと、県の方から施設、体育館をいただきました。当時の話を聞きますと、海上町は、体育館を一つあげますからどうですかということで、当時は体育館をキャンプ場にいただいたんですが、今考えますと、このように体育館がほかにいっぱいできるのであれば、あの時武道館をつくっていただければよかったかなと、こう思っております。この武道館というのは、柔剣道だけではなくて、当然、ほかの施設にも使えるわけでありまして、体育館ほど大きな人数が無い場合には、そこで間に合うわけであります。光熱費もかかりませんので、今後、そういったことがございましたら、ぜひいち早く手を挙げていただいて、誘致をお願いしたいと、こう願うものであります。

次に、市バスの利用状況についてですが、稼働率がだいたい60%、旧干潟町のバスが76%でちょっと高いですが、稼働率は、このくらいが適当なのでしょうか。ちょっと私は低いように思いますが、いかがでしょうか。

それとあと、団体によっては、バスが混んでしまうからこういう話が出たのかわかりませんが、この市バス、1団体1回しか使えないと、こういった話もちょっと聞くものですから、そうしますと、予選で例えば試合に行くにしても、1回戦に勝ってしまうと、2回戦は今度民間のバスと、こういうようなことになりますので、こういうことがあるのかどうか、お伺いいたします。

次に、行政サービスの向上策について、再度お尋ねいたします。

例えば、今市長は、必要があれば、すぐにまた検討するというお話をいただきましたが、何でこういう質問をするかと言いますと、やはり、町が合併いたしまして、各種団体が全部その団体も当然合併をしたわけでございます。社会福祉協議会でありますとか、老人クラブ、消防団等々でございますが、こういった本庁に全部そういった本部というようなものがございますので、大きな会議ですと、そこから全部文書なりを発送してくれております。総会の

資料、案内等々もそうだと思いますが、そこまでいかない各旧町単位の集まりも当然あるわけでありまして。連絡もあります。そういうときは、全部、今度は役員さんたちが自分たちでやっているというのが現状でございます。総会の資料等ですね。一度や二度ならいいんですが、毎回これからこういうことが続くとなると、地区の役員さんの負担が大変です。皆さん、自分のポケットマネーでコピーをとったりするわけですから、こういった点をどのようにお考えか、伺います。

次に、職員の配置の件ですが、やはり、先ほど市長がおっしゃいましたように、公務員ですから、いろいろな職場を体験していただくと。これは、もちろんジョブローテーションが必要なのもわかりますが、それによって仕事の能率が悪くなるとは困りますということです。

これは、ある市役所で聞いた話ですが、市役所である部門がパートを採用したと。パートというのは異動がございませんから、ずっとそこで働きますので、正規の職員よりも、その中のことをよく知っていて親切だと喜ばれていると言っているんですね。ですから、この市役所でも、受付に女の子がいますが、あれは外部の会社から派遣されているんでしょうが、実は、昨日の午後ですが、電話がありまして、市役所はすごく対応がいいなど。聞いたら、表に出てきて、よく教えてくれて大変助かったというお礼の電話がありまして、私もそうやってほめられてうれしいんですが、よく聞いたら、受付の外部から委託されている女の子のようなことでございました。

ちょっと話が横道にそれますが、このように、やはり異動は適材適所もお願いしたいと、こんなふうに考えておりますが、いかがでしょうか。お願いいたします。

最後に、保育所、学校教育給食についてでございますけれども、ただいま課長の答弁で、保育園は園内に調理室を設けているのが法律で義務づけられているということでございますが、これは、どのような理由から調理室は園内に義務づけられているのか、お尋ねいたします。よろしくお願ひいたします。

議長（鈴木正道） 木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（伊藤忠良） それでは、私の方から何点かお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、雇用対策でございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、観光、いわゆる交流というものに力を入れながら、この雇用対策を進めていくわけでございますけれども、すべてそういった意味では、今、旭市にある農業をはじめとする水産業あるいは中央病院等もすべて関連するわけでありまして、そういった要素もしっかりと生かしながら雇用対策を立

てていきたい、そのように考えておりました、先ほどもお話し申し上げましたとおり、今、いろいろな意味で、まず交流人口を多く招けるように首都圏等に働きかけをさせていただいております。

同時に、今年度も田植えの時期に大原幽学の地を使って、生協の皆さん方等を招いて田植えをしていただきました。これも、これから草取りをしていただいたり、刈り入れをしていただいたりしながら交流を深めてまいりますし、海上においては、海上の台地の皆さん方等ともそういった連携を図っております。

さらには、海では、釣り等も生かしての観光客の誘致を積極的に進めておりますので、そういった皆さん方を通じて、先ほど申し上げましたように活性化を図っていくのが一つ。

もう一つは、きのう、ちょうど滑川議員の質問にもお答えいたしましたけれども、中央病院、これだけの大きな病院があるわけですから、これをしっかりと生かして、若い皆さん方の養成をしたり、中央病院を通じての働く場の確保等にもこれを生かしていきたい、そのように思います。

それから、青少年の健全育成で、旭市で青少年の大会を開いたらどうかということでございますけれども、少年野球の県大会も開いておりますし、同時に、卓球では県大会クラスは、全部旭市総合体育館を使って開催をいたしております。子どもたちの部なんかは、常に市の県大会クラスのもは、全部旭市で行っておりますので、これからもまた、その輪を広げていきたいと、そのように考えます。

それから、武道館でありますけれども、これは、先ほどお答えをさせていただいたように、しっかりとこれから調査をさせていただいて検討をさせていただきたい、そのように思います。

それから、行政サービスの面でありますけれども、各種団体が一つにまとまって、今度、地域と言いますよりも各支部ですか、支部の活動の面で少し不便を来しているということでもありますから、そういった面は、支所にどんどん相談をしていただきたいと思っておりますし、支所で対応ができなければ、消防団であれば消防関係の所に相談をしていただくし、というような形でご相談をしていただければ、できる限りのお力添えはさせていただきたい、そのように思います。基本的には、各団体各自でやっていただくというのが基本でありますけれども、かといって、そういった体制ができるまでは、ちゃんと応援をさせていただきますし、同時に、市でお手伝いができる点というものは幾らでもお手伝いをさせていただきますので、遠慮なく申し出ていただきたいと思っております。

それと、職員の異動でありますけれども、もちろん市民サービスにプラスになるようにということを考えていろいろするわけですから、そんな意味では、市民の要望にしっかり応えられるように頑張っていきたい、そのように思います。

また、職員の皆さん方も優秀な皆さん方がそろってくれているわけですから、異動されてもきちんと勉強していただければ何ら問題はないだろう。同時に全員異動してしまうわけはありませんから、当然残っている皆さん方もいるわけですから、そういったことくらいの対応がきちんと図れるように、職員の皆さん方と力を合わせて頑張っていきたい、そのように思いますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

私からは以上です。

議長（鈴木正道） 庶務課長。

庶務課長（在田 豊） それでは、海上中学校の敷地面積の関係でお答えをさせていただきます。

敷地面積、総面積で4万5,066平米でございます。そのうち、運動場の面積が2万2,522平米となっております。県下の中学校の敷地の面積につきましては、資料が手元にはございませんので、上位のどの位置にあるか、これはさだかではございませんが、いずれにいたしましても大きい方の施設であろうかと思われま。

また、芝生の面積等も多くしてございまして、緑に配慮した、極めて自然に恵まれた施設になるよう今整備中でございますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

議長（鈴木正道） 都市整備課長。

都市整備課長（島田和幸） 公園でございますけれども、公園といっても都市公園、農村公園とさまざまな公園がございます。公園条例にあります市立公園について申し上げます。

箇所数は20か所です。全体の面積といたしましては、実際に整備が終了し、供用を開始している面積で約50.55ヘクタールでございます。市民1人当たりいたしますと、約7.19平米でございます。ちなみに、千葉県の平均で言いますと5.90平米、全国平均で言いますと8.90平米でございます。

県下での順位とのことでございますけれども、手元に資料がございませんが、いい方だと思っております。

なお、都市計画法では、1人当たり10平米が整備基準目標となっております。

以上でございます。

議長（鈴木正道） 建設課長。

建設課長（米本壽一） 道路整備の優先順位をどのように決めているかについてお答えいたします。

その道路を見て、かなり危険か不便か、そういった危険度を見ます。それから、利用度、交通量を見ます。それから、事業の効果、やっても効果が無い所では困りますから事業の効果、それから、地域のバランス、それから用地の確保の状況、こういうことを考慮しまして、整備計画をつくって順位を決定していきます。

以上です。

議長（鈴木正道） 企画課長。

企画課長（加瀬正彦） 先ほど飲食店の数ということで質問がございました。これは、平成16年の事業所統計でございますけれども、旭市内、これは宿泊を含めたデータということで527店ということになっております。県下の順位は、手元に資料がございませんので、お答え申し上げられません。

議長（鈴木正道） 商工観光課長。

商工観光課長（神原房雄） 先ほど、年間観光客の数はというご質問がありました。平成17年1月から12月までの観光入込み客の調査の結果でございますが、トータルで132万843人というふうになっております。

この内訳でございますが、観光レクリエーション施設としまして、飯岡、刑部岬、展望館、その数が25万2,500人。そのほか、釣りという話もございましたが、釣りでは3万5,000人、そのほか海水浴場その他のもので、観光レクリエーション施設としては105万8,000人ということになっております。そのほか、行事、祭事、イベント等につきましては、七夕まつり、袋公園まつり、YOU・遊フェスティバル等で26万3,000人ということで、トータル的には申し上げましたとおり、132万843人というふうになっております。

以上です。

議長（鈴木正道） 総務課長。

総務課長（増田雅男） それでは、バス関係についてお答えいたします。

先ほど稼働率を申し上げました。これは、9か月間の平均で申し上げたんですが、ただ、9か月間のうち稼働率の高い時期もございます。これは、行事との関係で時期によりばらつきがあるためでございます。特に稼働率の高いのは6月から8月、これは、子ども会、学校等の行事の関係、それと10月、11月、これは視察の関係でございます。

ただ、稼働率が高くなればよいというのはわかりませんが、ただ、バスの場合は、

市バスは白ナンバーでありまして自家用車でございます。これが稼働率100%等になった場合、民間業者の経営も圧迫しかねないのかなど、このような危惧もされているところでございます。この辺の事情があるということで、ご理解をいただきたいと思っております。

それと、もう1点の1団体一度しか使えないんじゃないかということでございますが、このようなことはございません。

ただ、先ほど大会のこの質問がございましたけれども、確かに、大会等の場合、トーナメントの場合、例えばきょうから3日間大会がありますよという場合においては、1日目はいいですけども、2日目、3日目は勝敗に左右されます。そこで、例えば1日目で負けて2日目が空いたという場合には、他の団体が借りたい場合には3日連続で貸したりしますと、他の団体に迷惑をかけますので、現在のところ、大会等につきましてはその期間は全部貸し出しはしておりません。

それとあと、子ども会の関係でございますが、子ども会につきましては、先ほど申し上げましたが、夏休みに集中します。子ども会につきましては、この夏休み中、希望日を取りまとめて、それで抽せんにより期日を決定しております。

なお、育成会に加盟していない子ども会につきましては、その後に予約を受け付けて貸し出しをしているところでございます。

以上でございます。

議長（鈴木正道） 社会福祉課長。

社会福祉課長（遠藤純夫） 保育所内につくらなければならないと。それはどういうことかということでございますが、保育所における調理業務の委託について、これは厚生省児童家庭局長通知がございます。平成10年2月18日でございます。その2の中で、調理室について、施設内の調理室を使用して調理させること。したがって、施設外で調理し、搬入する方法は認められないものであること。

これはなぜかと言いますと、この1の方で調理業務の委託についての基本的な考え方というものがございます。朗読いたします。

保育所における給食については、児童の発育段階や健康状態に応じた離乳食、幼児食やアレルギー、アトピー等への配慮など安全衛生面及び栄養面等での質の確保が図られるべきものであり、調理業務については保育所が責任を持って行えるよう、施設の職員により行われることが原則であり、望ましいこと。しかしながら、施設の管理者が業務上必要な注意を果たし得るような体制及び契約内容により、施設職員による調理と同様な給食の質が確保され

る場合には、入所児童の処遇の確保につながるよう十分配慮しつつ、当該業務を第三者に委託することは差し支えないということでございます。

議長（鈴木正道） 木内欽市議員。

11番（木内欽市） それでは、若干時間もございますので、再々質問をさせていただきます。

やはり、旭市は、これだけ素晴らしいものがあるということでもありますので、市役所という所は、何か市民への宣伝が下手だなと思います。せっかくいいものを持っているんですから、もう少し宣伝といいますか、市民にも宣伝をして、そうしますと、市民もこんないい所に住んでいるんだと改めて見直すんじゃないかなと。住んでよかったと、住みたいという旭市のためにも、市長は先ほどパンフレットを見せてくれましたが、もう少し旭市の自慢できる所をもっと宣伝して、若者の定着、人口増等を図っていただきたいと、こうと思いますが、いかがでしょうか。

それとあと、道路関係ですが、優先順位はよくわかりましたが、実際にこの道路の排水等の要望は何件くらいあるのか、お尋ねいたします。

続いて、商業の発展の面ですが、やはり、旧商店街の発展も欠かせませんが、旧商店街は、どうしても各一つ当たりの面積が狭いので、私の考えですが、特別のブランドものの店を扱うものとか、やはり大きな品物は量販店にはかないませんから、そういった面は、やはりこれからは旧国道と言いますか、旧旭市のバイパスはだいたい飽和状態ですので、これからは国道が飯岡方面に商業地は延びていくのかなという気がいたします。現実には、民間の量販店が向こうに出店しましたら、当初は、こんな所にあんな大きいのが来るのかというような意見でしたが、実際に開店してみましたら、八日市場とか旭に比べて、開店セールの上げも格段に売れていると。そうすると、やはり民間の方がそういった面は早いなと。さすがだなと今感心しておりますが、この飯岡バイパスは延びる余地が十分あるんですが、道路は2車線で誠にいい道路なんですけど、真ん中に水路がございまして、自由に反対車線に行けない。これが大きなネックになっていると思いますが、この水路を何とか自由に行き来できるようにできないものかなと思います。途中途中には幾らか行ける所がありますが、大きい車だと、右折しようと思ってそこに入りますと、後ろが少し出ちゃうんです。そうすると、追い越し車線を走ってきた車にぶつけられそうな気がして、ものすごい危険を感じるの、つい信号まで行って、またUターンして返ってくると、こういうような状況なものですから、この水路をふさいでいただければ、この飯岡のバイパスはものすごく伸びるんじゃないかと思

いますが、この点、いかがでしょうか。これは、建設課かどちらになるかわかりませんが、お答えをいただきたいと思います。

次に、工業団地の誘致の方ですが、先ほど市長がおっしゃいましたように、もう景気も回復しております。何十か月と連続で景気は上向きであります。銀行などは史上最高の利益を出しておりますので、今、各企業も出ようかなという企業も必ずあるはずでありますので、いいチャンスでございますので、ダイレクトメールであるとか、ホームページとかをフルに利用して、ぜひこの24区画、空いている区画をこの機会に埋めていただければ、雇用の面、税収の面でも大いに役立ちますので、なお一層のご努力をお願いしたいと思います。

それと、市バスの利用についてでございますが、規定が8時半から5時まで、運行距離が300キロメートルというふうに決められておりますが、これですと、ちょっと厳し過ぎるんじゃないかと、こう思います。と申しますのは、5時までに帰ってくるというと、遠征先、出先から3時くらいには帰りに向かわないと間に合わないので、この時間をもう少し長くしていただければ、利用者は助かるのではないかと、こう思います。

それと、これは夏も冬も同じでしょうから、例えば夏ですと、今だと7時ごろまで明るいわけでありまして、そういったご配慮を願えないでしょうか。再度お尋ねいたします。

それと、行政サービスの向上策についてでございますが、文書の方であれば、本庁の方でやっていただけるということでございますが、実は、同じようなことですが、例えば支所へ行って何か頼み事をすると。文書の配送ではないですけれども、ほかの今までやっていたことをお願いすると、支所には上司がいないから、上司に聞いてみますと言っても、支所には上司がいないわけですから本庁に行きます。それで聞くと、いろいろお願いすると、最終的には、今まで旭がこうやっていたんだから、旭のやり方でやらせてもらいますと、こういうことがあるそうでございます。いつの間にか旭方式という言葉が出回ってしまっていて、各地域には、それなりのみんな特色があって、一概に今まで旭市がやっていたからこれだという言い方をされてしまいますと、大変不満が皆さんにたまっておりますので、そういった点をひとつどうかなということでお尋ねいたします。これは、役所の中の各課の職員同士でもあるようです。職員同士、意見が当然自分のいい意見で、市民のためにという意見をぶつけますと、今まで旭はこうやっていたんだからということで、各町の人意見が、やはりどうしても旭の意見に消されてしまうというようなことも当然あるはずでありますので、その点のお答えをいただきます。

最後に、学校給食についてでございますが、ただいま課長の方から保育園はどうして中に

あるかと言いましたら、やはり、子どもたちの安全面、そのために保育所の中でわざわざ調理室を設けてやるということで、そのとおりだと思います。本来は、学校給食も自校方式、自分の所に調理室を設けると、これが基本であります。温かいものは温かいうちに、冷たいものは冷たいうちにすぐ子どもたちに食べさせるという趣旨でございましょうが、冒頭申し上げましたように、経費の節減から、今はセンター方式をとっているわけですが、今後、民間委託へと進んでいった場合に、やはり民間委託をこれから検討するということがございますが、必ず委託業者は、今までと同じとおりになりますと、こう答えるそうです。今までと同じに、地産地消で地元のものをつかってやりますと、こう答えるそうです。

話はちょっと横道にそれますが、実はきのうですか、私ども議会が終わって食事に行きましたら、そのレストランの店主に今忙しいですかと言いましたら、いや、そうでもないんですよ。何ですかと言いましたら、大手にはかなわないと言うんです。大手のファミリーレストランあたりになりますと、例えば茶碗蒸しにしても、ぽんと開けてレンジでするだけですぐ出せるんですよ。我々の場合には、朝、きょうどのくらい売れるかとちゃんと調理を仕込んで、夕方はもう売れないものはもたないから、みんな廃棄をしてしまう。ですから、大手のお店ですと、調理室も少なくても済むわけですから、調理室も要らないし、調理はみんな高校生でできてしまう。ですから、人件費等を考えると、やはり民間のものは厳しいと。

やはり、これも給食にも当てはまるのではないかなと心配をするわけでありまして。と申しますのは、例えば、今までの給食ですと、当然、栄養士を初め、自分たちで料理を仕込んで子どもたちにやると。ところが、これが例えば委託方式にしてコストばかり気にしていると、どうしても業者は無駄のない、例えば冷凍食品であるとか、腐らない防腐剤をいっぱいやったものを使用するとか、そういったことも心配するわけでありまして。ですから、子どもを持つ親にしてみれば、やはり、行政が苦しいからといって、子どもたちまで何でも安いからいいからという食べ物では困ると、こういった声もありますので、十分それを頭に入れて今後ご検討をいただきたいと思っております。

民間委託の場合ですと、栄養士ですか、職員が委託会社の給食現場に入って給食作業を指導することが職業安定法第44条及び施行規則第4条に違反する行為ということなんです。委託してしまうと、入れないということなんです。やはり、そういった面がありますと、一番心配なのは異物の混入であるとか、先ほども言いましたように、冷凍食品が多くなりはないかとか、こういうこともありますので、ひとつこの辺、これから十分勉強するでありま

しょうが、十分な勉強を再度お願いして、検討していただきたいということをお願い申し上げます、質問を終わります。

議長（鈴木正道） 木内欽市議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（伊藤忠良） それでは、私の方から何点かお答えをさせていただきます。

もっと旭市のPRをというお話でございました。外部だけでなしに、市民の皆さん方への市のいい所のPR等もこれから努めていきたい、そのように思います。

それから、旧商店街で、どうしても大手のスーパー等にはかなわないんだから、もっとブランドものを扱ったらというご指摘でございました。この辺は、商店を営む皆さん方の仕事でございますから、その辺も商店を営む皆さん方に、こういったことをしたらどうかということもお話をさせていただきたい、そのように考えます。

いろいろな所を視察をさせていただいて、その辺の活性化対策も講じさせていただいているわけでご覧になって、ラーメン等でまちおこしをしている所もあるわけですから、その辺のものもお話をさせていただきたいと思います。

それから、飯岡バイパスの問題でありますけれども、確かに、これまでいろいろなお店ができました。残念ながら、成功したお店はほとんど見られない。その要因というのは、たしかに、私も真ん中に水路があって、反対路線から簡単に入れない。この辺が一番響いているんじゃないのかなと、そのように思っておりますので、これから国県とも相談をさせてもらいながら、いい方向が出せたらと、そのように考えておりますので、よろしく願いしたいと思います。

それから、工業団地でございますけれども、もちろん、最もいい時期だろう。経済が動いてくれてよくなってきていると思っておりますから、そんな意味では、誘致の審議会等もしきちんとしていくということも考えておりますので、期待をしていただきたいと同時に、議員の方のご指導もぜひお願いいたしたいと思っております。

それから、市バスの運行時間の延長ですけれども、この辺は、全く四角四面に、その時間に帰らなければならないということではないだろうと思っております。そういった意味では、臨機応変に対応ができるだろうと思っておりますから、私の方からも運転手にお話をしておきたいと思っております。

ただ、1人の運転手で業務を担当しておりますから、運転手の健康の面も考えてやらなければなりませんし、掃除等の問題もございますから、その面とも十分配慮をさせていただき

ながら、市民の皆さん方に便宜を図りたい、そのように思います。

それから、行政サービスでございますけれども、いろいろな意味で、まだ市民の皆さん方に納得のいかない点もあるだろうと思います。単純に旭方式でという話ばかりではないだろうと思いますけれども、そういったいろいろな問題が生じたときには、旭が、海上が、飯岡がというようなことではなしに、一番よりよい方法というものを職員の皆さんで検討してもらえるように指導していきたい、そのように思います。

それから、学校給食でございますけれども、これはもう言うまでもなく、昨日もお答えをさせていただきましたけれども、単純に単価だけの問題ではありません。きちんとそういった子どもたちの成長というものも考えて対応したいと思えますし、同時に、先ほど来、何度も言っておりますように、食材なら何でもそろふ地域でありますから、そういったものの活用がきちっとできるような方法というものを十分配慮していきたいと思っております。初めに民営化ありきというような考えで物を考えているわけではありませんから、よろしく願いたいと思います。

私の方からは以上です。

議長（鈴木正道） 建設課長。

建設課長（米本壽一） 道路整備要望がどのくらいあるかについてお答えします。

230路線です。

以上です。

議長（鈴木正道） 木内欽市議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして、一般質問は全部終了いたしました。

議長（鈴木正道） これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は26日定刻より開会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 零時 28分

## 平成18年旭市議会第2回定例会会議録

### 議事日程（第5号）

平成18年6月26日（月曜日）午前10時開議

- 第 1 常任委員長報告
- 第 2 質疑、討論、採決
- 第 3 常任委員長請願報告
- 第 4 質疑、討論、採決
- 第 5 常任委員長陳情報告
- 第 6 質疑、討論、採決
- 第 7 事務報告
- 第 8 閉 会

#### 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 常任委員長報告
- 日程第 2 質疑、討論、採決
- 日程第 3 常任委員長請願報告
- 日程第 4 質疑、討論、採決
- 日程第 5 常任委員長陳情報告
- 日程第 6 質疑、討論、採決
- 追加日程第 1 議案上程
- 追加日程第 2 提案理由の説明
- 追加日程第 3 議案の補足説明
- 追加日程第 4 質疑、討論、採決
- 追加日程第 5 発議案上程
- 追加日程第 6 提案理由の説明
- 追加日程第 7 質疑、討論、採決
- 日程第 7 事務報告
- 日程第 8 閉 会

出席議員（26名）

1番	伊藤保	2番	島田和雄
3番	平野忠作	4番	伊藤房代
5番	林七巳	6番	向後悦世
7番	景山岩三郎	8番	滑川公英
9番	嶋田哲純	10番	柴田徹也
11番	木内欽市	12番	佐久間茂樹
13番	日下昭治	14番	平野浩
15番	林俊介	16番	明智忠直
17番	林一雄	18番	高木武雄
19番	嶋田茂樹	20番	向後和夫
21番	高橋利彦	22番	林正一郎
23番	鈴木正道	24番	神子功
25番	伊藤鐵	26番	林一哉

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	伊藤忠良	助役	重田雅行
教育長	米本弥栄子	病院事業者 管理	吉田象二
病院事務部長	今井和夫	総務課長	増田雅男
秘書広報課長	野口徳和	企画課長	加瀬正彦
財政課長	高埜英俊	税務課長	江ヶ崎純敏
市民課長	林久男	環境課長	小長谷博
保険年金課長	増田富雄	健康管理課長	浪川敏夫
社会福祉課長	遠藤純夫	高齢者 福祉課長	横山秀喜
商工観光課長	神原房雄	農水産課長	堀江隆夫
建設課長	米本壽一	都市整備課長	島田和幸

下水道課長	山崎健次	海上支所長	木内孫兵衛
飯岡支所長	佐久間俊雄	干潟支所長	木内國利
會計課長	宮本英一	消防長	佐藤眞一
水道課長	堀川茂博	庶務課長	在田豊
学校教育課長	多田清司	生涯学習課長	花香寛源
監査委員 長	平野哲也	農業委員会 事務局長	小田雄治
飯岡荘支配人	野口國男	病院事務次長	伊東一直

事務局職員出席者

事務局長	来栖昭一	事務局次長	石毛健一
------	------	-------	------

開議 午前10時 3分

議長（鈴木正道） おはようございます。

ただいまの出席議員は26名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

#### 日程第1 常任委員長報告

議長（鈴木正道） 議案第1号から議案第8号まで及び議案第10号から議案第14号までの13議案と請願第1号から請願第3号までの請願3件並びに閉会中の継続審査の陳情3件と陳情第7号、陳情第8号の陳情2件を一括議題といたします。

各常任委員会に付託いたしました議案等の審査結果は、お手元に配布のとおりであります。配布漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（鈴木正道） 配布漏れないものと認めます。

日程第1、常任委員長報告。

各常任委員会に付託いたしました議案審査の経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

初めに、公営企業常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長、高橋利彦議員、ご登壇願います。

（公営企業常任委員長 高橋利彦 登壇）

公営企業常任委員長（高橋利彦） 公営企業常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る6月12日の本会議において付託されました議案第2号、旭市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について、議案第13号、専決処分の承認についての2議案についての審査経過並びに結果を申し上げます。

去る6月19日、午前10時より議会委員会室において、議案説明のため執行部より関係課長の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について質疑とその答弁の内容を申し上げます。

議案第2号の主な質疑について申し上げます。

死後の処置料が2,100円から5,250円に改正することは、市民から見ると上がっても1割か2割程度と考えているところであるが、2.5倍にもなることから、市民に対してわかりやすく説明するにはどうすればよいかとの質疑では、従来、使用していた脱脂綿からシリコン製剤を使用することで値段は約4倍となり、手数料においても単純に考えると4倍近いものになってしまうことから、県内の病院を参考に一番低い料金で設定をしたとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、慎重審査の結果、別紙報告書のとおり2議案とも全員異議なく原案どおり可決並びに承認すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成18年6月26日、公営企業常任委員会委員長、高橋利彦。

議長（鈴木正道） 公営企業常任委員会委員長の報告は終わりました。

続いて、建設経済常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長、向後和夫議員、ご登壇願います。

（建設経済常任委員長 向後和夫 登壇）

建設経済常任委員長（向後和夫） 建設経済常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る6月12日の本会議において付託されました議案第3号、旭市農業研修施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について、議案第7号、市道路線の変更について、議案第8号、市道路線の認定についての3議案についての審査経過並びに結果を申し上げます。

去る6月20日、午前10時より議会委員会室において、議案説明のため執行部より助役ほか関係課長の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について質疑とその答弁の内容を申し上げます。

初めに、議案第3号の主な質疑2点について申し上げます。

1点目として、農業研修施設を無償譲渡するに当たり、建物と土地の所有権など地元区とどのような協議をされたのかとの質疑では、農業研修施設については、国の補助事業である農業構造改善事業により建築されたものであり、補助事業による財産処分においては、木造で24年を経過しないと譲渡できない制限がある。本施設においては、築26年以上を経過していることと実質的に集落で使用している施設の部分が大半であることから、地元の方々と協議して譲渡するに至ったものである。また、譲渡するに当たり、建物の所有が市から地元区

になることで土地の所有者とのトラブルが発生しないよう契約等の指導をしていきたいとの答弁がありました。

2点目として、譲渡した後の施設の修繕また改修等の維持管理はどうなるのかとの質疑では、維持管理については、200万円を限度に2分の1を補助するコミュニティ育成事業補助金制度があるので、採択基準の要件はあるが活用いただきたいとの答弁がありました。

次に、議案第7号及び議案第8号の主な質疑について申し上げます。

国の道路整備交付金をもってどのように道路整備が進捗されるのか、また交付金の額は試算されているのかとの質疑では、中央病院アクセス道の東西線については、道整備交付金を使い4年間で工事を終える予定である。今年度においては、設計や用地測量、土地購入を予定している。また、交付金については、全体事業費で1億8,000万円を予定しており、その2分の1が交付金となるとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、そのほか質疑を尽くし慎重審査の結果、別紙報告書のとおり3議案とも全員異議なく原案どおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成18年6月26日、建設経済常任委員会委員長、向後和夫。

議長（鈴木正道） 建設経済常任委員会委員長の報告は終わりました。

続いて、文教福祉常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長、林一雄議員、ご登壇願います。

（文教福祉常任委員長 林 一雄 登壇）

文教福祉常任委員長（林 一雄） 文教福祉常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る6月12日、本会議において付託されました議案第1号、旭市障害者介護給付費等審査会の委員の定数等を定める条例の制定について、議案第4号、旭市青年館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の設定について、議案第14号、旭市国民健康保険直営診療所使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定についての3議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る6月21日、午前10時より議会委員会室において、議案説明のため執行部より教育長ほか関係課長の出席を求め、本委員会を開催いたしました。慎重に審査をいたしました結果、特に質疑等はなく、別紙報告書のとおり3議案とも全員異議なく原案どおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告をいたします。

平成18年6月26日、文教福祉常任委員会委員長、林一雄。

議長（鈴木正道） 文教福祉常任委員会委員長の報告は終わりました。

続いて、総務常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長、林俊介議員、ご登壇願います。

（総務常任委員長 林 俊介 登壇）

総務常任委員長（林 俊介） 総務常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る6月12日の本会議において付託されました議案第5号、財産の取得について、議案第6号、財産の取得について、議案第10号、専決処分の承認について、議案第11号、専決処分の承認について、議案第12号、専決処分の承認についての5議案についての審査経過並びに結果を申し上げます。

去る6月22日、午前10時より議会委員会室において、議案説明のため執行部より助役ほか関係課長の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について質疑とその答弁の内容を申し上げます。

初めに、議案第5号及び議案第6号についての主な質疑2点について申し上げます。

1点目として、高規格救急自動車を飯岡分署に配置することで市内4か所すべてに配置することになり、また救急救命士も各4か所に配属をしたということで、これらの配備による効果があったかどうかとの質疑では、救命率の向上自体については大きな数値の変化はないが、救急救命士による心肺停止者に対する電氣的除細動処置や気道の確保等ができる。普通の救急隊員が実施できる範囲をさらに超えて、より高度な処置が可能となり、地域住民に対して安心できる体制が整ったとの答弁がありました。

次に、2点目として、入札において、業者は予算を見て大体の価格を予想しているのか、また本件の予定価格は幾らだったかとの質疑では、一定の数字は確認できないと思うが、消防自動車のように特殊的な車両においては、装備や備品等も特殊で、個々の事情により必ずしも予算どおりにいくわけではない。また、予定価格については、税抜きで高規格救急自動車が2,985万7,000円、水槽付消防ポンプ自動車が9,256万1,000円であるとの答弁がありました。

次に、議案第10号についての主な質疑2点について申し上げます。

1点目として、税源移譲された部分においては、市の責任において徴収することになると思うが、対応策はあるのかとの質疑では、税の納付においては、基本を自主納付としている。

納めない方については、催告後、財産調査を行い、差し押さえの予告をした上で差し押さえを行っている。今後も市の考え方としてこの姿勢を納税者の方に浸透していくことを考えているとの答弁がありました。

次に、2点目として、市税が増えることは、自由に使える財源が確保されたということであると思うが、使い道は決まっているのかとの質疑では、一般財源は、市税と地方交付税を1つのくくりとしており、市税が増える分地方交付税が減らされると考えるので、財源が増えるかどうかは今の段階ではわからない。また、一般財源の使い道については、地方交付税をもらっていない不交付団体であれば、自主的な財源として確保できる部分はあると思うが、当市は約半分が地方交付税で、残りの半分が市税という団体であることから、使い道はほとんどが決まっており、自由に使える部分としてはごくわずかなものであるとの答弁がありました。

次に、議案第12号について、主な質疑について申し上げます。

介護納付金の課税限度額8万円から9万円に改正されたことによる影響はどのくらいあるのか。また、限度額超過世帯はどのくらいあるのかとの質疑では、今回の改正においては、介護給付費の増加が見込まれる中で、税制改正にかかわる地方税法等の改正とともに、国保会計全体から考えていかなければならず、例えば、限度額を低く抑えれば超過する世帯にとっては負担が少なく助かることになる。低く抑えた分は他の被保険者に負担をしていただくことになる。限度額を超えるということは、ある程度の所得があると考えている。また、介護納付金分の限度額超過世帯の数は、平成18年度は450世帯が該当し、医療給付費分の限度額超過世帯数としては1,059世帯であるとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、このほか質疑を尽くし、慎重審査の結果、別紙報告書のとおり5議案とも全員異議なく、原案どおり可決並びに承認すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

平成18年6月26日、総務常任委員会委員長、林俊介。

議長（鈴木正道） 総務常任委員会委員長の報告は終わりました。

以上で付託議案に対する各常任委員会委員長の報告は終わりました。

## 日程第2 質疑、討論、採決

議長（鈴木正道） 日程第2、質疑、討論、採決。

質疑、討論、採決を行います。

ただいまの各委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（鈴木正道） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

神子功議員、ご登壇願います。

24番（神子 功） 私は、文教福祉常任委員会に付託されました議案第1号、議案第4号、議案第14号につきまして、賛成の立場から討論をさせていただきます。

初めに、議案第1号、旭市障害者介護給付費等審査会の委員の定数等を定める条例の制定についてであります。

この条例は、障害者自立支援法第15条の規定により、市町村に障害程度区分の審査判定業務を行う及び市町村の支給要否決定を行うに当たり、意見を聴くため審査会を置くこととして、今回、その審査会の委員の定数等を定めることとなっております。提案されたものでございます。

私は、本会議で定数10人とする根拠、委員の構成、審査会の開催や委員の任期等の考え方について質疑をいたしました。答弁としては、厚生労働省社会援護局障害保健福祉部長が、各都道府県知事あてに平成18年3月17日付けで通知した市町村審査会の運営について、この内容の基本とすべき内容でありました。この条例が可決されますと、具体的な対応がされ、また細部にわたる必要な事項につきましては、市長が定めることとなるわけであります。

そこで、市当局にぜひお願いしたいことは、厚生労働省が障害者自立支援法について介護給付における障害程度区分のプロセスというもので示された内容があります。これを考えますと、約100項目ある介護給付の基本となる障害程度区分認定調査項目の調査が障害程度をどう判断するかということで大切になってくるわけであります。そこで、データはコンピュータに入力されると思います。ヒューマンエラーもヒューマンミスも発生することも考えられます。

したがって、審査会の委員の方々が障害程度区分に関する調査判定を行う際、間違った判定をすることなく、適正な判定がされるためには、基礎となるデータそして入力ミスが発

生しないようなそういう確認体制をとることが必要と考えるわけであります。ぜひ、このことにつきまして、市当局におかれましてはお願いをしたいということをもって賛成討論とするものでございます。

次に、議案第4号、旭市青年館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について討論をさせていただきます。

この件につきましては、本会議で担当課長より、今回廃止となる青年館の場所、構造、面積そして設置年月等詳細な補足説明をいただきました。そこで、私は、旭地区で平成7年3月に所期の目的を達成したというような経過を念頭に置いての質疑をさせていただきました。

内容的には、今回、地元区からの要望により、無償譲渡することについて、無償譲渡するに至った経過。2点目は、各青年館が設置されている所在地の土地の所有権、名義がどうなっているか。3点目、各青年館の建物の所有権、名義はどうなっているか。さらに、今後の無償譲渡以後の修繕、改築については、行政と地元でどのような話し合いをされたかという内容のものでございました。

今回、同様の案件で建設経済常任委員会に付託された議案第3号、旭市農業研修施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定についてがでございます。議案第3号は、私の所管する委員会でございますので、既に議論をさせていただいたところでございます。この2議案とも、結論的には所期の目的を達成したため、行政から地元へそれぞれ施設を無償譲渡して地元で有効活用してほしいということではなかったかと思えます。

私が心配しておりますのは、補助整備事業として設置された施設が、地元区の要望があったから適正管理が見込まれるとして無償譲渡し、維持・補修等は地元で行うこと、2点目は土地建物の名義、特に建物の名義が変わることによる地権者等のトラブルは発生しないか、また発生したときどうするのかという点が心配でございました。今回、質疑によりましてわかったことは、地元は無償譲渡した後の修繕、改築等については、コミュニティ育成事業制度を活用して対応していくとのことの確認をさせていただきました。

市当局におきましては、無償譲渡される際、地権者あるいは建物のトラブルの発生がないよう、また維持管理につきましてもタイアップしていただきまして、ぜひこのことをお願いして賛成討論とするものでございます。

最後に、議案第14号、旭市国民健康保険直営診療所使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について討論をさせていただきます。

この議案につきましては、使用料・手数料を改正するものでございます。いわゆる診療所

の使用料・手数料でございます。ちなみに、議案第13号、これについては、同様の案件が専決処分の承認について提案されているところでございます。しかも、13号、14号については、適用する期間が平成18年4月1日からとなっております。14号での補足説明で初診料等のごとが現行より安くなるという説明もございました。この議案につきましては、平成18年厚生労働省告示第92号により算定した額の改正でございます。

こうしたことから、議案第13号、14号とも本来同じく専決処分で出ることが可能でございました。しかし、議案第14号については、新たに議案として提案をされたものでございます。平成18年厚生労働省告示第92号を受けているにもかかわらず診療所の担当者あるいは本庁における担当課として、どちらが先に手を挙げても、この問題につきましては、専決処分が出たのではないかとというふうに考えられるわけでございます。

したがって、市民に直接関係がある今回の議案につきましては、安ければよいあるいは高かったらどうしようかという手数料の問題以前に、行政としてしかるべき措置がとられなかったことが問題点ではなかったか。いわゆる条例に反することではなかったかということとをまずご指摘を申し上げます。

さらに、これにつきましては、合併してよかったと言えるような行政のきめ細かなこれからの行政サービスということでは、やはり反省を促したい一人でございます。

今回、この議案につきましては、条例として定めなければいけない必要性がございます。そういった意味で、私はこの件につきましては、強く反省を促し、賛成討論とするものでございます。

なお、本定例会で気がついたこと2点について申し上げます。

第2回定例会で感じたことについては、本会議での補足説明が余りにも簡単になり過ぎてはいないか。所管委員会での報告事項のあり方について、質疑しなければ報告がないということであってはならないということも感じました。合併してそういうような状況が見受けられる傾向にあるかと思えます。

議会につきましては、定例会が年4回ございます。3月では予算審議、それを受けて6月、9月、12月と執行し、進捗状況が必ずあるわけであります。必要なものは必要なときに報告していただきたいということを強く感じるものでございます。いわゆる開かれた行政でなければならないと願うものであります。

以上、このことを強く要求いたしまして、私の討論を終わります。

議長（鈴木正道） 以上で通告による討論は終わりました。

討論を終わります。

これより議案第1号から議案第8号まで及び議案第10号から議案第14号までの13議案について採決いたします。

議案第1号、旭市障害者介護給付費等審査会の委員の定数等を定める条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(鈴木正道) 全員賛成。

よって、議案第1号は原案どおり可決されました。

議案第2号、旭市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(鈴木正道) 全員賛成。

よって、議案第2号は原案どおり可決されました。

議案第3号、旭市農業研修施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(鈴木正道) 全員賛成。

よって、議案第3号は原案どおり可決されました。

議案第4号、旭市青年館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(鈴木正道) 全員賛成。

よって、議案第4号は原案どおり可決されました。

議案第5号、財産の取得について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(鈴木正道) 全員賛成。

よって、議案第5号は原案どおり可決されました。

議案第6号、財産の取得について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(鈴木正道) 全員賛成。

よって、議案第6号は原案どおり可決されました。

議案第7号、市道路線の変更について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(鈴木正道) 全員賛成。

よって、議案第7号は原案どおり可決されました。

議案第8号、市道路線の認定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(鈴木正道) 全員賛成。

よって、議案第8号は原案どおり可決されました。

議案第10号、専決処分の承認について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(鈴木正道) 全員賛成。

よって、議案第10号は承認することに決しました。

議案第11号、専決処分の承認について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(鈴木正道) 全員賛成。

よって、議案第11号は承認することに決しました。

議案第12号、専決処分の承認について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(鈴木正道) 全員賛成。

よって、議案第12号は承認することに決しました。

議案第13号、専決処分の承認について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(鈴木正道) 全員賛成。

よって、議案第13号は承認することに決しました。

議案第14号、旭市国民健康保険直営診療所使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(鈴木正道) 全員賛成。

よって、議案第14号は原案どおり可決されました。

### 日程第3 常任委員長請願報告

議長（鈴木正道） 日程第3、常任委員長請願報告。

常任委員長請願報告を行います。

文教福祉常任委員会に付託いたしました請願第1号、請願第2号、請願第3号の審査経過と結果について、委員長の報告を求めます。

委員長、林一雄議員、ご登壇願います。

（文教福祉常任委員長 林 一雄 登壇）

文教福祉常任委員長（林 一雄） 文教福祉常任委員会委員長の請願報告を申し上げます。

去る6月12日、本会議において付託されました請願第1号、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書採択を求める請願について、請願第2号、国における平成19(2007)年度教育予算拡充に関する意見書採択に関する請願について、請願第3号、地域手当の県内格差支給の是正に関する意見書採択に関する請願についての請願3件について、審査経過並びに結果を申し上げます。

請願審査は、6月21日付託議案の審査終了後、紹介議員と参考意見を聴取するために教育委員会から教育長、学校教育課長の出席をいただき、本請願の内容について詳しく説明を受け、直ちに審査を行いました。

審査では、請願第1号及び第2号については、教育には予算を惜しまないで、子どもたちにより教育環境の場を与えることが必要であるという意見が出され、また請願第3号については、土地の価格など経済的な格差があるのだから地域格差が生じることは当然としながらも、格差による教職員の質や教育レベルの低下につながるおそれがあるとの意見が多く出され、結果、別紙報告書のとおり3請願とも全員異議なく採択すべきものと決しました。

以上のとおり報告をいたします。

平成18年6月26日、文教福祉常任委員会委員長、林一雄。

議長（鈴木正道） 文教福祉常任委員会委員長の報告は終わりました。

以上で付託請願に対する常任委員会委員長の報告は終わりました。

#### 日程第4 質疑、討論、採決

議長（鈴木正道） 日程第4、質疑、討論、採決。

質疑、討論、採決を行います。

ただいまの委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（鈴木正道） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論の通告はありません。討論なしと認めます。

これより請願第1号から請願第3号の3件について採決をいたします。

請願第1号、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書採択を求める請願について、文教福祉常任委員会委員長の報告のとおり採択と決するに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（鈴木正道） 全員賛成。

よって、請願第1号は採択と決しました。

請願第2号、国における平成19(2007)年度教育予算拡充に関する意見書採択に関する請願について、文教福祉常任委員会委員長の報告のとおり採択と決するに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（鈴木正道） 全員賛成。

よって、請願第2号は採択と決しました。

請願第3号、地域手当の県内格差支給の是正に関する意見書採択に関する請願について、文教福祉常任委員会委員長の報告のとおり採択と決するに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（鈴木正道） 全員賛成。

よって、請願第3号は採択と決しました。

#### 日程第5 常任委員長陳情報告

議長（鈴木正道） 日程第5、常任委員長陳情報告。

常任委員長陳情報告を行います。

第1回定例会で閉会中の継続審査と決しておりました陳情第3号、陳情第4号、陳情第5号及び陳情第7号、陳情第8号の審査経過と結果について、各常任委員会の委員長の報告を求めます。

初めに、文教福祉常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長、林一雄議員、ご登壇願います。

（文教福祉常任委員長 林 一雄 登壇）

文教福祉常任委員長（林 一雄） 文教福祉常任委員会委員長の陳情報告を申し上げます。

第1回定例会において、閉会中の継続審査と決しておりました、陳情第3号、医療制度の改善を求める陳情について、陳情第4号、国民健康保険制度の改善を求める陳情について、陳情第5号、介護保険制度の改善を求める陳情について、陳情3件について審査経過並びに結果を申し上げます。

陳情審査は、6月21日付託請願の審査終了後、担当課長より本陳情の内容について説明を受け、直ちに審査を行いました。

審査では、負担が軽く福祉が厚いことはよいことであるが、財政的な面と税の公平性からやむを得ないものであるとの意見が多く出され、結果、別紙報告書のとおり3陳情とも全員賛成で不採択と決しました。

以上のとおり報告申し上げます。

平成18年6月26日、文教福祉常任委員会委員長、林一雄。

議長（鈴木正道） 文教福祉常任委員会委員長の報告は終わりました。

続いて、建設経済常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長、向後和夫議員、ご登壇願います。

（建設経済常任委員長 向後和夫 登壇）

建設経済常任委員長（向後和夫） 建設経済常任委員会委員長の陳情報告を申し上げます。

去る6月12日、本会議において付託されました陳情第7号、米国産牛肉の拙速な輸入再々開は行わず、BSE（牛海綿状脳症）の万全な対策を求める陳情についての審査経過並びに結果を申し上げます。

陳情審査は、6月20日付託議案の審査終了後、担当課長より本陳情の内容について詳しく説明を受け、直ちに審査を行いました。

審査では、輸入されないことによる牛肉の高騰という状況もあるが、BSE対策は消費者にとって大きな問題であり、食の安心・安全管理はまだ完全に守られていない状況にあるとの意見が出され、結果、別紙報告書のとおり、陳情第7号については、全員異議なく採択と決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成18年6月26日、建設経済常任委員会委員長、向後和夫。

議長（鈴木正道） 建設経済常任委員会委員長の報告は終わりました。

続いて、公営企業常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長、高橋利彦議員、ご登壇願います。

（公営企業常任委員長 高橋利彦 登壇）

公営企業常任委員長（高橋利彦） 公営企業常任委員会委員長の陳情報告を申し上げます。

去る6月12日、本会議において付託されました陳情第8号、安全でゆきとどいた医療・看護をするために、看護職員の人手不足の緊急改善を求める陳情についての審査経過並びに結果を申し上げます。

陳情審査は、6月19日付託議案の審査終了後、担当課長より本陳情の内容について詳しく説明を受け、直ちに審査を行いました。

審査では、看護職員の配置基準で患者10人に対して1人以上とするなど、他の地域の状況を研究する余地があると思うが、医療制度改革法が国会で成立したばかりであるという事情と配置基準による人員確保は、大幅な人員増となることから、経営に及ぼす影響を考えなければならぬとの意見が出され、結果、別紙報告書のとおり陳情第8号については、全員賛成で不採択と決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成18年6月26日、公営企業常任委員会委員長、高橋利彦。

議長（鈴木正道） 公営企業常任委員会委員長の報告は終わりました。

以上で付託陳情に対する常任委員会委員長の報告は終わりました。

## 日程第6 質疑、討論、採決

議長（鈴木正道） 日程第6、質疑、討論、採決。

質疑、討論、採決を行います。

ただいまの各委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(鈴木正道) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論の通告はありません。討論なしと認めます。

これより陳情第3号から陳情第5号までと陳情第7号、陳情第8号の陳情5件について採決をいたします。

陳情第3号、医療制度の改善を求める陳情について、文教福祉常任委員会委員長の報告のとおり不採択と決するに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(鈴木正道) 全員賛成。

よって、陳情第3号は不採択と決しました。

陳情第4号、国民健康保険制度の改善を求める陳情について、文教福祉常任委員会委員長の報告のとおり不採択と決するに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(鈴木正道) 全員賛成。

よって、陳情第4号は不採択と決しました。

陳情第5号、介護保険制度の改善を求める陳情について、文教福祉常任委員会委員長の報告のとおり不採択と決するに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(鈴木正道) 全員賛成。

よって、陳情第5号は不採択と決しました。

陳情第7号、米国産牛肉の拙速な輸入再々開は行わず、BSE(牛海綿状脳症)の万全な対策を求める陳情について、建設経済常任委員会委員長の報告のとおり採択と決するに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(鈴木正道) 全員賛成。

よって、陳情第7号は採択と決しました。

陳情第8号、安全でゆきとどいた医療・看護をするために、看護職員の人手不足の緊急改

善を求める陳情について、公営企業常任委員会委員長の報告のとおり不採択と決するに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(鈴木正道) 全員賛成。

よって、陳情第8号は不採択と決しました。

しばらく休憩いたします。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時14分

議長(鈴木正道) 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### 追加日程第1 議案上程

議長(鈴木正道) 本日、市長より追加議案の送付があり、これを受理いたしました。

追加のありました議案は、議案第15号、旭市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての1議案であります。

配布漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(鈴木正道) 配布漏れないものと認めます。

おはかりいたします。議案第15号の1議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(鈴木正道) ご異議なしと認めます。

よって、本議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

追加日程第1、議案上程。

議案第15号の1議案を上程いたします。

## 追加日程第2 提案理由の説明

議長（鈴木正道） 追加日程第2、提案理由の説明。

提案理由の説明を求めます。

伊藤市長、ご登壇願います。

（市長 伊藤忠良 登壇）

市長（伊藤忠良） 本日、議案1件を追加提案し、ご審議いただくことといたしました。議案の提案理由についてご説明申し上げます。

議案第15号は、旭市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてでありまして、教育委員会委員1名が8月18日をもって任期満了となりますので、その後任を任命するに当たり、あらかじめ議会の同意を求めるものであります。

私は、赤座修氏が適任と考え、提案するものであります。何とぞご賛同くださいますようお願い申し上げます。

議長（鈴木正道） 提案理由の説明は終わりました。

## 追加日程第3 議案の補足説明

議長（鈴木正道） 追加日程第3、議案の補足説明。

議案の補足説明を求めます。

議案第15号について、総務課長、登壇してください。

（総務課長 増田雅男 登壇）

総務課長（増田雅男） 議案第15号について、補足説明を申し上げます。

本案は、現教育委員であります渡邊幸俊氏が8月18日をもって任期満了となりますので、その後任の教育委員を任命するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定によりあらかじめ議会の同意を求めるものであります。

旭市教育委員会委員に任命したい方は、旭市鎌数526番地にお住まいの赤座修氏、昭和26年2月22日生まれの方でございます。赤座修氏は、青少年相談員、体育指導員等々を歴任され、人格が高潔で教育に関し識見を備えられた教育委員会委員にふさわしい方です。

なお、同法に規定する欠格事項及び兼職の禁止並びに地方自治法に規定する兼業の禁止については、抵触しておりません。

以上で議案第15号の補足説明を終わります。

議長（鈴木正道） 総務課長の補足説明は終わりました。

#### 追加日程第4 質疑、討論、採決

議長（鈴木正道） おはかりいたします。議案第15号は、委員会付託を省略して直接審議することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（鈴木正道） ご異議なしと認めます。

よって、議案第15号は直接審議することに決しました。

追加日程第4、質疑、討論、採決を行います。

おはかりいたします。本議案は、人事案件でございますので、質疑、討論を省略し採決いたします。

議案第15号、旭市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（鈴木正道） 全員賛成。

よって、議案第15号は同意することに決しました。

#### 追加日程第5 発議案上程

議長（鈴木正道） 本日、発議案が提出されました。

提出されました発議案は、発議第1号、義務教育費国庫負担制度堅持に関する意見書の提出について、発議第2号、国における平成19(2007)年度教育予算拡充に関する意見書の提出について、発議第3号、地域手当の県内格差支給の是正に関する意見書の提出について、発議第4号、米国産牛肉の拙速な輸入再々開は行わず、BSE（牛海綿状脳症）の万全な対策

を求める意見書の提出について、発議第 5 号、合併に伴う県議会議員選挙区見直しを求める決議の提出についての 5 発議案であります。

配布漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(鈴木正道) 配布漏れないものと認めます。

おはかりいたします。発議第 1 号から発議第 5 号までの 5 発議案を本日の日程に追加し、直ちに議題にすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(鈴木正道) ご異議なしと認めます。

よって、本発議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

追加日程第 5、発議案上程。

発議第 1 号から発議第 5 号までの 5 発議案を一括上程いたします。

#### 追加日程第 6 提案理由の説明

議長(鈴木正道) 追加日程第 6、提案理由の説明。

提案理由の説明を求めます。

発議第 1 号、発議第 2 号、発議第 3 号について、林一雄議員、ご登壇願います。

(17番 林 一雄 登壇)

17番(林 一雄) それでは、発議第 1 号、発議第 2 号、発議第 3 号について提案理由を申し上げます。

初めに、発議第 1 号、義務教育費国庫負担制度堅持に関する意見書の提出について提案理由を申し上げます。

本発議案については、意見書の案文を朗読して提案理由の説明にかえさせていただきます。

義務教育費国庫負担制度堅持に関する意見書(案)

義務教育費国庫負担制度は、憲法上の要請として、教育の機会均等とその水準の維持向上をめざして、子どもたちの経済的、地理的な条件や居住地のいかんにかかわらず無償で義務教育を受ける機会を保障し、かつ、一定の規模や内容の教育を確保するという国の責務を果たすものである。

国においては、「三位一体」改革の論議の中で、2005年11月には義務教育費国庫負担制度の見直しが行われた。その内容は、義務教育費国庫負担制度は堅持するが、費用負担の割合については、2分の1から3分の1に縮減するというものであった。政府は、教育の質的論議をぬぎに、国の財政状況を理由として、これまで義務教育費国庫負担制度から対象項目をはずし、一般財源化してきた。今後、3分の1とした国庫負担金の割合が、恒久措置ではなく、制度全廃も含めた検討がなされる可能性もある。

義務教育における国と地方の役割等について十分議論がされないまま、地方分権推進の名のもとに、このような見直しが今後さらに行われると、厳しい地方財政をますます圧迫するばかりではなく、義務教育の円滑な推進に大きな影響を及ぼすことが憂慮される。また、義務教育費国庫負担制度が廃止された場合、義務教育の水準格差が生まれることは必至である。

よって、国においては、21世紀の子どもたちの教育に責任を持つとともに、教育水準の維持向上と地方財政の安定を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書の提出先でございますが、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣あてでございます。

続いて、発議第2号、国における平成19(2007)年度教育予算拡充に関する意見書の提出について提案理由を申し上げます。

本発議案については、意見書の案文を朗読して提案理由の説明にかえさせていただきます。

国における平成19(2007)年度教育予算拡充に関する意見書(案)

教育は、教育基本法に則り、日本の未来を担う子どもたちを心豊かに育てるという重要な使命をおっている。しかし現在、日本の教育は、「いじめ」「不登校」をはじめ、いわゆる「学級崩壊」、さらには少年による凶悪犯罪、経済の二極化による、失業者の増加により授業料の滞納等、様々な深刻な問題を抱えている。

一方、国際化・高度情報化などの社会変化に対応した学校教育の推進や教育環境の整備促進、総合的な学習の時間実施や選択履修の拡大に伴う経費等の確保も急務である。千葉県及び県内各市町村においても、ゆとりの中で子どもたち一人ひとりの個性を尊重しながら、生きる力と豊かな人間性の育成をめざしていく必要がある。そのためのさまざまな教育施策の展開には、財政状況の厳しい現状をみれば、国から財政的な支援等の協力が不可欠である。しかし、平成18(2006)年度の文部科学省所管の一般会計予算は、前年度比10.5%マイナスとなっている。県、市町村への地方交付税交付金も削減されている。豊かな教育を実現させ

るためには、子どもたちの教育環境の整備を一層進める必要がある。そこで、以下の項目を中心に、来年度に向けての予算の充実をしていただきたい。

・子どもたちに、きめ細かな指導をするための公立義務教育諸学校教職員定数改善計画を早期に策定すること

・少人数学級を実現するための義務教育諸学校における学級編成基準数を改善すること

・保護者の教育費負担を軽減するために義務教育教科書無償制度を堅持することや就学援助に関わる予算を拡充すること

・子どもたちが地域で活動できる総合型地域クラブの育成等環境・条件を整備すること

・危険校舎、老朽校舎の改築やエアコン、洋式トイレ設置等の公立学校施設整備費を充実すること

・子どもの安全と豊かな学習を保障するために、基準財政需要額を改善し、地方交付税交付金を増額すること など

国においては、教育が未来への先行投資であり、日本の未来を担う子どもたちに十分な教育を保障することが、国民の共通した使命であることを再認識され、国財政が非常に厳しい状況の中ではあるが、必要な教育予算を確保することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書の提出先でございますが、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣あてでございます。

続いて、発議第3号、地域手当の県内格差支給の是正に関する意見書の提出について提案理由を申し上げます。

本発議案については、意見書の案文を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

地域手当の県内格差支給の是正に関する意見書（案）

昨年12月5日、千葉県人事委員会は、県職員・教職員の給与構造の見直しについて勧告を行った。その内容は、基本給の引き下げ等、賃金水準を大幅に引き下げるものであった。

調整手当に替わって新設された地域手当については、県内を8%支給地域と5%支給地域とに二分し、3%の格差を設けるものとなった。この地域手当の支給は、平成22年までに完成するとされており、今年度は県内を5%、3%、2%支給地域に三分割している。

教職員は、県内56市町村すべてに勤務している。しかし、地域手当の格差支給により、同様な職務を遂行しているにもかかわらず、年収で大きな差が生じるという事実が発生している。これにより、教職員の不公平感が増すばかりではなく、円滑な人事異動や教職員採用へ

の影響も懸念される。ひいては、地域による教育の水準格差も生じかねない。近隣においても、神奈川県や静岡県、山梨県は県内一律支給となっている。

よって、千葉県内の地域手当を全県一律支給とし、格差を早期に是正することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書の提出先でございますが、千葉県知事、千葉県人事委員会委員長あてでございます。

以上でございます。皆様のご賛同をお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。  
議長（鈴木正道） 林一雄議員の提案理由の説明は終わりました。

続いて、発議第4号について、向後和夫議員、ご登壇願います。

（20番 向後和夫 登壇）

20番（向後和夫） 発議第4号、米国産牛肉の拙速な輸入再々開は行わず、BSE（牛海綿状脳症）の万全な対策を求める意見書の提出についての提案理由を申し上げます。

本発議案については、意見書の案文を朗読して提案理由の説明にかえさせていただきます。

米国産牛肉の拙速な輸入再々開は行わず、BSE（牛海綿状脳症）の万全な対策を求める意見書（案）

日本政府は平成17年12月12日に、アメリカ・カナダ産牛肉の輸入再開を決定し輸入が再開されました。しかし、本年1月20日にアメリカから輸入された牛肉にSRM（特定危険部位）の脊柱が混入していたことが発見されたことから、再び輸入が停止しました。米国産牛肉等は、検査体制や特定危険部位の除去、肉骨粉の飼料への使用などの飼料規制、生産・流通履歴が不明確であるなど、日本に比べてBSE（牛海綿状脳症）対策は極めて不十分なままとなっています。

よって、国においては米国産牛肉の拙速な輸入再々開を行わず、BSE（牛海綿状脳症）の万全な対策を図るため、下記事項を重点課題として対応されるよう強く要望する。

#### 記

1．米国産の牛肉等に対するBSE対策について、下記のような問題点があることから、これらに対する改善措置が明確にならない段階での拙速な輸入再々開を行わないこと。

米国では、と畜される牛でBSE（牛海綿状脳症）検査を行っているのは極めて少ないこと。

生産・流通履歴をたどるトレーサビリティ制度が整っていないため、月齢の判定が正確に出来ず、目視による骨化や肉質の状況での月齢判定では誤差を生じさせること。

特定危険部位の除去では、日本はすべての月齢の牛の脳などの危険部位を除去し、焼却処分を行っているのに対し、米国は30ヶ月齢以上の牛に限られていること。

## 2. 国内のBSE（牛海綿状脳症）対策について

アメリカ・カナダ産の牛肉等の再評価を行うこと。その際には日本で実施されているBSE（牛海綿状脳症）対策である、全頭検査、トレーサビリティ、全頭からのSRM（特定危険部位）の除去、肉骨粉の禁止を基準に評価すること。

輸入時の検査体制を強化し、最大限の検査を行うこと。

消費者の選択権を確保し食の安全を実現するため、牛肉を使用した外食、中食、加工品等すべてに原料原産地表示を義務化すること。

以上、地方自治法第99条により、意見書を提出する。

意見書の提出先でございますが、内閣総理大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、食品安全担当大臣あてでございます。

以上でございます。皆様のご賛同をお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。  
議長（鈴木正道） 向後和夫議員の提案理由の説明は終わりました。

続いて、発議第5号について、林俊介議員、ご登壇願います。

（15番 林 俊介 登壇）

15番（林 俊介） 発議第5号、合併に伴う県議会議員選挙区見直しを求める決議の提出について提案理由を申し上げます。

本発議案については、決議の案文を朗読して提案理由の説明にかえさせていただきます。

合併に伴う県議会議員選挙区見直しを求める決議（案）

私たちは、構造改革の流れの中で、地域の自立と行財政基盤拡充に向けて住民の合意を得ながら、自分たちの住む地域全体のことを思い合併にこぎ着けたわけである。

合併後の新しいまちづくりにおいては、早急に地域住民が一体感を抱き、地域の将来に誇りと愛情を持てるようなまちづくりが求められており、新市に課せられた責任は重大なものがある。

こうしたまちづくりにも関連の深い県議会議員は、常に地域の代表として県議会の場において、その重要な役割を果たしているところであるが、平成17年2月定例会の県議会で可決された「千葉県議会議員の選挙区の特例に関する条例」は、合併して実体のなくなる旧市町村単位を基本とする選挙区から議員を選出することや、合併後の市町村を分轄し選挙区を設定することなど、県議会議員と地域住民との一体感を著しく損なうものと強く憂慮する。

また、市町村合併の形態はさまざまであり、市と郡内町村の合併や郡域を越えた合併など、地域の実情に合わせた形で合併が進められたことにより、これまでの郡市の構成が大きく変化しており、県議の選挙区の原則となっている郡市の区域によるという制度的な部分において既に破綻しているのが現状である。本市においても、平成17年7月1日より1市3町が一体となったが、現行条例で県議会議員選挙を行うとすれば、県議の選挙区が旧旭市、海上郡、香取郡と3つの郡市が混在し、同じ市民でも、旧干潟町住民においては、地域に直接関係のない候補者に票を投じることになり、有権者の選挙制度に対する不信感を招き、ますます選挙離れを引き起こすことが懸念される。

よって、千葉県議会議員の選挙区については、地域住民の一体感の醸成による市町村の健全な発展と地域実情に即した選挙の実施のため、合併後の市町村を基本単位とし、来春に執行される一般選挙から新しい合併後の選挙区とすることを強く要望する。

以上、決議する。

皆様方のご賛同をお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

議長（鈴木正道） 林俊介議員の提案理由の説明は終わりました。

#### 追加日程第7 質疑、討論、採決

議長（鈴木正道） おはかりいたします。発議第1号から発議第5号までの5発議案は、委員会付託を省略し、直接審議することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（鈴木正道） ご異議なしと認めます。

よって、本発議案は、委員会付託を省略して直接審議することに決しました。

追加日程第7、質疑、討論、採決を行います。

発議第1号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（鈴木正道） 質疑なしと認めます。

発議第2号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（鈴木正道） 質疑なしと認めます。

発議第3号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(鈴木正道) 質疑なしと認めます。

発議第4号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(鈴木正道) 質疑なしと認めます。

発議第5号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(鈴木正道) 質疑なしと認めます。

以上で、発議案の質疑は終わりました。

これより発議第1号から発議第5号までの5発議案について一括して討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(鈴木正道) 討論なしと認めます。

これより発議第1号から発議第5号までの5発議案について採決をいたします。

発議第1号、義務教育費国庫負担制度堅持に関する意見書の提出について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(鈴木正道) 全員賛成。

よって、発議第1号は原案どおり可決されました。

発議第2号、国における平成19(2007)年度教育予算拡充に関する意見書の提出について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(鈴木正道) 全員賛成。

よって、発議第2号は原案どおり可決されました。

発議第3号、地域手当の県内格差支給の是正に関する意見書の提出について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(鈴木正道) 全員賛成。

よって、発議第3号は原案どおり可決されました。

発議第4号、米国産牛肉の拙速な輸入再々開は行わず、BSE（牛海綿状脳症）の万全な対策を求める意見書の提出について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（鈴木正道） 全員賛成。

よって、発議第4号は原案どおり可決されました。

発議第5号、合併に伴う県議会議員選挙区見直しを求める決議の提出について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（鈴木正道） 全員賛成。

よって、発議第5号は原案どおり可決されました。

#### 日程第7 事務報告

議長（鈴木正道） 日程第7、事務報告。

事務報告を求めます。

総務課長、登壇してください。

（総務課長 増田雅男 登壇）

総務課長（増田雅男） 篤志寄附を受納しましたので、報告いたします。

1、豚肉200キログラム（15万円相当）を、旭市第三学校給食センターの学校給食用賄材料として、旭市南堀之内720番地1、農事組合法人高木畜産様、旭市鍋木2267番地、有限会社菅井物産様、旭市入野896番地6、有限会社菅谷ファーム様、旭市南堀之内8番地2、有限会社ブライトピック千葉様の方々より、平成18年3月8日受納いたしました。

1、豚肉200キログラム（15万円相当）を、旭市第二学校給食センターの学校給食用賄材料として、旭市入野896番地6、有限会社菅谷ファーム様、旭市南堀之内8番地2、有限会社ブライトピック千葉様の方々より、平成18年3月22日受納いたしました。

1、豚肉211.8キログラム（19万円相当）を、旭市第三学校給食センターの学校給食用賄材料として、旭市南堀之内10番地、干潟町養豚組合様より、平成18年3月23日受納いたしました。

1、金14万1,000円を旭市立ゆたか保育所備品購入費として、旭市大塚原1187番地、豊友

会様より、平成18年4月10日受納いたしました。なお、この団体は、豊畑地区内にあるゴルフの愛好団体でございます。

1、金100万円を旭市立飯岡小学校音楽備品購入費として、旭市口の829番地、伊藤實様より、平成18年5月2日受納いたしました。なお、この方は、元小・中学校教諭でございます。

1、リフト付ワゴン車1台(21万円相当)を、外出支援サービス用車両として、旭市横根3520番地、社会福祉法人旭市社会福祉協議会様より、平成18年5月18日受納いたしました。

1、絵画1点(150万円相当)を、庁舎の備品として、東京都葛飾区堀切7丁目11番3号、椎名保様より、平成18年6月9日受納いたしました。なお、この方は、市内袋地区出身の画家でございます。

1、金30万円を社会福祉費寄付金として、旭市清和甲691番地6、株式会社エステート・プロデュース様より、平成18年6月12日受納いたしました。

以上で事務報告を終わります。

議長(鈴木正道) 事務報告は終わりました。

## 日程第8 閉 会

議長(鈴木正道) 以上をもちまして、本定例会に提出されました議案等の審議は全部終了いたしました。

これにて平成18年旭市議会第2回定例会を閉会いたします。

長期間にわたりまして、大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前11時47分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

旭市議会 議長 鈴木正道

議員 林七巳

議員 向後悦世